

平成22年3月第23回互理町議会定例会会議録(第4号)

○ 平成22年3月10日第23回互理町議会定例会は、互理町議会議事堂に召集された。

○ 応招議員(20名)

1 番 小野 一雄	2 番 熊澤 勇
3 番 鞠子 幸則	4 番 相澤 久美子
5 番 渡邊 健一	6 番 高野 孝一
7 番 宍戸 秀正	8 番 安藤 美重子
9 番 鈴木 高行	10番 平間 竹夫
11番 佐藤 アヤ	12番 佐藤 實
13番 山本 久人	14番 熊田 芳子
15番 安田 重行	16番 永浜 紀次
17番 高野 進	18番 島田 金一
19番 安細 隆之	20番 岩佐 信一

○ 不応招議員(0名)

○ 出席議員(20名) 応招議員に同じ

○ 欠席議員（ 0名） 不応招議員に同じ

○ 説明のため出席した者の職氏名

町 長	齋 藤 邦 男	副 町 長	齋 藤 貞
総務課長	森 忠 則	企画財政課長	佐 藤 仁 志
税務課長	日 下 初 夫	保健福祉課長	佐 藤 浄
町民生活課長	安 喰 和 子	産業観光課長	東 常太郎
わたり温泉鳥の海所長	作 間 行 雄	都市建設課長	古 積 敏 男
上下水道課長	清 野 博 文	会計管理者兼会計課長	齋 藤 良 一
教育長	岩 城 敏 夫	学務課長	遠 藤 敏 夫
生涯学習課長	佐々木 利 久	農業委員会事務局長	東 常太郎
選挙管理委員会書記長	森 忠 則	代表監査委員	齋 藤 功

○ 事務局より出席した者の職氏名

事務局長	佐 藤 正 司	庶務班長	牛 坂 昌 浩
書記	佐 藤 義 行		

議事日程第4号

〔議事日程表末尾掲載〕

本日の会議に付した案件

日程第1 会議録署名議員の指名

日程第2 一般質問

午前 10時00分 開議

議長（岩佐信一君） おはようございます。

開会前に、ただいま町長さんの方から除雪のため職員の方々が2時に出勤したという、こういうお話がございました。ご苦労さんと申し上げておきたいと思います。

これより本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付したとおりであります。

なお、18番島田金一議員から遅刻の届け出があります。

日程第1 会議録署名議員の指名

議長（岩佐信一君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第110条の規定により、6番 高野孝一議員、7番 宍戸秀正議員を指名いたします。

日程第2 一般質問

議長（岩佐信一君） 日程第2、一般質問を行います。

昨日に引き続き、質問を継続いたします。

通告者は、お手元に配付してあるとおりであります。順次発言を許します。

4番。相澤久美子議員、登壇。

〔4番 相澤久美子君 登壇〕

4番（相澤久美子君） 4番 相澤久美子でございます。

私は、今回3件について質問をいたします。

第1件目は性同一性障害者への取り組みについてでございます。

心の性を押し殺して外見の性に従って日常生活を強いられる苦痛は、人権の著しい侵害に当たると思います。私は、平成20年3月定例会において性同一性障害者への配慮について一般質問をいたしました。その質問に対しまして、町長は「今後各公文書について見直しを行い、法令等に基づくものを除き性別欄の廃止について検

討していきたい」と答弁されましたが、その後の対応を伺います。

まず1点目、性別が記載されている公文書は亙理町に何件くらいあるのか伺います。

議長（岩佐信一君） 町長。

町長（齋藤邦男君） それでは、相澤議員にお答えをいたします。

性別が記載された公文書は106件であります。そして、その後廃止した件数が75件、現在残っておるのが31件でございます。以上でございます。

議長（岩佐信一君） 相澤久美子議員。

4番（相澤久美子君） ただいまの答弁で106件、そのうち75件を検討して、あと31件が残っているということでした。

2004年の7月17日の河北新報に掲載された記事でございますが、仙台市は2004年2月定例会ですべての公文書の性別記載を見直す考えを表明、性別欄のある約450の申請書や通知書などを検証した結果、120のケースでは性別欄がなくても業務に支障がないことがわかったということが掲載されておりました。

そこで、お尋ねいたします。この残っている31件、また見直ししていく考えはありなんでしょうか、伺います。

議長（岩佐信一君） 町長。

町長（齋藤邦男君） 第1点目の75件廃止ということで、理解、検討でなく廃止ということでご理解を願いたいと思います。

そこで、検討した内容と件数についてお答えをいたします。

公文書における性別記載欄の廃止検討時に性別が記載された公文書は、先ほど申し上げたとおり106件あったわけでございます。そして、廃止に際しまして町が発行する証明書、町民の方が町に申請する申請書など各課で所管する公文書において、国、県の法令等に基づくものを除き、まずもって住所、氏名、生年月日などで本人確認ができるものは廃止するという。そして、第2点目が性別によって提供するサービス内容を分ける必要がないものは廃止するという、この2点を基本に検討いたしましたところでございます。

そこで、戸籍法や住民基本台帳法など国、県の法令等に基づくもので性別欄が必要な公文書は、例えば出生証明書、死亡届書、住民票、印鑑登録証明書など14件がございます。これは法令に基づく。そして、本人確認のため必要な表彰内申書、奨

学貸付申請書、就学援助費、要するに学校に就く場合等の援助費、あるいは受給申請書など9件ございます。そして事業を実施するに当たり性別欄が必要な公文書は、性別がないと検診結果に影響する各種検診の申込書、保育に必要な保育所入所申込書、そして一時保育申請書、受給者証に記載するために必要な乳幼児医療受給資格登録申請書など8件がございます。

以上、合計31件は検討の結果、性別欄が必要であり、これらを除いた、先ほど申し上げました75件については性別欄を廃止し、平成21年4月1日から施行しておるところでございます。以上でございます。

議長（岩佐信一君） 相澤久美子議員。

4番（相澤久美子君） では、次に2点目に移りたいと思います。

検討した内容と件数については、今2番目、町長ご答弁いただきました。それで、3点目に移りたいと思いますが、75件が廃止になり、31件、今ご答弁いただきましたけれども、3番目の質問に入らせていただきます。

選挙用入場券には性別が記載されておりますが、今後の取り扱いについて伺います。

議長（岩佐信一君） 町長。

町長（齋藤邦男君） 各種選挙時の入場券につきましても、本人確認のため必要なことから、性別欄を設けておりましたが、次の町長選挙から廃止する予定にしております。以上でございます。

議長（岩佐信一君） 相澤久美子議員。

4番（相澤久美子君） これも2004年7月17日の河北新報に載っておりました記事でございますが、市選管が配布した投票所入場券、これまで投票区選挙人の名簿番号などと並んで設けられていた性別欄が今回から削除された。2004年7月11日の参院選で男女別の投票状況を把握する必要があり、新しい入場券でも市選管だけが性別を把握できる工夫を凝らした。市選管は有権者が見てわかるようにする必要はないと判断したということが河北新報の記事に載っておりました。本当に今、町長からご答弁いただきました。本当に思いやりの心、暮らしやすさナンバーワンに取り組んでこられた町長、本当に一人の声に耳を傾け、そして一人一人の町民のためを思い、これまで頑張ってこられたからではないでしょうか。本当に亙理町はほかの市町村と比べて、本当に行政サービスが本当に進んでいる部分も数多くあると思います。

この思いやりの心、本当にほかの市町村でやっているいいことは本当に取り入れていこうという、そういう町長のその思いが、本当に今のご答弁をいただいて本当にうれしく思います。

前回、私が一般質問した後でございましたけれども、議会だよりを見たある町民の方から、ある同僚議員に、この性同一性障害のことについて詳しくお聞きしたいということで連絡があったということもお聞きしました。本当に都会だけに多くこういう性同一性障害の方がいるというのではなくて、うちの娘の友人にも本当にいるわけなんです。そういった思いで、私、本当にこの5月から町長選がありますので、それからこの廃止にしていっていただけないでしょうかと再質問で今質問しようと思っておりましたけれども、本当に町長が5月から廃止にするというご答弁をいただきしましたので、3問目の質問を終わらせていただきます。

次に、2件目に移らせていただきます。

各種健康診査の申込書の提出改善について伺います。

町民の早期発見による健康増進と、それに伴う保険料軽減対策の観点からも総受診体制が必要と考えます。そこで申込書の改善検討を行い、受診率の向上を図るべきと思います。こちらに3点通告しております。

1点目が、対象者全員に郵送による提出方法は。

2点目は、持参できない方についての取り扱いは。

3点目は、申込書に郵送受け付けも可能であることを記載してはどうかと3点通告しておりますが、これを一括でご答弁願います。

議長（岩佐信一君） 町長。

町長（齋藤邦男君） それではお答えいたします。

ただいま相澤議員さんから1点目から3点目については関連があるということでございますので、一括で答弁をさせていただきます。

現在の申し込み方法は、郵便で全世帯に送付し、必要事項を記入後に役場保健福祉課及び各支所に提出をお願いしております。ほかの市町村でも実施方法はさまざま、本町と同じ方法の市町村もございますし郵便で行っているところなどさまざまでございます。本町におきましても、受診率を上げるべく広報掲載や各集会等でお話をさせていただくなど、検診の重要性について周知を図っておるところでございます。

そういう中で、議員さんがご指摘の方法については確かに有効な方法であると考えますので、予算も伴いますが町民の方々の利便性と受診率の向上のため、来年度の実施の際には、今までどおり役場や支所に持参していただく方法と返信用封筒で提出いただく方法と、どちらでもできる方法にいたしたいと考えております。なお、今年度分につきましては、自費ではございますが郵送でも申し込みができることなどについて広報、ホームページに掲載をしております。また、次年度の方法が確定いたしましたら、その内容につきましても申込書の提出時期に合わせ広報、ホームページに掲載したいと考えておるところでございます。以上でございます。

議 長（岩佐信一君） 相澤久美子議員

4 番（相澤久美子君） 今、町長から詳しくご答弁いただきました。本当に非常に財政上厳しいという答弁がありましたけれども、本当に返信用の封筒を、全部郵送した場合、これは本当に町民にとってこんな便利なことはないと思うんですけれども、この返信用の封筒が一緒に入っていて郵送した場合、町がそれを負担した場合、金額は幾らぐらいになるかお示してください。

議 長（岩佐信一君） 町長。

町 長（齋藤邦男君） この返信用はがきにした場合、その場合でも持参する方があろうかと思えます。必ずしも全部郵便で返信する人もないと思っておりますけれども、それらの内容の、具体的内容の積算を保健福祉課長に指示しておりますので、課長の方から答弁をさせます。

議 長（岩佐信一君） 保健福祉課長。

保健福祉課長（佐藤 浄君） 現在の考えておりますおおよその金額でございますけれども、世帯数が約1万1,000世帯ございます。世帯ごとに送らせていただいているものですので、返信していただくものも、今町長が答弁しましたとおり、全員が全員郵送ではないと思えます。かえって役場とか支所の方が近いと、あるいは用事があるというふうなことで出していただけるのではないかというようなことで、大体60%から70%の提出があったと試算しまして、大体六、七十万の予算で済むのではないかと考えてございます。以上でございます。

議 長（岩佐信一君） 相澤久美子議員。

4 番（相澤久美子君） 今、60万から70万の予算ということでしたので、来年度からは郵送による申し込みも本当に可能にさせていただきたいと思えます。町民の方によって

は、働いていて役場まで持っていくのが、もう本当に面倒くさいと。でも、そのうち持っていこう、持っていこうと思っても期限がありますので期限が切れてしまったと。コンビニに行ったときに、そのポストに入れられれば、またスーパーに行ったときにそのポストに入れられれば、こんなに楽なことはないと。なかなか役場庁舎に足を運ぶのが運びづらいと、何か中に入って行きづらいという町民の声が本当に多かったものですから、本当にそんなふうにしていって、そして早期発見ができれば本当にちょっとした治療で済むことが、その役場に提出するのが面倒くさい、役場に行きにくいという、そうやって足踏みしていてとんでもない大きな病気になってしまうという観点から、今回質問させていただきましたので、これは来年からということでよろしくをお願いします。また来年度からということで、先ほど町長もおっしゃいましたけれども、本当にホームページとか、あと申込書が郵送されてきたときにも、そこにも、それまでは実費だとは思いますが、ちゃんと送り先の住所も提示して、町民が本当に申込書が送れるような、そういう配慮をしていただきたいと思いますので、よろしく願いいたします。

次に、3問目に移らせていただきます。

避難警報による対応についてでございます。

まず1点目、今回のチリ地震発生に伴い2月28日大津波警報が出されましたが、わたり温泉や海岸に近い町民に対し、どのような対応をされたのか伺います。

議 長（岩佐信一君） 町長。

町 長（齋藤邦男君） お答えいたします。

今回のような大津波警報が発表されたのは、本町といたしましては初めてのことであります。そこで警戒本部の体制について若干触れてみたいと思います。

亘理町特別警戒本部を設置した中でも、住民を避難させるかどうかということが最大の課題であったわけでございます。この特別警戒本部は副町長が本部長として組織されておりますが、私も終日本部に務めて対応をしてまいっておるところでございます。災害対策本部ということになりますと、町長が本部長、警戒本部というのは副町長ということで防災計画に載っておるわけでございます。

特別警戒本部としては、気象庁、宮城県、隣接市町村等からの情報収集に努め、9時50分には住民避難の方向で検討に入りました。また、住民避難と並行して「わたり温泉鳥の海」並びに「亘理温泉健康センター」の営業についても検討いたしました。

ところであります。「亘理温泉健康センター」については直ちに休館の処置をとるよう指示し、9時50分に閉館を決定して、10時25分までには入館していた16名の方々にご理解をいただき退館を完了したと、皆さんに出てお帰りを願ったということとでございます。「わたり温泉鳥の海」については、10時05分に人命保護の観点から休業を決定、営業は11時30分までとし、お客様には正午までに退館していただくということで館内放送やお声がけをして行動計画を行ったところとでございます。当日の予約状況であります。お昼の宴会が3組で199名、宿泊者が7組で32名とほぼ満室の状況でありましたが、それぞれに実情をご説明申し上げ、キャンセルにしてご理解をいただいたものであります。さらには入浴中でありました50名の皆様には、入浴料を返還の上速やかな避難をお願いし、12時30分までには職員を残し避難が完了したところとあります。

住民の避難については、宮城県沖地震の津波被害想定を参考に避難指定範囲を拡大し、荒浜地区においては本郷区を除いた10の行政区1,229世帯、人数にして4,159名を対象に、さらには吉田東部地区においては大畑浜南、大畑浜北、吉田浜南、吉田浜北の4行政区と、長瀬浜区の中でも鳥の海に面した一部の世帯、合わせて248世帯1,008人を対象として、町全体で1,477世帯、5,167人の住民に対し強制力を持つ避難指示という形で避難を呼びかけたものであります。

避難指示の伝達手段については、指定した行政区の防災行政無線放送を11時45分と12時46分の2回行いました。さらには町の広報車を4班編成し対象区域内を11時50分から13時まで避難を呼びかけながら、亘理消防署並びに消防団とも連携をしながら巡回したところとあります。

避難所については、地域防災計画では津波避難の場合、荒浜地区は亘理小学校へと、吉田東部地区は吉田小学校へ避難することに定めておりますが、避難指示から避難を開始するまでの時間が短いこと、避難所までの移動手段が確保できない方がおられることなどから、荒浜地区については荒浜小学校、荒浜中学校、勤労青少年ホームのおのおのの施設の2階以上の部分に避難所を、吉田東部地区においては長瀬小学校、農村環境改善センターの計5カ所に開設したものであります。また、避難所の運営に万全を期するため、それぞれの避難所に町の保健師1名を含めた10名の職員を配置し、避難者の受け入れに対応いたしましたところとございます。特に、学校を利用したということで、荒浜小学校の校長先生以下10名の方、荒浜小学校、荒

浜中学校では校長先生以下7名の方、長瀬小学校でも校長さん以下12名の方々が、この避難所の運営にご協力いただいておりますことをつけ加えさせていただきます。そのほかに、指定避難所ということで新たに亙理小学校に1名、亙理中学校に1名、吉田小学校に1名避難された方もございました。以上でございます。

議長（岩佐信一君） 相澤久美子議員。

4番（相澤久美子君） 今、町長に詳しく説明していただきましたけれども、そこでちょっとご質問させていただきます。

私も、「わたり温泉鳥の海」に行ってみましたところ、ロビーのところには本当に法事が当日あったということで、黒い喪服を着ている方たちがたくさんいたわけですが、そういう方たちのその後の対応はどのようにされたか伺います。

議長（岩佐信一君） わたり温泉鳥の海所長。

わたり温泉鳥の海所長（作間行雄君） 当日、宴会等の行事で参加された団体につきましては、1団体につきましては任意の団体でございましたのでそのまま料金はいただかないでお帰りいただいたというふうなことでございます。その団体につきましては12名ほどの団体でございます。また当日、160名で歌謡ショーというふうなことでカラオケの発表をしておった団体がございました。その団体は9時から午後5時までというふうな時間帯でございましたが、とにかく避難指示というふうなことで発令されたわけでございますので、その旨主催者にお話しさせていただきましたご理解を賜りましてご退館いただいたというふうなことで、11時半に終了いただきまして12時まで退館いただきました。その団体につきましても、もちろんお料理等につきましては全部出すばかりに準備いたしてございましたが、やむなくそれは全部破棄というふうなことでさせていただきます。次回、その団体からのご相談もありまして、4月18日にまたその160名でもってご利用をいただくようなことで、今、日程等は押さえてございますけれども、詳細につきましては今後詰めていくというふうなことでございます。

また、そのほかに30名ほどの法事の団体がございました。この団体さんにつきましては、避難指示の発令がされた段階で何回も電話連絡を入れたわけですが、恐らくお寺さんの方で行事やっていたかと思われまして、なかなか連絡がつかせませんでした。それで、実際に来ていただいたわけでしたが、その旨ご理解いただきまして、避難指示というふうなことの内容等につきましてご理解いただき

まして、町内の宴会場をお持ちの旅館さんに、直接うちの方からも当たらせてもらいまして、かに座さんですか、そちらの方で受け入れていただけるというふうなことでございましたので、急遽そちらの方に、もちろん申し込みされた団体さんの方の負担ではございますけれども、そのようなことで宴会場の確保までうちの方でさせていただきますましてご案内差し上げたというふうな状況になってございます。以上でございます。

議長（岩佐信一君） 相澤久美子議員。

4 番（相澤久美子君） 今のかに座で宴会ということで、そこを確保されたというご答弁でございましたけれども、この法事をやる予定になっていたということで、準備も、もう法事のお膳も用意されていたと思うんですけども、それをかに座の方に運んだわけではないのでしょうか。違いますね、違いますね。ご答弁お願いします。

議長（岩佐信一君） わたり温泉鳥の海所長。

わたり温泉鳥の海所長（作間行雄君） もちろん、今の相澤議員さんも申されたとおり、料理等は準備してございました。それで、料理につきましては全部破棄いたしました。ただし、白ぶかしですか、それにつきましては、こちらの方の善意というふうなこともございますので、それはお一人お一人におつけさせていただきました。それだけはお持ち帰りいただいたというふうなことでございます。なお、料金につきましては、もちろん徴収してございません。以上でございます。

議長（岩佐信一君） 相澤久美子議員。

4 番（相澤久美子君） 本当にこの対応はすばらしかったと思います。こういう対応を、きちっとした対応を、損をして得をとれではないですけども、きちっとした対応があればこそ、また次に利用していただける、また申し込みがあった、そのような感じに私は思います。ただ、ちょっと1点お聞きしたいんですけども、この連絡がつかないという、今ご答弁でございましたけれども、今携帯電話はお持ちになっている方が多いと思いますけれども、「わたり温泉鳥の海」は海の近くなわけですよ。これからも本当にこういうことが幾度となく想定されるわけです。そういった場合、自宅の電話番号と代表者の携帯電話番号なんかはお聞きした方がいいのではないかと思うわけですけども、携帯電話等はお聞きになっていたのでしょうか、伺います。

議長（岩佐信一君） わたり温泉鳥の海所長。

わたり温泉鳥の海所長（作間行雄君） もちろん、自宅とあと携帯電話の電話番号をお聞きしまして、何度となく自宅の方にはしましたけれども出ないというふうなことで、携帯電話の方には数回ではなくて何回となく電話は営業の方から入れさせていただきましたが、なかなか通じなかったというのが現状でございます。以上でございます。

議長（岩佐信一君） 相澤久美子議員。

4 番（相澤久美子君） 了解いたしました。

あともう一点お聞きしたいと思います。先ほど町長の方からのご答弁で、防災行政無線放送流れたわけですけれども、この防災行政無線というのは本当に聞こえが悪い地域もすごい多いわけですけれども、「ああ、何か鳴っているな」と思って外に出てみます。窓をあけてみます。もうそのころにはもう放送が終わっているという現実も今回あったわけですけれども、この防災行政無線放送、何回、放送する回数、1回、2回では本当に聞き逃してしまうという方もいるんですけれども、その辺をお聞きしたいと思います。

議長（岩佐信一君） 総務課長。

総務課長（森 忠則君） 今回の避難の指示の防災行政無線は2回ほど放送しましたけれども、通常ですと、今回の場合は時間的に結構長かったですね。ですから2回できましたけれども、通常であれば1回で即避難していただかないとだめだと。今回の警報の関係についても、本当はサイレンを鳴らして絶対聞いてくださいよと、わかるような方法をとればよかったですけれども、一番最初に消防署の方で流しましたので、それをカットして今回やりました。2回といいますのは、最初の11時の台が1回と、それから1時間後の12時40分ですか、にやったのが2回目で、2回を放送すれば大体理解できるのかなというふうな、要するに窓あけて、次鳴ったときには何かというふうなことで気づいてくれるのかなというふうなことで2回にしました。ただ、防災行政無線は前の議員さんのときにもお話ししましたけれども、非常に聞こえにくい場所も、あと住宅の張りつけによっては、やはり10年以上もたっておりますので、やはり聞こえにくい場所もございます。今回のデジタル化に合わせてその辺も検討して機数をふやして、不明瞭な地域をなくしたいというふうに思っております。以上でございます。

議長（岩佐信一君） 相澤久美子議員。

4 番（相澤久美子君） デジタル化になれば、本当に聞こえもよくなるんだとは思いますが、デジタル化までの間に、もうあすあさって、また大きな災害等が起き、本当に行政無線で放送しなければならない事態も起きると思います。元気に動ける人たちだけが町民なわけではないんですね。本当に足が不自由でつえをつきながら窓をあける、そういうお年寄りの世帯もいるわけです。1回だけ流す、2回だけで緊急なときは緊急のときほど本当にそういうふうな、もう本当に体の不自由な方にも対応するようなことを行政はやらなくてはならないのではないかと思いますけれども、もう一度ご答弁をお願いします。

議 長（岩佐信一君） 総務課長。

総務課長（森 忠則君） 先ほど町長の答弁の中で、ちょっと漏れてしまったんですけども、実は防災行政無線とあわせて広報車、町の広報車も4台ほど出て、あと消防署、それから消防団出ていただいたわけですが、そのほかに防犯実働隊にも出ていただきました。防災行政無線の補完ということで、すぐそばに行って広報しております。声がけも当然必要ですので、消防団等については声がけをお願いしたいということでやっております。実際、緊急な場合は非常に急を要するわけでございまして、自主防災組織、今各地区にもうでき上がろうとしております。自主防災組織の役割は果たして何なのかということ考えた場合、やはり、自主防災組織の要するに強力な体制ができることが、非常に本来の地震なり津波なりが起きたときに、非常に役に立つといいますか強力な助っ人になるのではないかなというふうに思っております。ですから、単に行政だけの力で無理な部分、必ずあると思うんですね。そういう場合を想定して自主防災組織を強力にしていきたいなというふうに思っております。

議 長（岩佐信一君） 相澤久美子議員。

4 番（相澤久美子君） 何か2番の問題で答弁いただいた部分もあるんですけども、2番目に移らせていただきます。

避難所での問題点、今後の課題等があったか、そのことについて伺います。

議 長（岩佐信一君） 町長。

町 長（齋藤邦男君） ご案内のとおり、当日は比較的寒かったということで、暖のとり方、例えば学校の体育館とか大きな部屋の場合については暖のとり方が大変ではなかったかということ。そしてやはり水分不足ということでお茶などの飲料物の提供、さ

らには町からのやはり情報提供がなかったこと、やはり避難所についての本部との連絡がうまくいかなかったと。あともう一つが、避難した方が留守にするということで自宅の防犯上に不安を抱えておったという方もあるようでございます。そういうことから、防犯実働隊によるところの地域の見回りをしていただいたところでございます、防犯の関係で、そういうこと。そして、大きな課題といたしましては、先ほど来、避難指示を出したにもかかわらず対象人数の13.9%が避難所に避難したということになっております。全国的には6.5%ということで倍以上の避難したわけでございますけれども、13.9%と低かったことでございます。そして、避難指示が出されておっても途中で帰っていったということ。そして、やはり当日は私も各会場を回ったんですけれども、きょうの避難指示は訓練ではないんですよ。自分の身は自分で守るための避難指示でありますので、皆さんは指示のとおり避難していただいたことにありがとうというか、感謝の言葉を述べたわけですが、やはり、避難指示に伴う避難をした方が少なかったというのが、今後、大きく津波だけでなく地震とかいろいろな災害の場合については、やはり危機意識が低いのかなと思っております。これらについても今回の大津波を契機といたしまして、さらに防災組織の中での会議の際にも、ぜひこのことについてお話を申し上げ、このようなことのないようにということで考えておるところでございます。以上でございます。

議長（岩佐信一君） 相澤久美子議員。

- 4 番（相澤久美子君） 危機意識がなかった、今回はという町長のご答弁でございましたけれども、本当に避難所での問題、いろいろ今後の課題というのは今回の大津波警報、これが出されたことによっていろいろ町としても、私たち議員も、そして町民の方々もいろいろ考えさせられたのではないかなと、このように思うわけですが、もう1点ちょっとお聞きしたいんですが、亶理町内で避難指示が出された方たちに、当然防災行政無線を通して避難指示が出されるわけですが、亶理町内の町民でありながら亶理町内で今何が起きている状態か全然わからないという方たちが多かったんですね。というのは、仙台の方の親戚からとか、あと友達からとか、本当に心配して電話がばんばんかかってくるということで、それで逆に仙台の人たちから情報をもらっているような、そんなようなことも聞いたんですね。だから、何か関係がない、指示を出していない町民の方たちの対応というの

は、今後どのように考えていますでしょうか。お聞きしたいと思います。

議長（岩佐信一君） 町長。

町長（齋藤邦男君） 今回の避難指示は大津波ということで、海岸地帯の住民に避難指示をしたわけでございます。そういうことで警戒本部の方で決定をさせていただきまして防災無線による放送をしたわけですけれども、今相澤議員さんから言われた内容も若干町の方にも問い合わせがあったというのも事実ではなかろうかと思っております。そこで、特別警戒本部の中で、全町民に避難の内容をして余り混乱をさせてはいかなものかということで地域を区切ってやったのが現実でございます。さらには避難した方が、先ほど言った長瀬とかいろいろ避難場所以外にも仙台に避難した、岩沼に避難したと親類に、そういうことから、解除になりましたかということで役場の方にも電話来た方があります。そういうことから、やはり連絡、伝達網の内容についてももう少し検証したいものだと思っております。また先ほどの避難指示の防災広報の際には、これからはやはり前にサイレンを鳴らしてからその内容を発表するという方法ですと、確実に住民の方々に伝達できるものということで、やはり、避難訓練、大津波、火災の場合については最初にサイレンを吹鳴することが大事ななと思っております。以上でございます。

議長（岩佐信一君） 相澤久美子議員。

4 番（相澤久美子君） もう1点お聞きします。

町内の中には耳が不自由な方も現におられるわけですが、耳の不自由な方にとっては防災無線というのはもう聞こえないわけですね。まず地域に自主防災組織が立ち上げているところがほとんどでございますけれども、まだまだ、まだ立ち上がったばかりでどんなふうにとやたらいいか、これからの課題になると思えますけれども、やはり、そういうふうな方、あと体の不自由なお年寄り、そういう方を最優先に本当に守っていかなければいけないのではないかなと思えますけれども、もう一度、町長ご答弁をお願いします。

議長（岩佐信一君） 町長。

町長（齋藤邦男君） 私も現場に参った際に、農村改善センターの事務所の中に行政区長さんとか役員の方々おったわけでございますけれども、特に、独居老人について皆回ったとかいろいろ指示を出しておりました。行ってみただけでもいなかったと。それで後で確認したところ、亙理にいる娘さんがわざわざ来て自宅に、亙理

まで連れてきたということで、それらの独居老人については吉田浜地区だったんですけれども完全に行ったのかなと思っておりますけれども、難聴の方についてまで聞いておりませんけれども、やはり独居老人同様難聴の方々に対しましては防災組織の役員あるいは関係の方々が、そのためには民生委員の力もかりなくてはならないんですけれども、そういう手だても十分これからお願いをしながら進めてまいりたいと思っております。以上でございます。

議長（岩佐信一君） 相澤久美子議員。

4 番（相澤久美子君） 関連することでございますけれども、高齢者の方というのは行政無線は放送で聞いているんですね。そして聞いていても、それが自分たちが避難するんだというふうにはとらえないで、何か消防団の訓練やっているんだと思ってたみたいな、そんな町民の方もおりました。そして、確かにそうすると、そして隣の方に仙台からの情報なんだけれども、亘理町大変で避難指示が出されているということの情報を仙台から聞いたと。そうすると、この独居老人の方、また高齢者のご夫妻、そういう方も亘理町には多いわけですから、すごい焦るわけですね。長瀬小学校に自分には行かなければならない。どうやって行けばいいんだろかって。足は痛くて歩けないという、そういうふうな部分ですごい今回は、それでちょっと調子が悪くなってしまったという方も現にいるわけなんですね。だから、先ほどと重複しますけれども、やはりこれから自主防災組織、町内にも本当にそういうふうな独居老人、そして足の不自由な方、耳の聞こえづらい方もいると思いますので、そういう方には本当に周りが守ってやる体制を強化していきたいなと思います。

それで、次の、もう1点お聞きしたいと思いますが、避難勧告と避難指示、とても町民にとってはわかりづらいことだと思いますが、今回、町では避難勧告に間違いやすいということで避難指示をしたということをお聞きしましたが、この避難勧告と避難指示との違い、ちょっとご答弁をお願いいたします。

議長（岩佐信一君） 町長。

町長（齋藤邦男君） 勧告と指示はおのずと防災計画の中で仕分けされておるわけでございます。勧告はお願いします、自発的に避難してくださいと。指示というのは対策本部からの指示だから絶対避難してくださいと。指示すると勧告とはおのずとレベルが違うという、そういう状態においてということでございます。以上でございます。

議長（岩佐信一君） 相澤久美子議員。

4 番（相澤久美子君） そこでお尋ねいたしますが、防災マップ保存版、各全戸配布になっておりますけれども、ここの中にその避難勧告と避難指示との説明というか、そういうものは書かれてありますでしょうか。

議長（岩佐信一君） 総務課長。

総務課長（森 忠則君） この中には、その避難指示と勧告の違い等については恐らく書いてないというふうに思います。

議長（岩佐信一君） 相澤久美子議員。

4 番（相澤久美子君） 私も隅々まで目を通しましたけれども、一切書いてはおりません。そこでです、提案がございますけれども、この次回覧を回すときに、この保存版防災マップは全戸配布になっているわけですので、回覧のときに、また新たにつくり直すというのはすごい経費がかかることとございますので、シールに印刷をしたものを一枚ずつはがして、こういう防災マップに張るようにしたらとてもいいのではないかと思うんですが、そのことについて、町長ご答弁をお願いいたします。

議長（岩佐信一君） 総務課長。

総務課長（森 忠則君） この防災マップ、作成してから内容的にもそんなに変わるものはないんですけれども、議員さんがおっしゃったように避難の指示と勧告の違い、当然わかりづらいんですけれども、勧告の方がすごいイメージがあるんですというふうな話もよく聞きます。そういうものをあわせて、この防災マップ上でどうするか、あるいは広報等で周知するか、その辺もちょっと検討させていただきたいというふうに思います。

議長（岩佐信一君） 相澤久美子議員。

4 番（相澤久美子君） 広報に載せていただくのはもちろんのことなんですけれども、広報だけでは町民の方たちは見逃してしまう場合が多いと思います。やはり、このすばらしい保存版の防災マップが全戸に配布になっているわけですので、ここに張っていただくような検討を前向きに検討していただきたいと思います。

それで、あともう1点なんです、阪神・淡路大震災のときも、新潟県中越地震のときもバイク隊がすごく活躍いたしました。津波対策の一環として、津波による避難計画の整備、それも重要なことだと思います。そのバイク隊でございますが、災害時にはオフロードバイクの救助活動は車両の通行が不可能な道路にあっては重

要な役割となると思います。特に、初期の時点では救援物資の搬送はもちろん、道路の被害状況やけが人や病人の有無の確認、必要な支援物資の聞き取り調査など多岐にわたると思います。それで、この新潟中越地震のときにバイク隊、ボランティアがいたわけですが、過労で離脱するバイク隊もいたと、そういう報道もされておりました。

議長（岩佐信一君） 相澤久美子議員、質問内容は通告でしていただきたいと思います。

4番（相澤久美子君） ちょっと関連と思ひまして。だめでしょうか。関連だと思うので、本当にそういうふうなことがあるわけです。今回は最小限で大津波警報、最小限で済みました。そして、避難指示も出て体育館等に避難しました。最小限で済んだからよかったですけれども、近い将来、本当にこういうことも起きてくると思うんですね。通告からちょっと外れてしまっているといえはまっているのかもしれないけれども、町として、オフロードバイク、やはり一、二台は用意して、そしてこれ、運転免許が普通自動車免許があるから乗れるかといったらそうではなくて、本当に訓練も必要なわけですね。いざ何かあったときに、絶対これは必要な部分だと思うので、関連という部分で町長の見解をお願いいたします。

議長（岩佐信一君） 町長。

町長（齋藤邦男君） オフロードバイクそのものについては、もう少し検討させていただきたいと。そして、先ほどの勧告と指示、さらには対象者の避難した数が13%そこそこだという記事を4月1日号にわかるようにという、今企画財政課長の広報の方でわかるように、ひとつ、枠をつくって赤い枠でもつくってわかるようにしなさいということで、今回の大津波の避難の状況、勧告と指示の問題について、今課長に指示して4月1日号に掲載するというにいたします。以上でございます。

4番（相澤久美子君） 前向きなすばらしい答弁、ありがとうございました。以上をもちまして私の一般質問を終了させていただきます。

議長（岩佐信一君） これをもって相澤久美子議員の質問を終結いたします。

次に、16番。永浜紀次君、登壇。

〔16番 永浜紀次君 登壇〕

16番（永浜紀次君） 16番永浜でございます。

質問に先立ちまして、今般の大雪に除雪にかかわられました職員の方々には感謝を申し上げたいと思います。

今般は林業の振興ということについて。林業の振興ということで1問3点についてお伺いをいたします。

地球温暖化に森林の保持も大切と思っております。現在の林業を省みますと、疲弊し切っている現状を目の当たりにするにつけ、林業の振興が大切と思い質問をいたしますが、海で育ち海で生活の場を持っていた私には、いささか門外漢のような気はしますが、気仙沼市唐桑の漁師畠山重篤氏が「森は海の恋人」と言っており室根山に植林をしております。亘理の地崎漁場も阿武隈川、そして亘理の山地より流れ出る水により漁場ははぐくまれております。山より出る水は生物多様性を支えているものと思っております。亘理は阿武隈山地の連なりと田園、さらには川、海によって景観をなしております。50年くらい前の山には雑木と言われる山林が多かったように感じております。日本は所得倍増政策により収入が多くなって新しく多くの家が建てられるようになり、雑木山を切り倒して杉の植林がなされるようになりましたが、安い外国産の木材輸入が自由化されることにより、国産材を利用する住宅建設が減り、木材価格が低迷してしまい山を省みなくなり、枝打ち、間伐がおろそかになり、山が荒れているのが現状と見ております。第4次総合発展計画に「山村地域にあっては林業の振興と森林の公益的機能の維持確保等により林業基盤の整備と森林の保全、林業資源の蓄積に努める必要がある」としてしております。そこで順次質問をいたします。

第1点目は、本町の森林を「水土保持林」「森林と人との共生林」「資源の循環利用林」に3区分し、それぞれの用途に即して森林整備を推進するとしておりますが、現在の進捗状況は。また、今後はどのようなスケジュールで進めるのかをお伺いします。

議長（岩佐信一君） 町長。

町長（齋藤邦男君） 永浜議員にお答えいたします。

ご案内のとおり、亘理町の総面積は7,321ヘクタールでございます。その中で森林面積は1,073ヘクタールであり、総面積の15%が森林であります。本町の森林は大きく分けて2つございます。1つは西部に連なる標高30メートルから270メートルの阿武隈高地に形成される森林で、主に杉の人工林で構成されており、これらの森林は農業用水の水源地でもあります。もう一つはただいまお話しのとおり東部の平たんな海岸部に連なる黒松の人工林で、そのほとんどが保安林であります。西部

丘陵地帯の森林は、「水土保持林」ということで「森林と人との共生林」の用途のある山林です。「水土保持林」は水源の涵養機能を有する山林であり、また山が浅いため山地災害のおそれもある山林でもあります。このため、荒廃の著しい山林については治山事業を実施しており、平成21年度は県事業において神宮寺のヲフロ沢地区に2基の治山ダムの設置と周辺山林の除伐を実施しております。平成22年度は、鹿島の宮前沢地区、鹿島神社の近くですけれども、荒廃が著しいため整備するよう県に要請をいたしておるところでございます。土砂流出の激しい地域の治山事業や、樹根及び表土の保全や植生の発達を確保するため適切な保育・間伐等を引き続き実施するため、県と連携を図りながら推進を図ってまいりたいと思っております。

また、「資源の循環利用林」につきましては、森林が持つ環境保全や木材として効率的に供給する観点から、これらの地域の整備を図るためには地域の森林組合等と連携し、団地化による施業促進を図る必要があります。本町における森林のほとんどが私有林、約863ヘクタールが私有林でございます。経営面積が少ないことから団地化できるよう普及・啓発に努め、これらについては国の補助である特定間伐等促進事業や県事業で、間伐等など適正な保管を計画してまいりたいと思っております。

次に、「森林と人との共生林」については、東部海岸沿いの区域で荒浜海岸、大畑浜海岸、吉田浜海岸に連なる森林で、海水浴場、漁港、干潟等からなる海岸地帯を形成する重要な要素となっており、飛砂防備を果たしているほか、鳥類、植物、モウセンゴケ等の多様な生態が見られ、仙台湾海浜県自然環境保全地域に指定されている区域であります。海岸も近く訪れる人が容易に触れ合える森林のため、やはり下刈りや間伐、そして清掃活動、毛虫の除去等を実施しておるところでございます。また、大畑浜、吉田浜海岸林については松くい虫を初めとする森林病虫害からの被害防止として、毎年無人ヘリコプターによる薬剤散布、伐倒駆除処理事業を実施しており、荒浜海岸林や海浜の森については除伐や下刈り等を実施し衛生上支障を来さないよう、保育管理に努めてまいりたいと思っておるところでございます。以上でございます。

議長（岩佐信一君） 永浜紀次議員。

16番（永浜議員君） 「水土保持林」、これは県や国の応援をいただきながら、神宮寺や鹿島の方で少し荒れたようなところを手入れするんだと、こういうようなお話でござ

ざいますが、私は今ある雑木山、雑木山を皆伐するような、そういう民間の人がおったらばやめてもらえるようなご指導をしていただきたいなど、そのように考えているものでございます。皆伐って、すべてばさっと切ってしまうという、そういったような行為がなされるような場合には、そういったことをとめてもらうような方法をしてもらいたいなど、そのように考えるものです。なぜかということ、すべて切られれば、もう水がだつと流れてきて、ちょびちょびの仕事では追いつかないと、そういったような考えを持つものでございます。そういった意味で、皆伐という、私は皆伐という言葉を使っているんだけど、適正かどうかは私もわかりかねますが、全部の、植林されてある杉山にしても、すべて切るというような切り方はしないような方法をとってもらいたいなど、そういった思いでおりますがいかがでしょうか。そういったような指導、町の山にしてもそうでございますが、そういったような山の木を切るやり方はやめてもらえるようなご指導をしていただきたいと。その点についての町長の考えをお伺いします。

議 長（岩佐信一君） 町長。

町 長（齋藤邦男君） ただいま申されたとおり、雑木山、これについてはやはり保護すべきと私も思っております。終戦後、やはり家屋の木材をするために人工林、すなわち経済林とも言っています。そこから山から収入を上げるために人工林ということで杉林を植えたわけでございますけれども、これらについてはご案内のとおり、各国からの輸入によりまして日本の材木が高くなっておる。そして利用度が少なくなっておる。亘理町内にももともとからあった材木屋さんもなくなっておる状態でございます。そういうことから、やはり環境面からいっても雑木山そのものは最も重要ではなかろうかと思っておりますので、これらの計画の中ではございますけれども、これを10カ年計画になっております、平成18年から27年度までの森林計画という位置づけをしておりますので、やはり雑木山を崩して、これから杉あるいは松あるいはいろいろ人工林を植える方はいないかと思っておりますけれども、一番心配しているのが土取場にされると困るということなんですね。その辺が一番困るなど思っておりますので、それらについても十分、山持ちの方々に指導をしてまいりたいと思っておりますのでございます。

議 長（岩佐信一君） 永浜紀次議員。

16番（永浜紀次君） 森林と人との調整林のところでは、大体今町の考えている事業は、

町長の施政方針のとおり海岸林の下草を刈るとかそういったような形で図られようとしております。その点については、あともう少し2問目においてお伺いいたしますが、資源の循環利用となりますと、今政府なんかでは100年もつような建物を建てる、家を建てる。そういうようなお話が出ております。100年もつ、そういったような家を建てようと思うと、いろいろな木材を組み合わせなければならないと、私はそのように考えます。例えば、土台を栗材に使う。あるいは柱をヒノキ、あるいはヒバをもって家を建てる。その他ケヤキ、あるいはカヤ等いろいろな木材を組み合わせながら家は建つものと、私は100年以上もたせようと思う家だったならば、それぐらいの準備をしなければならないなど。そうした場合に、亘理の山を見た場合に、そういったような木が植えられてないと。杉が一本槍、ヒノキが若干あるかな、そういったように見えます。それで今後、山に植林する場合には、そういったような木を混植する、まぜて植える。そうすると成長が違うものですから1回に皆伐されるというようなことは、皆が切られるというようなことはあり得ないのではないのかなと。あっちこっち残るような、山に木が何本かでも残るようなふうになってくると、そのように考えますがどうでしょうか。今後の植林をする場合、山に木を植える場合に、そういったような木をまぜて植えてもいいのではないのかなと、そのように考えますがいかがでしょうか。

議長（岩佐信一君） 町長。

町長（齋藤邦男君） ただいま永浜議員さんが申されたとおりでございますけれども、現在は亘理の山を見ても植林する人がいないというのが実態ではなからうかということでございます。町で所有しております共有林そのものについては、丸山の方ですけども、北猿田については杉林、そして大雄寺から上から登っていったところにヒノキ約500本ほど、私も現場主義なものですから先日見て回ったんですけども、80年ぐらいの太い木が500本ほどあります。そういうことで、町ではやはり杉だけでなくヒノキを植えたという、旧亘理町で植えたわけでございますけれども、それらを考えて植えたのかなと思っております。

そういうことで、やはりこれから植林する方はだれもいないのかな、ただし、これから下刈りとか、あるいは昔ですと、終戦後ですとまきにするために枝払いとか杉の折れたもの、全部きれいになっているんですよ。荒浜海岸から山間地帯、お互いにあと肥料にするための草刈りまで山に入ってやったという経緯がございます。

そういうことから、それらが現在はガスあるいは電気、灯油を使う生活環境が変わったことによって、山林が荒れておるといのは現実ではなかろうかと思っております。そしてまた、これを生産するための費用が実際販売する経費よりもかかるということで、なかなか手をかけないということでございますけれども、やはり、町の財産と、あるいは私有地であっても先ほど来の海岸に流れる、阿武隈川に流れる、それらの涵養のためにもぜひ必要かなと思っておりますので、今後ともこれらについて前向きに取り組んでまいりたいと思っておりますのでございます。

議長（岩佐信一君） 永浜紀次議員。

16番（永浜紀次君） ただいま町長も言われたように、木材価格が上がらないところが、京都の北山のような美林に育てると値段が上がる。つまり、枝打ちもしなければ間伐もしないと。放りっぱなしの山は、今お金を出して切ってもらわなければならないような状態でございます。だから、間伐や枝打ちは丁寧に行わなければならないと、そのように考えております。

それで、2点目としてお伺いいたしますが、里山として、今ある山すべてをそういうふうな、昔みたいに立木とったりまったりするわけではございませんが、里山としての利活用を考える、そういったことが必要ではないのかなと、そのように考えます。なぜかという、昔は里山はまきをとったり、あるいは山菜をとったりという形で利用してきたんですけども、今、そういったような生活様式ではございません。それで、提案いたしますが、福島県の花見山のような花を見せる、あるいは水戸市の偕楽園のように梅の実もとらせると、そういったような観光目的のような観点から、一部山に花木を植えたりまったりして客を呼べる、山へ客を呼べる、そういったような施策があってもいいのではないのかなと。そういうふうに考えますがいかがでしょうか。

議長（岩佐信一君） 町長。

町長（齋藤邦男君） ただいまの福島県、あるいは水戸の偕楽園、いろいろ話題が出たわけでございますけれども、福島の分については個人できれいにやっている。水戸の偕楽園はもと副将軍である水戸侯の出身だということでございます。そこでやはり、特に阿武隈から見た阿武隈高地、そして蔵王連峰が見えるということで、この山ぐらいきれいなのではないかなと思っております。下には烏鳥屋山があつて大森山があつて三門山があつて愛宕山があつて、そして黒森山があつて四方山あるというこ

とで、この山々が連なることはどこよりも絶景かなと思っております。これについても、副町長ともいろいろ指示をしながら、そして施策するための団体が今組織化されようとしております。要するに、現在山はどうしても下刈りも、そして山に入る人もいないということから、整備を若干すべきかなと、下刈り。これらについても、これから協議になりますけれども、最少の経費でやるためにはシルバー人材の方々に、道路、山道をつくりながら枝払いをしながらきれいな場所場所によって決めていきたいなということで、今、協議をしております。これらの経費そのものについては大してかからないと思っておりますので、やはり、里山として利用してまいりたいと思っておりますのでございます。

議 長（岩佐信一君） 永浜紀次議員。

16番（永浜紀次君） 山が荒れているために山際の農地やあるいは農家というか住宅の庭先にイノシシが出てくるというような同僚議員からの、前の議会等あたりで質問がございましたが、人が山に入ることによってイノシシが余り寄ってこなくなるのではないのかなと、私、そんなような考えを持っております。

それともう一つは、山に木の実がなるような木、例えば称名寺のシイの木のような、あるいはカヤの木のような、昔だったらばそういったような木の実がガスガコイということで飢饉に備えるためにあったと聞いておりますが、そういったようなものが植わっていけば、そういうものがえさになって下までおりてこなくなるのではないのかなと、そういったような気もするわけでございますので、ぜひ、そういったところも検討してほしいなと思っております。

それと3点目についてお伺いをいたします。

林道の整備や林業の担い手団体の育成、町産材の利用促進策は検討しているかをお伺いいたします。

議 長（岩佐信一君） 町長。

町 長（齋藤邦男君） 第3点目でございますけれども、町で管理しておる林道は、一ノ坂線、南猿田線、三門山線の3道で総延長4,695メートルであります。年間を通し町有林保育管理人ということでお願いをしております。お二人の方をお願いをいたしております。年間1人当たり70、2人で140日山に入って保育管理人ということで維持管理を行っていただいておりますのでございます。

また、大雨、豪雨時による法面の崩壊等の災害復旧については国、県の補助、町

単独で事業を実施し整備をしているところでございます。また、林業の担い手団体の育成については、本町には林業経営者がいないため、森林整備を推進していく上で重要な役割を果たす森林組合、もともと40年ほど前までは亙理郡森林組合ということで、この役場の西側に森林組合があったわけでございますけれども、私などは特にそういうところに行っているいろいろと、森林組合の方々が山に行ってお山菜をとってきたとか、いろいろな内容を見たことあるわけですがけれども、それがなくなったということでございます。そういうことから、今回、皆さんもご案内のとおり緊急雇用対策事業ということで、森林病虫害等総合対策事業を実施しており、若手林業労働力の確保に努めてまいりたいと思っております。

町有林の利用促進については、これについても亙理の保健福祉センター検討委員会なるものを立ち上げながらしますが、現時点で保健福祉センターを町有林で利用してはどうかということで、先ほど申し上げたとおり亙理町のヒノキのある大雄寺西の南猿田に行って見てまいったわけでございます。私の目視だけではわかりませんので、今月中に仙台中央森林組合の職員にお願いして、行った際には約500本くらいあるなと思っておりますけれども、果たして使える材料なのか。と申しますのは樹齢が80年ということになりますと、外見はいいけれども中がどうなっているのか、これは私も専門家でございませぬので、これについて今月中に中央森林組合にお願いして、使えるものについてはテープで巻いてもらう。何本ぐらい石高が出るのかということ。そして、例えば保健センターに使う場合について期間がないということから、今乾燥機があるわけですがすぐできるらしいんですけれども、それらの内容を含めながら、現在のヒノキのある南猿田の町有林等を、これから建設しようとする保健福祉センターに利用してはいかがなものかと現時点で考えておるわけでございます。これらの保健センターの設計の際にも、いろいろと協議をしながら進めなければならないのかなと思っております。以上でございます。

議長（岩佐信一君） 永浜紀次議員。

16番（永浜紀次君） 林道の整備は今後とも継続してお願いせざるを得ないと、そのように思っております。林業の担い手団体の育成でございますが、今町長がお話しなされたように、大変林業を振り向く人がいないためになかなか育成が難しいと。ところが、今職業につけなくてうろろうしている人が世の中にはいっぱいおります。何

とかこの人たちを活用して、山をきれいにしてもらいたいなど、私はそのように考えるものでございます。先ほど、あと町長は町有林についても申し述べられましたが、私も四季の森は町の町有林だと思っておりますが、先般見てきたわけでございますが、この木大丈夫、値打ちあるのかなと見ながら、見もしたし、あと枝打ちもこんなもんじゃどうにもならないななんて見ながら急峻な山を登って行って見てきたわけでございますが、四季の森という名前にしては四季が感じられないなど。もう少し彩りのある木がまばらにまざっているような方法が欲しいなど、そのように考えました。

それで、亘理の山の雑木山はこれからが一番きれいなんです。私はこの役場へ来るのに、いつも山を見て「ああ、きれいになったな」、こう芽吹きシーズンが一番きれいに感ずるものですから、何とか一色杉森だけでなく、その中へ花や何かがあるような町の四季の森にさせていただきたいなど、そのように感じておりますがいかがでしょうか。

議 長（岩佐信一君） 町長。

町 長（齋藤邦男君） そこで、先ほどちょっと触れましたけれども、緊急雇用対策の中で現在進めているんですけれども、4人ほど雇用して6カ月間雇用したいということで、現在検討中でございます。先ほど来、永浜議員さんが言われたとおり、山に入る方がいない。そしてイノシシはどの辺から出てくるかわかりませんけれども、けもの道と言われた道も見当たらない状況になっておるということで、本当に私も残念に思っておるわけでございます。私も特に山が好きなのでございます。と申しますのは、これは私的な問題になりますけれども、私の親が山西育ちなものだから、よく山に連れていかれて杉とか板払いを持ってきて薪物にしたと。それが馬車で来た。そういうことできいな、どこの山でもお互いに、特に荒浜の方などはイサバでヤマ山西に行つてて魚を売つて、帰りの際にはいっぱい薪物をいっぴいつけてきたという、30年ほどまではあったわけでございます。そういうことから、今後ともこれらの内容、あと四季の森の山そのものについては、以前には私有林でございましたけれども、町の方であの一带を購入いたしました。その四季の森の行く手前には、杉でなくヒノキになっておりますので、この辺についても先ほどの南猿田と同様に調査をしてまいりたいと思っております。やはり、この山林、そのものについては最も大事ではなかろうかと私も認識をしておるところでございます。以上で

ございます。

議長（岩佐信一君） 永浜紀次議員。

16番（永浜紀次君） 林業の担い手が育ち、間伐等が丁寧に行われれば良質な木材が出て、そして販売することによって林業経営が、林家の経営が成り立つものかなと、そのように考えております。そんな枝打ち等が行われれば、日本全国丁寧にやられれば、今騒がれる花粉症なんかも多少はおさまるかなと、そのような思いをしております。そして、今度の春先の湿った雪があると雪折れになってしまって売り物にならない。雪折れになったら材木は売れない、そのように言われておりますので、枝打ちは丁寧にするように、どうか林家の方々にご指導のほどよろしくお願いを申し上げます。

以上で私は質問をこの辺にしたいと思います。本日はどうもありがとうございます。

議長（岩佐信一君） これをもって永浜紀次議員の質問を終結いたします。

この際、暫時休憩をいたします。

再開は11時40分といたします。

午前11時33分 休憩

午前11時40分 再開

議長（岩佐信一君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

一般質問を行います。

9番。鈴木高行議員、登壇。

〔9番 鈴木高行君 登壇〕

9番（鈴木高行君） 鈴木高行です。

私は、公共下水道整備計画と齋藤町長2期8年にわたる町政運営の為政者としての自己評価についてご質問いたしますので、よろしくお願いいたします。

まず、第1問目の公共下水道整備計画であります。この事業は生活環境を守る上で大変重要な事業であります。下水道課のパンフレットに、ここにパンフレットがございますけれども、この裏面に「うさぎ追いしかの山、小ぶな釣りしかの川」というような文言があります。まさにだれもが願う田園風景だと思います。しかしこの事業には多くの事業費を要するため、長い年月を必要とします。計画では昭和54年に始まり平成32年の完了としております。何と40数年の事業期間で

あります。しかも、地上には見えない施設なので事業としては住民には見えない地味なものであります。私は、平成19年の9月議会で鳥の海湾の環境浄化対策について質問をしたことがあります。その中で、鳥の海湾は亘理町の資源の中で景観的観光資源、水産資源、自然資源として最も重要な社会資源であり、将来に亘理町の宝として保存すべきものであることから、この保存対策として公共下水道の整備が最たる対策ではないかと質問をいたしました。その際の町長の答弁は同感であると。財政的には大変厳しいので全地域を公共下水道事業で取り組む計画を見直しし、財政負担を軽減して事業年次を短縮するように担当課に指示していると答弁しておりますが、整備計画はどのように見直ししたのかお伺いいたします。

議 長（岩佐信一君） 町長。

町 長（齋藤邦男君） 鈴木議員にお答えいたします。

公共下水道事業については、ただいまご質問にありましたように昭和54年度より工事に着手いたしまして、亘理地区からでございましたけれども、平成3年2月1日から供用開始をいたしております。その中で、平成11年度に策定した全体計画の区域を1,509ヘクタールと定め、亘理、逢隈、荒浜地区の家屋連たん地域を中心に整備拡大を図り、平成21年5月1日現在の進捗状況は、整備面積が777ヘクタールで普及率が62.5%となっており、それらを利用している方が1万9,843人の方々に公共下水道を利用いただいております。事業推進を図ってきておるところでございます。

しかしながら、今後の整備予定区域では家屋の分散により下水道管の延長が長くなる区域が多いため、これまでの整備単価をもとにすると完成するまでには、現時点ではあと40年以上かかる見通しとなっていることや、さらには人口減少及び高齢化の進行により下水道を取り巻く情勢が大きく変化していることから、効率的な計画策定が必要となり、平成21年度において公共下水道事業の全体計画の見直しを行いました。平成11年度に策定した全体計画の区域の1,509ヘクタールから188ヘクタールを減らし1,321ヘクタールと定め、それに伴い合併処理浄化槽区域を拡大し、効率的な整備を進めてまいりたいと考えております。

現在は、亘理、逢隈、荒浜地区のみとなっている事業認可区域において、平成22年度当初で新たに吉田東部地区の166ヘクタールを追加し、整備区域の拡大を図り

たいと考えております。これまで公共下水道事業は平成21年度末で事業費178億円を投資しており、下水道事業の財政状況は下水道使用料が順調な伸びを示し、資本費平準化債の借り入れにより一般会計からの繰入額も減少しておるところでございます。しかし、歳出では維持管理費等の経費を最小限に抑え、建設改良費は人口密集地を最優先に整備するなど、事業費の有効活用に努めております。その一方で、実質の公債費の支出については平成18年度より約10億円台で公債費の支出をしており、依然厳しい財政状況が続いております。

今後は、平成32年度の完成を目標としてこれから約38億円の事業費を投入して計画的な整備促進を図り、快適な環境づくりに努めてまいりたいと思っております。以上でございます。

議長（岩佐信一君） 鈴木高行議員。

- 9 番（鈴木高行君） 今、端的に町長の話をしてみると、公共下水道事業を整備していくと。それから、事業費がかさむ、年度も長くなると。そういうことで合併処理区域に移行させると。そして、事業期間を短くするとか経費を削減するというような話なんですね。確かにそれはいいと思うんです。そうした場合、いろいろ経費のことも申しましたけれども、実際に全体公共下水の事業費は17億円と。会計処理ですね。その中から公債費が10億というような話ですけども、投資的経費の工事費は約4億ですね、工事費は約4億なんですね。17億のうち4億しか工事をやらないと。あとは借金の元利償還が10億円あるんだと。そこで大変厳しいと、それはわかります。なぜかと申しますと、私の質問が19年にやったときは、町長こういうふうに答弁しているんですね。公共下水道基本計画と合併浄化槽での整備区域を見直したいと。今見直したと思いますけれども、特にこの際申し上げますけれども、合併浄化槽については町が事業主体となって整備し、町で管理する市町村型合併浄化槽の整備について検討、少ない経費で短期間に効果の出る手法で整備をしてまいりたいということで、現在、担当課の方に指示しているということを町長は答弁して、議事録に、これ議事録のとおりです。それで、担当課の方も、市町村型については国の補助事業として実施する場合、国から3分の1の補助、県から3分の1の補助がある。設置管理についても町がやり、利用者からは使用料を徴収する制度である。設置に関しては、例えば100万円の浄化槽を設置すれば個人負担が1割の10万円だと。町の負担についても地方債が認められると。地方

債の2分の1は後の地方交付税で返ると。地方交付税の措置があると。こういう制度が市町村型の整備手法だと。こういう回答をいただいているんですけども、さっき答弁の中で出てきた見直し案に、なぜこのような効率的で効果的なこういう手法を採用しないのかと、私は伺いたいですけれども。答弁をお願いします。

議長（岩佐信一君） 町長。

町長（齋藤邦男君） ただいま申されたとおり、平成19年の9月に、今申されたとおり市町村型でも進捗するよとということ担当課の方に指示をした結果、しかしながら、この市町村型そのものについては公共下水道の整備された区域の方々の不公平が出るということから、これらについても都市計画審議会の中でも協議をしたところ、やはりこれらについては市町村型でなく、やはり個人の整備でやるべきだと。と申しますのは、これらについても各市町村の調査をしたところ、市町村型から整備型、個人の整備型の方に切りかえておる団体が、個人設置型ですね、が多くなっておると。と申しますのは、下水道、あるいは集落排水事業等々でやっている市町村がありますけれども、市町村型にしますと、ただいまお話しのとおり負担が少ないということ。そうすることによって公共下水道、個人設置型との整合性がとれないということから、今回、個人設置型ということでの内容になったということでご理解願いたいということでございます。

議長（岩佐信一君） 鈴木高行議員。

9番（鈴木高行君） 多分、この見直し案をつくるまでの過程で、私は全員協議会で説明を受けたこともあったんですけども、これは関係地域の方々に説明をすると思うんですね、この案について。そうした場合、この変更案でどのような説明をしたかわかりませんが、やはりこの合併処理の事業で整備する必要性、あと財政的事情がこうなるとか、整備期間がどのように短縮されるのかとか、あと個人負担がどのように軽減されるとか、あと環境負荷が減るとか、代替手法としてこれがいいんだとかと、そのような説明の内容で、その区域の方々がどのように理解されたかと思っておりますか。

議長（岩佐信一君） 町長。

町長（齋藤邦男君） まずもって具体的な各地区の説明会については、担当課長の方に、どういう内容で説明をし、地域の方々の反響はどうかということについては担当課長。そこで、若干触れさせていただきますけれども、これから吉田東部の方に

延伸するわけでございます、公共下水道、これについては議員さんもお案内のとおり現在は高屋地区まで幹線が進んでおるわけでございます。これについても県道相馬亘理線の歩道を使いまして、まずもって平成22年度には鞠子スタンドまで延長したいと、22年度の予算で。そして、23年度から鞠子スタンドから、小学校からもう少し行って大塚線ということになります、信号機のあるところから大塚線までを通って農村改善センターの東を通りまして郵便局の手前までについては3年間ぐらいで完成をし、そして東西分に枝線を分かれますので一番かかるのが常磐線の踏切の下を通す、これがどのくらいかかるかわかりませんが、これらの期間がかかるということで考えております。そういうことによって、吉田駅周辺を初め東の谷地周辺、西側の浜吉田西、北関係についても、この幹線が行くことによって整備が進むのではなかろうかと思っております。

そこで担当課長の方から各地区におきますところの説明の内容と反響についてご答弁をいたさせます。

議長（岩佐信一君） 上下水道課長。

上下水道課長（清野博文君） 今、議員さんからお話ありましたように、町内の10カ所で説明会を開催しております。特に大きく変更になったところ、高須賀、あるいは鳥屋崎、それから吉田浜南北、一本松新丁、開墾場、それから柴町というふうなことで10カ所で説明会を行いました。説明の内容につきましては、今現在の下水道の状況をお話ししながら、今後整備を進めるのには時間がかかるというふうなことをお話をしまして、今現在やっている下水道と浄化槽との差が余り出ないように補助金の上乗せを考えながら工事を進めていきたいというふうなことでお話をしております。その中で、集まった方々のご意見等でしたけれども、まず一つはやはり下水道来てほしいという方がもちろんございました。いろいろご説明を申し上げまして、それでは仕方ないんだなというふうなことである程度ご理解をいただいたと思っております。それから、今現在ですと整備を進めているところがかなり宅地面積が多いところなので、かえって浄化槽でやってもらった方がいいというご意見もありました。それから、都市計画税を納めているのに、なんで来ないんだというふうなお話もありました。その辺については、今後、そういうふうな不公平が出ないような形で補助金の上乗せなり、あるいは維持負担の補助、そういうものを考えながらこういう負担内容にしていきたいというふうなことでお

話をしております。以上です。

議長（岩佐信一君） 鈴木高行議員。

9 番（鈴木高行君） 今、町内10カ所で説明会を開催したと。参加人数はどのくらいかわかりませんが、大体10カ所で開催してもおおよそその検討はついて1カ所10人も来ないと思います。説明会開いても。大体ここでいくと将来にわたって約1,000基ぐらい今度積み増しするんですか。900何基ぐらいですね。そして予算からすれば1年の予算は50基ぐらいですね。それでは1,000基は10年かかるわけですね。そういう計画で進むようですけども、何か町長の答弁からいうと、平成、今は40数年かかると言ったですけども、実際は完了年度は平成32年度という事業計画があります。そうした場合、10年かかったら期間が短縮というのは全然なっていないということですね。今の今回の計画見直しでいけば。（「最初のね、一番最初」の声あり）ならないということ。あと、個人負担も大きいと。そこで私ちょっと、私も前は都市計画課にいた人間ですから、その当時参考資料として千葉県の成田市の参考事例をスクラップとしてとってあるんですね。成田市というのは国際空港のあるところですけども、そこでは合併処理浄化槽の普及がなかなか進まなかったと。周辺部ですね。理由の一つはやはり設置費用が高いと。つけてからの維持管理費も高いと。そのようなため、なかなかこういうのをつけるところがなかった。そこで成田市は何をしたかという、110万円の設置補助を出しますと。保守点検1万6,000円を出しますと。清掃費用5万8,000円に対して3万3,000円の補助をしますと。自己負担は差し引いた4万円ですと。市の考え方は、市民が住んでいる地域が違うという理由だけで、し尿や家庭雑排水の処理に払う費用が違っては不公平だからと。おかげで市内は昨年まで973基の合併処理槽がついたと。そういう成田市の姿勢なんですね。町長、この成田市の姿勢についてどのように考えます。

議長（岩佐信一君） 町長。

町長（齋藤邦男君） やはり、成田市独自のやはり地方自治体、それに対しましてこの互理町そのものと県内の市町村、現在34市町村あるわけでございますけれども、そういう方式をとった市町村は県内にはないのかなと思っておるところでございます。そしてご案内のとおり、この都市下水路そのものについては公共下水道の場合について、ご案内のとおり設置されますと面積に応じて平米当たり300円の負担

をもらっておるといこと。それが市町村型にしますとその負担がなくなると。そして、先ほど議員さんからもお話しのとおり1割の負担だけで済むと。そういたしますと、今までの昭和54年から実施した亘理、逢隈、そして荒浜地区との不公平感がさらに広がるということ、そしてなぜ吉田地区がおくれた理由については、これについては鈴木議員さんは十分承知かと思えますけれども、昭和42年に都市計画の区域の線引きを町の方でやり、議会の方で議決をいただいていたわけでございます。その際に、亘理、逢隈、荒浜区域については都市計画区域を設定したと。しかし、吉田地区については線引きしなかったという理由があるわけでございます。そういうことから、事業そのものについても都市計画区域については都市計画税という負担が伴うわけでございます。これについては固定資産税と同じ納付書で納めてもらうわけでございますけれども、地方税法で都市計画税は課税標準額の100分の3ということに法的にはなっておりますけれども、個人の負担が多くなるということから100分の2ということで1%下げて都市計画税を納付していただいておりますということ、それではやはり吉田地区についても生活環境整備が必要だということから、都市計画区域を平成8年に線引きをして区域に設定したと。そういたしますと、亘理、逢隈、荒浜からおくれること29年後に都市計画税を払ったと。そういうことから、やはり、公平性とやはり環境整備、それらと住民の要望等を踏まえて、これからはやはり公共下水道と同時に合併浄化を促進してまいりたいと思っておりますのでございます。以上でございます。

議長（岩佐信一君） 鈴木高行議員。

9 番（鈴木高行君） 私も平成8年には都市計画課にいたので、その内容はよくわかります。そのために3,750から7,000ヘクタールにふやした担当者でしたから。わかります、その中身は。その事業については。ただ一つは、先ほど成田市の事例、成田市の姿勢に対してどのように思いますかと。このような姿勢で臨む町の幹部の方もいますよと。私はその事例のために、これ今紹介したんですね。早くやってくださいと。そうすれば期間が短縮して環境がよくなると。自然環境がよくなると。すると負荷も少なくて済むと。そのような観点から成田市はこのような事業計画をやったんです。今から10数年前に。そういうことで私は聞いたんです、今。不公平とかそういう周りのことでやる、やらないではなくて、こういう姿勢も必要なんですよと、そういうことで私は聞いているんです。

議 長（岩佐信一君） 町長。

町 長（齋藤邦男君） 成田市と姿勢は同じでございます。金額はそのとおりでございます。

議 長（岩佐信一君） 鈴木高行議員。

9 番（鈴木高行君） 今のはちょっと意味がわからなかったんですけども、町長の姿勢ということですか。

議 長（岩佐信一君） 町長。

町 長（齋藤邦男君） 負担の方法は違いますけれども、額は違うということでございます。姿勢は同じであって額が違うということでございます。

議 長（岩佐信一君） 鈴木高行議員。

9 番（鈴木高行君） 要するに環境のことを考えているのは同じということが言いたかったんですか。早くやるということ。それはいいです。

では、次に移りますけれども、合併処理の市町村型について町長は市町村型をやるというような話を私にしてくれたんですね。担当の方もそのような形でやりますと。その点を市町村型から個人設置型に変わった、その理由が整合性がとれない、不公平感があるというような理由のように私はとりました。だったら整合性と不公平感のことを言うのであれば、公共事業で推進していった現在の町内の連たんしているところ、それには1戸当たりどのぐらいの費用がかかっていると思いますか。その方々に対しては何百万という負担をしているんですよ、町では。考え方からすれば。合併処理するところに21万出す、10万出す、そういう考えでは不公平感というのは違うのではないですか。公共下水道で持っていったところには何百万の金を支出していると、実際の話、なるんですよ。そして今度は合併処理にいったらば今度補助が出せないと。前の分がある程度の金を出しているから。そうした場合、均衡性というのはとれないというような考えになりませんか。

議 長（岩佐信一君） 町長。

町 長（齋藤邦男君） 先ほど来、お話あります平成19年9月の定例会での水質の問題で触れた内容でございますけれども、もう一度私の答弁内容を申し上げますと、22年度まで公共下水道計画と合併浄化槽での区域の見直しをする際、市町村型合併浄化槽の整備についても検討し、少ない経費で短期間に効果の出る手法で整備をしてまいりたいということで、担当課にこれらの内容について指示をしたというこ

とでございます。しかしながら検討の結果、先ほど来申し上げましたとおり、公共下水道と個人設置型との差が出ないようにすることが必要であるということから、現在、市町村型実施の市町村でも下水道と集落排水に合わせて負担金、使用料を市町村型整備であっても負担金、使用料を徴収しておるといふ実態になっておるとでございます。そういうことから、平成22年度からは設置補助金の上乗せ、そして維持管理の助成を予定しておるところであり、制度変更をせず現在の個人設置型でも普及促進が図られるのではなかろうかと思っておるところでございます。

議長（岩佐信一君） 鈴木高行議員。

9 番（鈴木高行君） 今、町長さんお話ししたのは整合性がとれない。前に合併処理をつけた方々と今度合併処理をつける方々の整合性がとれない、あと不公平だということから、市町村型でなくて個人の助成型にかえたと。それで整備していくという答弁だったですよ。その公平性を申すならば、公共下水道事業で整備した区域、亘理町の旧亘理町とかいろいろな町場のところ、それらの整備した1戸当たりの事業費というのはどのぐらいになると思いますか、1戸つける場合の。これの100万のつもりで済まないと思いますよ。1戸に換算したならば、投資した額からすれば。そうした場合、その1戸当たりの、合併処理で推進していくと、それをやった場合、整合性がとれないというような話ではもうないと思いますね、不公平感というのは。ここには何百万と投資していますよと。合併処理でやるときには、今回は前のやったから前の単価で押していくんだと、そういう考え方ではなくて、こういう制度ができたのであれば、いい制度を採用してもっともっと安い負担で期間を短くして、地方債を使って、2分の1の交付税で受けて、そのような有利なことあるんだらばそれを採用するというのが私は当然なのかなと思うんですけれども、その辺、ちょっとどういうふうに考えますか。

議長（岩佐信一君） 町長。

町長（齋藤邦男君） これからの公共下水道については、先ほど言ったように集落密集地についてはまずもって公共下水道でやるということ。しかし、それ以外の、要するに分散している集落についてはできるだけ早く合併浄化槽で設置をして水質をきれいにさせていただくというのが基本なわけでございます。そこで、先ほどの事業費でも申し上げたとおり、今まで昭和54年から178億かかっているわけござい

ます。その中で、使用している方が1万9,800人ということで申し上げたわけですが、これからも公共下水道を進めながら、さらにその分散しておる集落については幹線工事が高くつくものですので、合併浄化を促進していただきたいということで、先ほど課長が申されたとおり、その下水道が張りつかない地域について10カ所説明会を実施して、それらについて協力をいただきたいということでございますので、ご理解いただきたいと思っております。

議長（岩佐信一君） 鈴木高行議員。

9 番（鈴木高行君） 私は理解とかそういう問題で、考え方のことを申し上げているんですけれども、理由として整合性とか公平性というのはどういうものかということ、私は聞いているんですよ。公平性がとれないから、今度計画見直しした分については個人型でまた押していくという考えというのは、私は納得できないんですね。だったら、以前に公共事業でやったところに対してはどのぐらい投資しているんですか、180億しています。実際に今処理している処理家庭になっているのは何世帯あるかと、だけれども5,000世帯はないと思います、まだ。5,000世帯ぐらいあるのかな。そうした場合、5,000で180億を割った場合、1基当たりの投資単価というのはどのぐらいになるかということですね。そういう投資をしているんです、公共下水の場合は。なんで合併処理を今からやるところに1割の投資でやってくれと言えないんですかと私は言いたいんです。省くんですから、処理区域から。そこで答弁して。

議長（岩佐信一君） 町長。

町長（齋藤邦男君） ちょっとかみ合わないようでございますけれども、公共下水道そのものはやるということですよ。それで市町村型浄化槽についてはいろいろこのようにについても都市計画審議会、あるいは議会の方でも常任委員会としてもいろいろと調査研究もしたと思います。それに基づきまして平成22年度から、やはりこの水質をきれいにしようということで市町村型でなく個人設置型ということでの位置づけになったと。それはご案内のとおり公共下水道の場合については公共ですが宅地に入った分についての宅地の面積によって1平米当たり300円の……（「公共下水はわかるんです。合併処理のことを言っているんです。市町村型で推進するのかわからないかということ」の声あり）私はこれからは、個人の設置型で進めたいと思っております。

議長（岩佐信一君） 鈴木高行議員。

9 番（鈴木高行君） まずちょっと数字的に、端的に言います。

今後、合併処理で進めるのは948基。これ、説明受けた中に書いてあります。この948基についてどのような手法でやるかということをおは聞いているんですね。例えば、説明の中では個人型でやれば住民負担は62万1,000円、これを町の改定案でやれば34万1,000円から21万円に下げると。市町村型でやれば7万5,500円でやれると。何で7万5,500円の方を選択しないんですかと、おは聞いているんです、この948基の整備について。市町村型でやれば、これに対して地方債の交付税措置もあるし、そういうことをおは端的に言えば聞いているんです。そういった公共下水はいいんです。公共下水から外れたのがこの基なんですから。早期に環境整備をするためには、これを早くやるために、そういう実施法をとれば年数も縮まるし投資額も縮まるし、そういうことを町長は19年に言っているのに、何でこれを公平性とか不公平性とかといってこれを採用しないのかと聞いているんです。

議長（岩佐信一君） 町長。

町長（齋藤邦男君） 19年度は市町村型に決定するというのではなく、検討するということでお答えしております。それらの内容の資料については課長の方からご説明を申し上げます。

議長（岩佐信一君） 上下水道課長。

上下水道課長（清野博文君） 今、市町村型のお話ありましたけれども、県内でも市町村型のみを実施している市町村というのはございません。公共下水道、あるいは先ほど言った農業集落排水とあわせて実施しております。ほとんどの市町村で金額には差があるんですけれども、どうしても下水道なり農業集落排水をやっているというふうなことで、負担金についてはそれと同じような形で徴収しているというのが事実です。それから、もう一つ、市町村型の実施についても、実は今は県内でも進んでないのが現状なんです。それは、市町村型でやっても結局市町村で負担金を取りますし、それからその合併補助で浄化槽を入れる、宅内の設備も一緒にあわせてしないと補助事業が認められないんですね。そうすることによって、会計監査委員からも指摘があつて補助金の返還とかそういうふうな事情がかなり多いんですね。そういうことで宮城県の中ではなかなか進んでないというのが現状なんです。それで、県の方でも宮城県ではなかなか進まないというふうなこと

で、実は、今市町村型をやっているのが10市町なんですね。そのうち2つの市町は多分合併したと思うんですけども、栗原とかその辺は市町村型とあと個人設置型両方やっている市町村がある。そこでなかなか進まないの、実際市町村型をやっている市町村に、実際に市町村型をやって不利益をこうむったこと、あるいは今後市町村型を検討している町村に対してのアドバイス等についていろいろ調査をしたんですね。そうすると、負担金についてはある程度、農業集排水とかと同じ負担金を取る。そうすると、維持費とかも、あと使用料もそうです、そうすると使用料もおのずと下水道なり農業集落排水と同じような使用料を取るといふふうな形になってくるんですね。そういうふうなことで、いろいろなところを聞いた結果、先ほどの値段だけではなくて、今後の維持管理とか、特に維持管理の中では市町村型ですと町では管理するんですけども、実際には個人宅に浄化槽があるということふうなことで、かなり使いが荒いというか、そういうので修繕費がかなりかかっている。それと、もう一つは結局個人の土地を賃貸借しているんですね。すると、大体車1台分ぐらいになるんですけども、その賃貸契約をして、それが売買とか所有権が移転したときに更地で返してほしいというふうな問題等が出ていて、そういうような問題があつて大変だというふうな回答が来ていたんですね。そういうのも含めて、今回、市町村型でなくて個人設置型で進めたいというふうなことで考えたところでございます。以上でございます。

議長（岩佐信一君） 鈴木高行議員。

9 番（鈴木高行君） 今、隣接のこといろいろお話しされましたけれども、実際の話、修繕費とかというのは個人で支払うというのは本当に出てくるんですか、これ。市町村型でやった場合。町で設置して町で管理するのに個人が支払うんですか、修繕費とかというのは。まだ、回答はいいけれども。そして、今の市町村型を採用しなかった理由の一番は整合性がとれないとか、前にやった人との不公平感があるとか、それが一番の理由だったようです。それに今度、今担当課長が周りの方から状況がいろいろあるとかと話出てきたけれども、町長の答弁は一番先は不公平だと、整合性とれないと言ったんですね。こういうのとちょっと今のことは全然関係ないような答弁、担当課長はしているんですけども、どういう根拠からそのような話が出てくるんですか、そうしたら。

議長（岩佐信一君） 町長。

町 長（齋藤邦男君） ただいま上下水道課長が申された内容で進めてまいりたいと思っております。以上でございます。

議 長（岩佐信一君） 鈴木高行議員。

9 番（鈴木高行君） それ以上答弁はないということですか、町長は。

議 長（岩佐信一君） 町長。

町 長（齋藤邦男君） 十分意を尽くしてまいったと思っております。

議 長（岩佐信一君） 鈴木高行議員。

9 番（鈴木高行君） 今、お話しされたことで答弁が済んだと。だけれども答弁の内容の整合性は私とはとれないと思うんです、反対に。不公平感とか整合性がとれないと言っている割には、あちらの方は別なことを言う。そういうのでは答弁に対しての整合性もとれてない。

議 長（岩佐信一君） 町長。

町 長（齋藤邦男君） すなわち、市町村型から個人設置型、それらについての考え方が前の19年9月については検討しようということで担当課長に指示し、それらの内容を都市計画審議会の委員並びに議会の方々も所管事務で調査しているようでございますけれども、それらの内容と、そして現在県内におきますところの市町村型が年々少なくなっておるといふこと、そしてやはり公共下水道と、あるいは個人設置型、それらとの、あるいは市町村型との整合性をやはりはかりながら、やはり公平さをもって事業を展開するのが、やはり行政側の務めだと思っておるところでございます。

議 長（岩佐信一君） 鈴木高行議員。

9 番（鈴木高行君） 説明の内容をちょっとお話ししますね。今回採用した改正案、これは個人負担が21万円ですね。そして町負担が13万1,000円、追加負担分ですね。あと町負担が20万7,000円。県が6万9,000円、国庫が13万8,000円というような内容で今回の見直し案はこれを採用しますという話、説明を私は受けたと思うんです、全員協議会ですね。ところが市町村型の上の説明は、同じ75万5,000円の合併処理槽、個人負担は7万5,500円、町負担は42万8,085円、国庫負担は25万1,415円、このような形に市町村型ではなるんですね。町の負担は相当多いということになります、計算からすれば、説明の。財政的なことも考えれば下をとったのかなと。折衷案なのかなというような気がします。整合性のことを言われましたから、公

平感とか。折衷案をとったのかなと。だけれども、さっき私が言ったのは、公平感とか整合性をするには、だったら既存の公共下水道をやったところほどのぐらいの1戸当たりの費用がかかっているんですかと。不公平に思いませんかと私は町長に聞いたですね。それには答えなかったですよ。今度の21万負担する人と、以前に公共下水道整備したところの事業費、これも同じに公平に考えなければならぬと思うんです。これらの公平性というのはどのように考えるんですか。同じ下水を流しといて。

議 長（岩佐信一君） 町長。

町 長（齋藤邦男君） 先ほど来申し上げておるとおり、これらの内容、市町村型、あるいは個人設置型等々の考え方を総合的に判断して、これからの事業については個人設置型ということで決定をさせていただいたところでございます。（「答弁になっていないですよ」の声あり）

議 長（岩佐信一君） 鈴木高行議員。

9 番（鈴木高行君） だから、公共下水で整備したところとこれからの合併処理ですところの公平性はどうかと私は質問しているんです。

議 長（岩佐信一君） 町長。

町 長（齋藤邦男君） それらについて担当課長の方からご説明申し上げます。

議 長（岩佐信一君） 上下水道課長。

上下水道課長（清野博文君） 今、議員さんの方から不公平というふうなことが出ました。

確かに平成9年度から合併浄化槽の補助始まっています。今回見直すというふうなことで、それを言われると説明きかないんですけれども、そうすると、その前にやって補助をもらわなかった人はまた不公平なのかと言われると、結局その辺答弁に困るんですけれども、ただ、不公平ができるだけ出ないようにというふうなことで、今回の見直しの中で補助率を少し上乘せする。それから、維持管理分でも補助するというふうなことで、できるだけ不公平がないようにというふうなことでお話ししていますので、ただ、9年度に補助した、大体34万ぐらい個人負担がかかっているんですけれども、その分と今の今回の21万と言われると、ちょっと私も説明は困る。ただそのときの補助制度とかそういうのを利用して補助していたんだろうというふうに思いますし、今回もそれに伴って、できるだけ負担を少なくするというふうなことで上乘せしているというふうなことでご理解いただ

きたいと思います。

議長（岩佐信一君） 鈴木高行議員。

9 番（鈴木高行君） なら、平成9年のときから補助事業が始まったと。それ以前は公共事業でやったと。そういうことでしょうか、わかります、それは。だけれども、今回この見直しするときに、合併処理といって個人負担がえらい低い。そういう制度も出てきたと。そうした場合、そういうのを採用したら早急に設置する人がふえてきれいな水を排水するようになる。そういう相乗効果というのを考えれば、それなりの補助をしたって短期間にそういう環境がよくなるような政策、排水対策やれば最終的に負担のかかる鳥の海湾、こういうところの浄化にもつながるし、そういう長い目で自然環境を見るという政策が私は必要。少々、実際に話は984基ですか、そういう全部を7万5,500円でやっても整備事業というのはそんなに負担にはならないのかなと思います。そういう考え方の違いかもしれませんが、比較するところが、前の9年からやった補助事業を対象にして比較するのか、以前の公共下水道でやった費用のかかったところと比較するのか、そういう全体的なものを比較して、早くこういう事業をやってきれいな水を排水して、負荷のかからないような自然環境にするということが、最終的な目的がこの公共下水、合併処理、そういう事業なので、金銭云々とそういう感覚でなくて、いかに早くでき上がるかと、そういう発想に立ってもらいたいなと私は思うんです。その辺について町長さんお願いします。

議長（岩佐信一君） 町長。

町長（齋藤邦男君） 水質をきれいにすることは最も大事だと思っております。ご案内のとおり、亘理町全域から鳥の海に入るのが1本ということで、鳥の海湾内も汚泥が堆積しておるということから、やはり公共下水道であれ合併浄化槽であれ、早く促進するのが本来の環境整備ではなかろうかと思っております。そしてまた、ご案内のとおり、この都市計画、下水道整備については、先ほど来申し上げておりますとおり、昭和54年から、そして供用を開始したのが平成3年2月1日から、そういう中で現在残っている地域については吉田地区が大きな課題となっておりますということでございます。そういうことから、これについても平成22年度から吉田周辺、南北等々について推進を図りたいと思っております。そういうことでご理解願いたいと思います。（「動議」「何か、質

間、答弁平行線をたどっているようでございますから、暫時休憩を入れたら」

「反対」「賛成」の声あり)

議長(岩佐信一君) 今、動議があったようですけれども……(「公共下水はここで終わります」の声あり) ちょっと待ってくださいね。

ただいま安田議員から休憩の動議が出ましたが、動議は2名以上の賛成が必要なわけですか。賛成の方おられますか。(「賛成」の声あり)

賛成2名ございます。

お諮りいたします。この休憩動議に賛成の方のご起立を願います。

[賛成者起立]

議長(岩佐信一君) 着席願います。

少数でありますので続行いたします。

鈴木高行議員。

9 番(鈴木高行君) では、第2問目の質問に移ります。

私は、齋藤町長が役場職員になってから現在まで約50数年、亘理町の行政に携わってこられ、公僕として町民のためにまちづくりを推進してきた。特にここ10数年には助役、町長として町のトップとして町政の運営に当たってこられました。そこで、私は齋藤町長が亘理町のリーダーとして2期8年を携わったみずからの自己評価、特にソフト面についてどのような自己評価をなさっておられるのか伺います。

議長(岩佐信一君) 町長。

町長(齋藤邦男君) ただいま鈴木議員さんから2期8年にわたりましてご支援、ご協力をいただいております。そして、町政運営に携わっておるわけでございますけれども、私自身が評価をするということは自分自身の評価はいかかなものかと思っておりますけれども、内容等についてご説明を申し上げます。本来評価そのものについては納税者である町民の皆さん、あるいは有権者の皆様が評価をしていただくことは私は最も妥当なことだと思っておりますが、質問でございますので内容等についてお話をさせていただきます。

私は、常日ごろから町民が主役の町政を基本に町民との対話を重視し、ふるさと……亘理」の発展のため、昼夜を問わず全力投球で町民の町民による町民のための町政を推進してまいったところでございます。やはり、町民の声そのものを大

事にして十分尊重するため、「まちづくり出前講座」や「ほっと通信（～町長への直通便）」などを新たに開設するとともに、「町政懇談会」、さらには「走る町政教室～町長との懇談会」を通してみずからの言葉で町民と語り合いながら、町民と築く協働のまちづくりということで暮らしやすさナンバーワンを目指しながら誠心誠意努力を重ねてきたところでございます。おかげさまで、議員さん初め各方面からもご協力をいただきながら、公約に掲げた内容についてはある程度順調に実施することができたのではなかろうかと思っておるところでございます。

そこで、ただいまご質問のありましたソフト面そのものについては、項目ごとに申し上げますけれども、余り多過ぎますので若干主なものということで申し上げます。

まず、防犯・防災対策については、やはりこれについても議会の皆さんのご同意をいただきまして安全安心なまちづくり条例の制定、そして小中学校の不法侵入者防止対策の実施ということでございます。さらには災害に備えた防災マップの作成と全戸配布。さらには地域防災計画の大幅な見直し、さらには自主防災組織の設立ということでございます。

また、少子高齢化対策につきましては、乳幼児医療費助成制度の対象年齢の拡大及び窓口の無料化、そして妊婦無料健診の回数の引き上げ、そして高屋小学校に高屋児童クラブの設置、さらには子ども未来ネットワーク協議会の設置、そして保育所の一時保育、延長保育、さらには休日保育による子育て支援。

そして、教育対策事業につきましては、これについては一にも教育、二にも教育、三にも教育、まちづくりは人づくり、そのためには教育にあるという理念のもとに進めておるわけでございます。そういう中で、小中学校に教育用パソコンの配置ということで全小中学校に390台配置をさせていただいたところでございます。さらには、町単独事業ということで、教育の補助員の設置もいたしております。さらには小学校地域間の交流事業の実施など。

そして、環境対策事業につきましては町民総参加による「一斉清掃の日」の制定。さらにはみんなできれいなまちにする条例の制定、そして現在、亘理町環境基本条例に基づく計画の策定を急いでおると。

産業・観光振興対策事業については、農地・水・農村環境保全事業の支援事業の実施、そして水産まつりやまるとフェアの地場産品等の消費拡大の展開、そし

て冷夏によるところの異常気象対策、燃料高騰によるところの農協、漁協さんに対する対策事業の実施、そして国、県との連携した緊急雇用創出事業の実施が産業・観光。

そして最後になりますけれども、行財政改革等による事業につきましては、亶理町公式ホームページの開設。「ほっと通信」、町長への直通便の開設。さらには指定管理者制度の導入、そして一番大きいのが役場組織機構の改革。そして最後になりますけれども、亶理町まちづくり基本条例の制定と亶理町まちづくり推進委員会の設置などがその主な内容と思っております。

これらの事業につきましては、キャッチフレーズで掲げました「思いやりの心で力を合わせ 安全で安心できる 豊かなまちづくり」ということでの実績ということでご理解願いたいと思います。以上でございます。

議長（岩佐信一君） 鈴木高行議員。

9 番（鈴木高行君） いろいろ随分事業の成果は答弁の中でわかります。さて、私はなぜこのような質問をしたかということですね。行政の施策が町民の方々にどのように理解され、そしてその施策がどのような満足を与えることができたかということによって、やはり町のかじ取り役である町長のリーダーシップが問われるというようなことを考えております。やはり満足度調査等を通して情報が町長にも職員にも、そして町民にも毎年この情報が入れられるような行政の動き、そして行政の評価、そしてまた外部からの外部評価等を実施して、今、いろいろ述べられたような施策が軌道修正するとか、そういう町民サイドに立った、やはり行政目線というのが、やはり町長さんのリーダーシップとしての今後問われる問題だと思っておりますけれども、その辺について。

議長（岩佐信一君） 町長。

町長（齋藤邦男君） これについては、なかなか直接町民の方々からお褒めの言葉も来ることもあるし、苦情も来る。これについては「ほっと通信」の中でもあるわけでございます。それと同時に職員の方々にもいろいろと情報が入ってくるわけでございますけれども、私の方には職員から直接入って来るものがないので、日ごろから私言っているのが、毎日協議ということで言っておるんですけれども、「ほうれんそう」と言っております。ご案内のとおり「ほう」は「報告」、「れん」は「連絡」、「そう」は「相談」。報告、連絡、相談を緊密にお互いに課内でも

報告をしながら連絡しながら相談しながら仕事を進めてもらいたいという、そして私の方にも悪い苦情の方を聞いて、それを改善するのが私の役目とっておりますので、今後とも職員を初め町民からいろいろと要望あった箇所については、どんな小さいことでもきめ細かな行政を推進してまいりたいと思いますので、特に議員の皆さんにおかれましても、町民の代表ということで、ぜひ担当課あるいは町長直接でもいいですから、その件についてよろしくご指導方お願いいたしたいと思います。以上でございます。

議長（岩佐信一君） 鈴木高行議員。

9 番（鈴木高行君） 今、そういう情報によって毎年軌道修正などして、町民の目線でやるというような話に受け取ります。「ほうれんそう」の話は今の齋藤町長が就任されたとき職員の義務として「ほうれんそう」を大事にきなさいと、私も肝に銘じております。そのようなことから、昔を思い出しました。

次に、2点目の質問に移ります。

齋藤町政8年を通して、多様化する行政需要に対し行政改革大綱を策定して町政の運営をしてきましたが、この大綱の中での基本方針である①町民と築く地域協働のまちづくり、②職員の意識改革、③民間経営感覚による簡素・効率化についてどのような改革を行って、それらについてどのような評価をしているのか伺います。

議長（岩佐信一君） 町長。

町長（齋藤邦男君） これについてもちょっと文面が長くなると思いますけれども、容赦願いたいと思います。また、先ほどのソフト面の内容とも重複する部分があるかと思っておりますけれどもご了承願いたいと思います。

私といたしましても、やはりこの8年間そのものについては、やはりこの8年間の中で我が国の経済情勢、状況は、構造というか、それはあらゆる分野におきまして変革が行われたということでございます。そして、長期にわたる経済不況の中、国を初めとする地方公共団体を取り巻く環境は年々厳しさを増しておるということとっております。

こうした状況を踏まえても、やはりやるべきことはやるということで、まずもって行政改革は今お話しのとおり継続的に取り組んでいく必要があるということでございます。町民と行政が知恵を出し合いながら創意工夫を重ね抜本的な改革を

行うため、ご案内のとおり平成18年を起点とする平成22年度、来年度で終わりますけれども、第4次互理町行政改革大綱を策定しておるところでございます。その基本方針では、多様化する行政需要に対し限られた財源の中で対応していくために、町民や各種団体からの提言などを参考に民間でできることは民間にお願いすることを基本として、多角的に多面的に検討を行い、職員の意識改革を初めとして自立した町政運営を行うことを基本方針として、質の高い行政サービスの提供と町民との協働体制の確立を目指しておるところでございます。

そういう中で、お話しのとおり3つの項目、すなわち(1)町民と築く地域協働のまちづくり、(2)職員の意識改革、(3)民間経営感覚による簡素・効率化の3項目を基本方針としております。これらの方針につきましては、45団体と開催いたしましたまちづくり出前講座や町民からの企画提案書、ほっと通信、各種審議会、委員会における意見ということで平成17年度に実施した町民アンケート調査等において、特に町民皆さんよりご意見をいただきました内容を整理し、基本方針を制定したところでございます。

そこで、町民と築く地域協働のまちづくりでは、町民の行政運営への参画と情報共有の観点から、先ほど来申し上げておりますとおり、まちづくり基本条例を初めとするホームページのリニューアルとか男女共同参画基本計画の策定を実施したところでございます。そういう中で、数多くの成果があったのではなかろうかと思料しておりますが、これらの事業実施したことにより、老若男女を問わず人と人との触れ合いを大事にして、そしてコミュニケーションを図れたことは理解を深めていたと思います。

そして職員の意識改革、これについても平成17年度に実施した町民アンケート調査での行政改革で重点を置く項目という位置づけをされております。そういう中で、やはり職員の能力、そして職員数の削減、公有地の公共施設などの有効利用、そして住民にわかりやすい組織機構の整備を行ったところございまして、そして窓口業務の簡素化、サービスの向上と職員の意識改革、組織改革に対する内容でありました。そういうことで、これからも互理町人材育成基本方針をもとに、職員の意識改革、職務遂行能力、政策・法務能力の向上など人材の育成に努めてまいりたいと思っておるところでございます。

具体的な内容については4項目上げておりますけれども、やはり職員の意識その

ものについては町民の全体の奉仕者であるということを十分認識をいただき、そして町民の目線による対応、接遇、それらについて職員に対しまして常日ごろから申し上げておるところでございますので、今後ともこれらについて職員に対しましても交通事故、あるいはいろいろな問題を起こさないようにということで指導徹底を図っておるところでございます。

議長（岩佐信一君） 鈴木高行議員。

9 番（鈴木高行君） 今、3番の民間経営については答弁ちょっとなかったようなんですけれども。

議長（岩佐信一君） 町長。

町長（齋藤邦男君） 大変失礼しました。

民間経営感覚による簡素・効率化では大変失礼しました。

民間活力の導入、そのためにはやはり最少の経費で最善の努力と最善の効果を上げられる観点から、取り組みといたしましてはPDCAサイクルに基づく行政評価制度の導入、さらには企業経営者、地元企業の代表を審議会等への委員の登用、そして指定管理者制度の導入などがございます。特に、民間との比較で一般的に言われてきました慣例主義にこだわらず、コスト意識やスピード感、あるいは顧客視点、町民視点に立った考え方等々について、まだ職員の理解不足の面もございりますが、これらについても職員にぜひ浸透するようとお互いに切磋琢磨していただきたいということで、常日ごろから申し上げておるところでございます。そして、きょうも雪が降ったわけでございますけれども、現場主義が大事だということで、特に都市建設課では午前2時から職員全員配置いたしまして一級町道、二級町道等学校の通学路を基本にして除雪作業を行い、現場主義が最も大事だと思っておるところでございます。以上でございます。

議長（岩佐信一君） 鈴木高行議員。

9 番（鈴木高行君） 地域協働のまちづくりについては、前の同僚議員がいろいろ質問しておるので詳しくはお尋ねしませんけれども、ここの中で住民の意見を聞くというような立場からいろいろな各種事業を実施計画の中でいろいろやっていくんですけれども、この計画立案の段階から住民の意見を取り入れるとか、またはいろいろな町の情報を提供して、住民がこういう各種事業に参画できるような体制をとるとするのは、これは協働のまちづくりの中の一番大切なところかなと思います

けれども、この辺について町長さんの意見。

議 長（岩佐信一君） 町長。

町 長（齋藤邦男君） 現在進行中でございますので、それらの内容について担当課長、資料を持っておりますので内容説明いたします。

議 長（岩佐信一君） 企画財政課長。

企画財政課長（佐藤仁志君） ただいまのご質問でございますが、特に町民の方々に対しての意識調査というのは、この集中改革プランの中にも盛り込まれているとおり、これについては17年度に実施した住民の意識調査、そして21年度、間もなく集計が終わりまして精査できれば議員の皆さんに報告しますけれども、それらの後期計画に向けた意識調査ということでございます。そのほかに、この集中改革プランの中には満足度調査というのもございます。これについては第4次総合発展計画の中での中間地点でやるということでございますが、これらについてはまだ評価をやってないというか、住民の方でなく町の方では新たな形での改革ということで、行政評価という形で平成20年度から取り組んでおります。これらにつきましては、やはり外部調査ということで平成20年度に1回外部調査ということで、なかなか新たな委員を求めるのは大変という、問題があるということで亶理町行政改革推進審議会の方で外部評価をしていただいた内容になっております。当初は事務事業の評価についても20年度は986件あったわけでございますけれども、それが、これが21年度では804件ということで評価対象外についても毎年行政評価の実施要項等をいただきながら、実施要項に基づいて対象外にできるものについては除外をする形でやっておりまして、こういうふうな行政評価についても、今後住民の方に正式に公表してまいりたいと。21年度は広報でやったわけでございますが、やはり内容的にもう少し詳しい形がよろしいのではないかとというふうな検討内容もございますので、やはり膨大な資料については亶理町の公式ホームページの方でやりたいと。

そのほかに、やはり21年度から始めております住民の方が企画アイデアとか提案、そういうものをぜひ町に新たな取り組みということで事業、または事務処理の方法の改善等の提案をいただけるということで、亶理町まちづくり提案事業を展開させていただきました。昨年の10月の広報で10件の公募がございました。これらについても、さきほどの永浜議員さんがご質問している中での、要するに桃源郷

の再生事業とかというようなアイデアが一部可能ではないかというふうなお話し合いもされて、今後、事業にできるだけ町民の力をかりて事業展開していくということで、今後、事業の精査がされていく予定で22年度考えております。そのほかに、まちづくり団体支援団体事業補助金ということで、これも町内の活動範囲ということでの町民のみずからの企画で事業を実施したいという団体に対しての事業なんかを展開しております。以上でございます。

議長（岩佐信一君） 鈴木高行議員。

9 番（鈴木高行君） 私、事業、今の実施計画とかそういうものを実施する場合に、そこに直接会う方々の地域の方の意見とか、それらに事業の中身を情報公開してよりよい事業にしていってらうかということ、私はそういうことを聞いたんです。あと答えはいいですから。

次に、職員の意識改革について、やはり質問しますけれども、職員が意見、そしてあとは発想、立案を自由に述べられるような機会、そして町の目玉事業等、町民の関心ある事業について横の課を超えた意見交換や若い職員から意見を聞く姿勢が私は必要であると思うんですね。今は、何か私の目に映るのは、上層部の顔色をうかがって行動しているように映るときもあるんですね。やはり、職場というところはいろいろな意見があって、それを取りまとめてそれが計画立案に上っていくと、そういう自由活発な意見の交換される場があると、いいアイデアが生まれてくる。風通しのよい職場、そのような中から職員間の意識改革というのは生まれるのかなと、私は思います。そういうところがちょっと今の中から見ると、ちょっと職員が萎縮しているような気もするんですね、下の若い方々が。その辺について町長さんはどのように感じておられますか。

議長（岩佐信一君） 町長。

町長（齋藤邦男君） 私もいつでも言っているのは現場主義ということで、暇というのは余りないんですけれども、各課を訪問することにしております。できるだけ電話でなく各課に行って、課題となっている問題、私が知りたい問題について月に1回は各課を回って歩くと。その中で、やはり私も気になるのでパソコンだけ1台1台持って、それをにらみっこしているのが、にらみっこというのは仕事をしていると思いますけれども、そういう時代の趨勢が、昔では手書きでお互いに、そういうことから、午前10時から15分間、午後3時から15分間、パソコンをストップしなさいと

ということで、その間、お互いにお茶を飲んだりお互いに今課題となってお話したいとか、そして今議員さんが言われたようにコミュニティーを図っていただきたいと。それで、私は古い時代の職員でございましたけれども、書類を見ると自分で書いた書類だな、自分の字で書くからですね。フリーとかあるいはサインペンとか。今は皆パソコンだから、自分の書類もだれの書類だかもわからない。要するに皆一律に一から十まで皆パソコンの見出しになっていると、そういう漸進的な内容もありますけれども、なかなか文書そのものについても、そういうことから発議文、発議文ってこれこれをやっていかがですかというのをパソコンでなく手文字、ペンで書いてくださいと私お願いをしているんです。どういう字を書いているかわからないんですよ、皆パソコンですと。あと、よく通知の中でも日にちを忘れて前年度の文書でそのままの内容でやるという間違いもあることもあるやに聞いておるわけでございますので、やはり、職員同士のコミュニティー、そしてそれがよくなることによって町民に対する対応もよくなるということで、今後もさらにそれらを徹底してまいりたいと思っております。以上でございます。

議長（岩佐信一君） 鈴木高行議員。

- 9 番（鈴木高行君） やはり、職員の方は住民の方々から情報をもろうということが大切だと思うんです。やはり、そうする場合には、職員の方もいろいろな地域の中のサークルとか会合とかそういうところに出て行って、そういうところの会員になってメンバーになったりして、職務以外にそういう方々が何を考えているのかとか、そういうためにはそういうサークル組織、仲間、趣味の仲間でも何でもいいですから、そういうところに行っているいろいろな情報を収集して、今の町民の方々はこの考えを持っているのだという収集の仕方がその人のためにもなるし、今後の仕事にもつながるし、そして課の中の事業計画にもそういうものを反映されてくると思うんです。そういうことからすると、今何か私は課を回っても上を向いている人がいない、下ばかり見ている若い人がいるとか、そうした場合、おっかながっているのかどうか、そういうふうにはとれないんですけれども、何か自分が心を開いているいろいろ打ち込んでいるような姿に見えないというところがあるので、やはり人それぞれ立派な職員なんですから、自分の意見が言えるような職場のようにして、風通しのよい職場で若い方々の意見をいろいろ聞いて、そういうものを取り入れて、計画が決まったからこれで押すよと、そういう考え方でなくて、計画の中でもやり方によって

いろいろ違うことが出てくるとか、そういう発想というのを取り入れながら、風通しのいい職場にしてほしいなと思うんですけれども、町長どうでしょうか。

議長（岩佐信一君） 町長。

町長（齋藤邦男君） ただいまお話しのとおり風通しのいい職場、そして町民との対応、それについては私も日ごろから言っているんですね。私もこのようにぎっくばらんでズーズー弁で、そのとおり皆さんもやってくださいということなんですけれども、特に何年代とは申しませんが、生活環境とか育った年代によって違うのかなと。団塊の世代の時点は活発だったと思います、私も。終戦後生きた時代はうんと活発だと思いますけれども、やはり、いろいろな日本の経済情勢とかいろいろなかわりとかによって、いろいろ職員の性格とか、あと発表力とか、それらが若干少なくなっているのかなと思っております。しかし、これからも今申された内容を毎月庁議の中で課長会議という形でしておりますので、これについても副町長を先頭にして意識改革はもちろんのこと、職員のそのような考え方について指導徹底を図ってまいりたいと思っております。

議長（岩佐信一君） 鈴木高行議員。

9 番（鈴木高行君） では、意識改革はそれぐらいにします。

次に、施政方針の中で行政も経営と書いております。より高度でより高品質なサービスをいかに低コストで提供するかを追求して行政運営を進めてきたと書いてありますけれども、これはどのような形でこの経営、町民に満足を与えたと、サービスとかその辺、どういう内容をこういうふうに言っているのか伺いたいと思っておりますけれども。

議長（岩佐信一君） 町長。

町長（齋藤邦男君） 施政方針の中で、今申されたようにスピード感とかあるいは経営感覚とか、そういう内容で進めてまいりたいと思っております。具体的には、やはり総合行政でございますので、あらゆる面で対応をそのような形で進めてまいるということでもございまして、何の項目がこうだということではなく、総合的に判断してやっていただきたいということで、その文言を入れさせていただいたわけでございます。

議長（岩佐信一君） 鈴木高行議員。

9 番（鈴木高行君） 総体すれば民間経営というのは感覚だと思います。そこで民間経営とは、やはり民間ですからもうけが必要、利潤が必要だということで、客が必要な

ものをいかに効率的に効果的に提供し利益を上げると。そして株主に還元をすると。これが民間の経営の基本ではないかと私は思います。ただ、行政がそれを行うと、必要なものばかり提供したのでは余り多方面にわたって利益なんていうのは上げられないと。それは当然だと思います。行政はそのようなものではないというのわかりますけれども、しかし、行政には住民から税を徴収していると。行政は税を徴収して行政を運営している責任があります。民間で言えば税を負担することという事は、要するに株主になるということですね、行政に対しての。そう考えると、やはり民間経営であれば株主さん、税金を納めている方々に何らかの還元をしなければならないと。それが満足度であると考えます。やはり、行政としても税とその満足度というの裏腹なんですね。税をお願いしていれば、それに対して還元という形で満足度を何かの形で返すと。それがやはり行政のサービスだと私は思います。それがいいものであろうが、高価なものであろうが、それは別として、個人の価値観によってそれぞれ違うと思います、それらについては。そういう常に考え方で町長は行政運営をなさっているのでしょうか。

議長（岩佐信一君） 町長。

町長（齋藤邦男君） 町役場そのものについては、昔の言葉で言うとゆりかごから墓場までという、シェアが全シェアにわたって行政運営をしてやるということで、やはりそのためにはやはり町民のための町政ということで、納税者の町民の方々にはできるだけサービスを提供したいということで、最少の経費で最善の努力をしなければならぬということで考えておるところでございます。

議長（岩佐信一君） 鈴木高行議員。

9 番（鈴木高行君） 今、行政改革の基本方針3つ質問しましたけれども、実際にその目線というのは、やはり今最後に言ったように税があってサービスがある、それは裏表だと。そういうのは町のトップの方々もそうでありましょうし、職員の方々も常にそういう目線で町民に対して対応する。それが基本だと思うんです。そこでいざれにしても、民間感覚といいますけれども、ここの中に書いてあるような、3番目の、サービスを今行政側はサービスをするという感覚は、これ何かサービスをしてあげるといような、高いところからの目線、そういうような私は気もするんですね、サービスするというのは。そうでなくて、どのようなものをどのように提供、サービスを提供するかと。そして、どのような満足をしていただけるのかと、住民

の方に。そういう目線というのは、やはりだれもが行政サービスをする上での事務事業の執行において必要な感覚ではないかと思うんです。何か、行政サービスするというと受ける側、町民からすれば、町の方からサービスをしてもらっているという感覚に受け取りがたいんですね。そうでなくて、意識的に我々はサービスをさせてもらっていると、そういう感覚に立つのが必要ではないかと思はいます。この民間的感覚という考えからすれば。それで還元しているんだよと、皆さんに税に対しての。そういう感覚なんですけれども、町長どうですか。

議長（岩佐信一君） 町長。

町長（齋藤邦男君） 当然、ソフト面については先ほど来申し上げておるわけでございまして、さらにハード面等もいろいろ事業として展開されておるわけでございまして、これらの事業展開をするソフト面でもハード面でも、これらの事業展開するのは町民の血税による事業ということで、私、理解しておりますので、それらの内容についてもやはり職員に対しても徹底を図ってまいりたいと。目線はあくまでも町民の目線であって、行政のサービスは町からでなく住民からよかったと言われるようなサービス提供がしかるべきではなからうかと思っておるところでございます。以上でございます。

議長（岩佐信一君） 鈴木高行議員。

9 番（鈴木高行君） 私、以前にもお話ししたことがあると思うんですけれども、ある会で町民の方からこういうふうに言われたんだと。「町は民間ではないから、我々にはそんなに目線がない」と。「だけれども、おれは税金を納めているんだよ」と。「だから何かかんか返してもらってもいいんだよね」という方とお話ししたんです。だけれども、行政というのは金を納めたから、個人にそうやって還元するような仕事ではないんだよと、私はそこで反論しました。いや、だけれども、全体的に言えば町の行政のお金というのは約200億円ぐらいあるんでしょうと、特会まぜれば。それはいろいろな形で税金で運営されてるんだべと。住民税イコール所得税も全部入りますけれども、そういうものを納めているということは、これは我々だって町民として1人の株主だよと。それで何かかんかの返ってくることを要求しても当然ではないかというような話をされたんですね。そのとき私ははっと思ってそうかなと思ったんですけれども、実際その人と個人対個人で「そうだよ」とは言わなかったです。こっちは行政の人間だったですからね。そういうこともあったので、一瞬

思い出したんですけれども、町民の方々はそういう感覚でいるのかなと、そういうふうを受け取ったことがあります。そのようなことをやはり事務事業を執行する方々にお願いして、そういう感覚を忘れないで今後とも町政の運営に当たっていただきたいと思います。以上で質問を終わります。

議長（岩佐信一君） これをもって鈴木高行議員の質問を終結いたします。

この際、昼食のため暫時休憩をいたします。

再開は午後2時といたします。

午後1時15分 休憩

午後1時58分 再開

議長（岩佐信一君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

一般質問を行います。

6番。高野孝一議員、登壇。

〔6番 高野 孝 一 君 登壇〕

6番（高野孝一君） 6番、高野孝一です。

私は3つの質問をさせていただきますのでよろしくお願いいたします。

まず初めに、「わたり温泉鳥の海」のことです。

「わたり温泉鳥の海」の特別会計の借入金、総額11億6,070万円となっております。この返済につきまして、今後この特別会計の中で23年度に返済する、これはピークになりますけれども9,026万円、とりあえずこれが返せるかどうか、町長の考えを伺います。

議長（岩佐信一君） 町長。

町長（齋藤邦男君） それでは、高野孝一議員にお答えを申し上げます。

まず、利用者数及び利用収入は前年度対比で減となっており、その要因は、やはり長引く世界的な不況によるところが大きく影響しているものと思われま。また、「わたり温泉鳥の海」建設時に地方債を3年据え置きで20年償還の計画で借り入れをしたところでございます。その償還そのものについては平成22年度におきまして6,053万6,000円から開始となり、平成23年度、その後についてはただいまお話しのとおり9,026万円がピークの償還金額となるところであります。これらについても、総務省や宮城県の指導もあり、町の観光拠点施設であり町民の憩いの場としての役割を担い、地域経済の活性化や地場産業の振興、そして町内旅館、民宿との共存共

業に資するべく、当施設の利益のみならず、わたり温泉鳥の海運営基金、観光施設整備基金を活用して償還していく計画であります。そして、経営戦略については昨今の時代の顧客のニーズ等の変化により、お客様はさまざまなものを求められています。それは、金銭的なものもあれば内容的なもの、そして施設のものと千差万別であります。しかし、当施設においてそれらの要求に100%こたえていくのは難しいところではありますが、努力を傾注しておるところでございます。そういう中で、やはり対応や説明の仕方ひとつで、そしてお客様がとらえる印象や理解度は変わってくることから、やはり接客、接遇におけるウエートは大きいととらえております。つきましては、これまで以上に顧客満足度の向上やホスピタリティーの醸成の重要性が問われてくるものと感じており、町職員、そしてわたり温泉の施設の従業員全員が、いつでも、いつまでもおもてなしの心と感謝の気持ちを持ち続け対応することで、その思いが必ずお客様に通じ、また足を運んでいただけるものと信じて運営をまいっておるところでございます。

また、接客、接遇のみならず、多くの方に当施設を利用いただきますとともに、ご利用いただいたお客様にも納得していただけるよう多くの方策を立て、商品力や営業力を高めながらお客様が求めるものについて1つでも多くこたえられる施設でありたいと考えておるところでございます。

また、本年2月17日には「わたり温泉鳥の海営業推進応援隊」が発足いたしました。この組織は町内の有志の方々でございまして、34名が無償ボランティアで自発的に「わたり温泉鳥の海」を盛り上げ、お客さんをお呼びと立ち上がっていただいた方々でございます。この方々も、私同様に「わたり温泉鳥の海」を愛し、成功を願っている方であることから、うれしくもあり心強く感じておるところでございます。そして、これらの取り組みが必ず利用者数や売上金を増加させることと思っております。

さらには、具体的な平成22年度におけるイベント開催予定として、ゴールデンウィーク、オータム、正月、オープン記念の各イベント開催はもちろんのこと、町内外におけるイベントでの物品販売、ふるさと夏祭り時の流灯花火大会観覧プラン等を積極的に開催し、集客数の増加に結びつけますとともに、現在実施しておりますサービスといたしましては、オープン2周年キャンペーンとして2月15日から3カ月間の期間限定ではありますが、岩盤浴を昼夜問わず今までの1,800円を1,200円の特

別料金で提供し、利用の促進を図っておりますし、宴会利用のお客様に対しましても、当日のみ有効の入浴サービス券を発行しておりますが、これについては3日間ということでございます。これらの内容を向上をしながら、サービスの向上をしてみたいと思っておりますのでございます。

また、料理につきましても亙理の四季折々の特徴あるものを提供することはもちろんですが、お客様のご希望により人数制限はございますが特別料金による料理、そして懐石料理の取り組みも始めたところでございます。このように、現場におきましても職員一丸となり創意工夫しながら営業展開を図ってまいりますので、高野議員さん初め各議員の皆さんにおかれましても、この「わたり温泉鳥の海」を愛していただき、PR方積極的にお願いを申し上げまして答弁いたします。

議長（岩佐信一君） 高野孝一議員。

6番（高野孝一君） 今の町長の答弁ですと、借入金返済の件なんですけれども、当然、この特別会計の中の売り上げの収益で借入金を本当は返すべきなんです。何かのために基金、積立金を設けているわけで、これは世の中の流れで返済できないときはそこから崩して払うと。でも今の話を聞きますと、観光整備基金積立金まで取り崩すといいますか、そこから繰り入れるというふうな話を聞きますと、では今後の「鳥の海」特会の会計については一般会計からも入れて借入金を返済するというふうなことですよね、確認します。

議長（岩佐信一君） 町長。

町長（齋藤邦男君） 現在、この「わたり温泉鳥の海」の運営基金そのものについては1億934万7,000円基金積み立てを行っておりますのでございます。そのほかにこの「わたり温泉鳥の海」そのものについては観光と福祉の増進という形でございますけれども、観光施設整備基金ということで、これの財源については入湯税の積み立てと、荒浜からの鳥の海にフィッシャリーナの収益の積み立て、合わせまして3,787万1,000円合わせまして、合計で1億4,721万8,000円という形の基金残高となっております。

そこで、高野議員さんから言われました一般会計からの繰り入れ、それらについても現在のところ平成22年、23年度中の償還については基金の中で対応できるものと思っておりますけれども、将来的にはやはりこの運営状態、経済状態、それらに伴いまして一般会計からの繰り入れもその時点で考える時期が来る場合もあろうか

と思っておるわけでございますけれども、現時点では現在の経営の中で起債の借入れの償還を進めてまいりたいということでございますので、やはり、これらについては経済とかいろいろな条件がございますので、その時点で検討させていただきたいと思っておるところでございます。

議長（岩佐信一君） 高野孝一議員。

6 番（高野孝一君） それはごもっともな話なんですね。必ず「鳥の海」の特別会計で借入金の返済をしてほしいと、これするべきなんですね。それでちょっとお話を進めます。私、これまでも温泉の経営に関していろいろ質問させていただいております。それは特別会計の中でしっかりと利益を上げて借入金を返済をできる健全経営をしてほしいというふうな気持ちからです。作間所長におきましては、常日ごろ大変重責な仕事を背負いながら頑張っている姿、これ皆さんの認める部分だと思いますけれども、ただこの商売と申しますか、仕事の方のこういうふうな企業の結果というのは数字で出てくるんですよね。その数字の話ちょっとさせていただきます。前段で町長もお話ししましたけれども。

初めに利用人数、利用人数の方からの比較をさせていただきます。21年度なんですけれども、利用人数の手元の資料によりますと4月から11月までの8カ月間で、宿泊、入浴者、休憩、レストラン、出前等のトータルになりますけれども、14万2,860人です。これ21年度ね。では20年度の数字を見ますと15万2,327名です。約8カ月間での計算ですけれども、これは9,464人の減です。割合からいうと6ポイント減ですね。通年営業2年目でもう既に6ポイント減になっているんですね。

では、今度金額の方から言います。あくまでも歳入の累計で言いますけれども、この手元の資料でのお話になります。これも4月から1月までの10カ月間のトータルになります。最初21年度、21年度の10カ月間の歳入のトータルは3億349万2,290円なんですね。では20年度の10カ月、これ営業外、20年度は消費税還付金が入っておりますので、これはその年だけの措置なのでそれは除きます。除いた金額が3億3,316万347円なんですよ。差し引き2,966万8,057円です。これは前年比と対比しますと8.9ポイント、収入が8.9ポイント少なくなっているというのがまず現状なんです。これは10カ月間なんですけれども、これ例えば1年で計算しますと、21年度は20年度に比べると約3,560万の売り上げが減っているというふうな計算になるわけですね。あくまでも予想です。1年前の質問になりますけれども、私はそういう

ふうな数字が少なくなることを危惧しまして頑張ってもらいたいということで質問しました。その答えは、検討を加えながら一步踏み込んだ運営をしていく方向です。営業努力をしていきます。踏ん張りどころです。そういうような答弁をいただきました。それから1年間、私、前段でお話しした数字、利用人数に関しても歳入の数字に関しても、どちらも減になっております。これはもう口だけの説明のようにしか理解できません。きのうの同僚議員の質問でも、町長の答弁でこの施設、まだできたばかりで若いから見守ってほしいとか、新しい企画、今いろいろな企画聞きましたけれども、それを実行しているというふうに言われていますけれども、既に売り上げだけで三千何百万、収入だけで少なくなっている中で、新しい企画でどのくらいの売り上げを見込むのか、まずそれが一つ後で聞きますけれども。例えば今年度の21年度の、最終的にまだ決算出てませんけれども、21年度で一応基金積立金2,000万予定しております。そのほかに借入金返済、これも約2,000万で単純に4,000万の歳入差引の差額があったと。これはことしはいいんですけれども、来年、22年度の予算を見る限りでは基金積立金がゼロですよ。そして借入金返済が6,000万。その次の年が今言ったように9,000万になるわけですがけれども、やはりほかからの基金を繰り入れるというのは、最悪の場合これは仕方ないかもしれません。私は余り認めたくないんですけれども。ただ、それまでの営業努力というのが必要だと思えますよね。今、町長が答えたいろいろな企画によって、どのくらいの売り上げを見込んでいるのか。例えば、ことし今言ったように21年度で借入金と積立金4,000万、来年は6,000万、その次は9,000万。例えば利益を3,000万確保するのにもうけが3割とした場合に9,000万の収入がないとできないですよ。わかりますね。その9,000万をどういうふうな形で、どういうような企画で利用収入を上げるか。言葉で言うのは何でも言えるんですよ。これをする、あれをする。ではこれがどのぐらいの金額に結びつく、これまで考えてやらないと大変なことになりますよ。考えてますか。

議長（岩佐信一君） 副町長。

副町長（齋藤 貞君） 私の方からお答えしたいと思います。

まず、確かに売り上げ、それから入館者数の減は確かでございます。私の手元にも、これ内部資料でございますけれども、前年を議員さんおっしゃったように割り込んでおります。それで、たしか昨年の12月定例会で鈴木議員さんにもお答えした

と思いますけれども、営業について相当本腰を入れてやらないとということで、近々年内のうちにもその基本方針をぜひ立ち上げたいということはお答えしたつもりでございます。

基本的には、まず、先ほど町長が言いましたように来ていただいたお客様に満足してもらおうと。ですから、1月元旦、私は職員に対して訓示をしました1つのことが、目の前のお客さんを一番大事にしてください。目の前のお客さんに全力を尽くしてくださいと。満足してもらってくださいと。その方々はリピーターになります。さらには5人、10人、100人のお客さんが後ろについています。これは最大の営業になりますと。これが実は営業の基本理念でございます。結論から申しますと、あそこの施設で1日どのくらいあればいいかというのは私も大体計算していますけれども、1日120万の売り上げがぜひ確保したいなど。現在、残念ながらそれには2割前後足りないというのが現状でございますけれども、営業努力によって2割増を確保したいということでございます。ただ、現実的には、きょうもこれ持ってまいりました。これ、例の佐勘の1週間前のあれです。例の佐勘が春の日びよりでもって1万500円の企画を出していますね。ただこの中に書いているのは電話だけの注文ですよということなんです。結局、旅行会社とかなんとかは入れないということです。ですから、そういう面からすると相当世の中の景気は悪いなどというのが私どもの判断でございます。ですから、実を言いますと常に「鳥の海」の経営につきまちは相当の緊張感を持ってやっていることも確かでございます。そのことをまず申し上げたいと思います。

そういう面で、まずどういった方式でこれから取り組みたいかと申しますと、先ほども町長申し上げましたが、まず既存客、今までの2年間のお客様の数がいらっしやいます。その方からまず営業していこうということが第1点。それから新規開拓については地域、職場、あるいは場合によってはウイークデー、ウイークデーの稼働率が非常に悪いわけでございますから、これについては旅行業者の活用もどうかなど。これは具体的にまだ、実は事務レベルでも相談はしていません。ただ、これは私の今のところのあれですけれども、旅行業者もいろいろございます。手数料があります。今の利益率からするとなかなか活用というのは踏み切れないでいたわけですけれども、ここは計算をしまして、仮に最少限度の手数料でやってもらう。例えば農協観光だったらどうだろうかということで、これは多少というか3カ所ぐ

らい実は動いています。例えば福島の伊達みらい農協、あるいは山形農協、近くでは名取岩沼農協ですか、おのおの観光の会社を持っています。こういうところの手数料の交渉、あるいは誘客、この辺を中心にしたらどうかなというふうな腹づもりをしております。

それから宣伝の方ではホームページ、本格的に立ち上げております。あるいはマスコミも利用しています。それから料金サービス内容の一部についてはきのう申し上げたとおりでございます。それから企画面については、先ほどもイベント等については町長も申し述べたとおりでございますけれども、そのほかに、亘理町にはいっぱい観光資源があります。あえて今申し上げませんが、こういった計画も実は持っております。これらを使って、約2割ぐらいはアップしたいものだなと、ぜひしたいというのが現在の意向でございます。

と同時に歳出面でございます。やはり出るを制するというのも大事だと思います。この件につきましては平成20年11月に代表監査委員さん、それから監査委員さんお二人、監査委員からいろいろご指摘、ご指導もいただいています。きのうのご質問出ましたように、いわゆる計数管理の中で民間のやっている、いわゆる損益計算書、それから貸借対照表ということでございますけれども、現在は役場のいわゆる特別会計の処理の方法でやっているわけですが、それをしないでも、現在、月次においては経常と言われてはいますが、損益計算書で経常利益ぐらいの数字を見るぐらいの内部資料は、実は我々も実は見ております。それと日々の集計表、さらに日々のキャッシュ、現金の動き、これについては会計課の方から銀行に入出金があった毎日ぐらいに私の方に届いております。こういった点でのいわゆる計数管理もあわせてやっていくと。その中で、監査委員さんから指摘がありました、いわゆる維持管理修繕の台帳、あるいは備品台帳等も、これもしっかりと備えまして、いわゆる修繕費とかなんとかのなるべくかからないように、先先とやはり、先日、2周年の全面的な検査を行いました、やはり今後ともいろいろな修理というのは必要になってくると思います。そういったものを事前に、なるべく修理代がかからないような、そういった管理の方法をして出るを制すると。この両面から何とか経営をしていきたいものだということで、実は日々頑張っているところでございます。以上でございます。

議長（岩佐信一君） 高野孝一議員。

6 番（高野孝一君） 1年前もいろいろ頑張る、頑張るという話はされました。しかし、21年度1年間の、1年間ではないですけども8カ月、10カ月の数字を見る限り、減っていますけれども現状維持かふえてないですよ。さらに今、多分22年度からの話になると思うんですけども、今の企画のやつを実行したときに、具体的に2割ぐらいふやすと。2割ぐらいふやせばもとなんですね、あと。2割ふやせば現状に戻るわけですけども、ただ、具体的に利用収入の項目っていっぱいあるはずなんですよ。レストランを使う、宿泊客をふやす、入浴のお客さんをふやす、これは具体的にこの部分をこのぐらいふやして、このくらい利用収入をふやすというふうな詳しい計画は立てているんですか。

議長（岩佐信一君） 副町長。

副町長（齋藤 貞君） 詳しい計画は正直今のところは立ててませんが、日々の数字、集計表毎日届きます。この中で、やはり一番まず伸ばすべきところは、きのうの議員が言われましたとおり入浴のお客さん。この点はまず一番伸ばすべきだろうと。料金のことでも指摘があったわけですけども、人数の面からすれば1日500人ちょっとは確保したいというのがまず1点でございます。第2点でございますけれども、宿泊の面でのウィークデーの宿泊を平準化したいということでございます。実は、土曜については大体断っているところがありますね。この件につきましてはぜひ、亘理からお客さんを逃がしたくないというのが私の考え方です。ですから、いわゆる民間の隣接、町内の宿との連携をぜひとりたいなということです。ただ、残念ながら、今のところお客さん、私も先週と先々週2組ほど10人から20人、知り合いから電話があって、結局土曜日で断ったんですけども、ほかのところに泊まってどうですかと。ただ、温泉の利用いわゆる施設の利用はしてもいいですよということだったんですけども、結局はだめだったんですが、ぜひ、この件につきましても亘理町内でぜひお客さんを泊めたいという考えを持っています。今、ちょっと余計なことを言いましたが、平日のことについては先ほど申しあげましたように、いわゆる農協を中心とした農協観光等も使ったらどうかと。ということは、恐らくは「わたり温泉鳥の海」、ほかのいわゆるこういった観光に関するところは旅行業者を使っているはずでございますけれども、わたり温泉については今のところ全く使っておりません。ですから、この辺を慎重に検討するというと、また検討ですかというふうになりますけれども、旅行業者を使ってないで今までの成績だと。先ほど

ちょっと上げました佐勘については、恐らく旅行業者が半分以上だと思いますね。ですから、それである実績でございます。今度は個人客の取り込みということになるかと思えます。

ですから、今現在考えていますのは、まず一番は入浴客。泉質は褒められていますから、入浴客をふやすということ。それから宿泊客のウイークデーの確保。それからもう一つはレストランでのメニューを充実させたいということでございます。レストランでの考え方でございますけれども、先ほど町長も申しましたように、お客さんの要望は千差万別でございます。例えば競合するところの松川浦、岩子、これは両方とも料理の内容が違います。岩子は私も何年も行ってはいますが、地場でとれたのは2品だけですね。それから松川浦は松川浦で独自の岩子とまたレベルの違う料理を出しております。ですから、「わたり温泉鳥の海」の料理の基本方針は「わたり温泉鳥の海」の料理ということで私は進むべきだと思っています。この点、「わたり温泉鳥の海」のレストランをもう少し、お客さんをメニューの面で工夫してふやしていきたいと、そういったことを考えております。以上でございます。

議長（岩佐信一君） 高野孝一議員。

6 番（高野孝一君） 大体、売り上げの少ない原因わかっていると。今、宿泊客が少ないから伸ばす。入浴者が少ないからふやす。レストランの利用客が少ないから、これもふやすと。ふやす努力をします、検討しますでは当然だめだというのはわかっていますよね。では、その宿泊客の、平日の宿泊率の稼働率を上げるのにはどうするかということまで考えてやっていかないと、どうするかと考えてこのぐらい月売り上げを伸ばそうということまで考えていかないとだめなんですね。計画だけではだめなんです。やろう、やろうだけで。やはり、こういうふうに具体的にこうやって目標数字をつくって、それに達成する、これを超すぐらいの営業をやはりやっていかないと、それこそ温泉の、この鳥の海の温泉の会計だけでは賄い切れなくなるし、20年度から21年度の売り上げを見てもわかるように、少なくなっているわけですね。それを取り戻して、さらにそれを逆にプラスに持っていくぐらいの数字を目標にやはりやっていかないと大変なことなんですよ。

さっきちょっと話でありましたけれども、その観光整備基金を使うと。これは入湯税とフィッシャリーナのお金になります。それで初日の日なんですけれども、補

正予算でこんな答弁ありましたよね。一般会計の補正の質問で入湯税の扱いについて「鳥の海温泉」の返済金に充てると、今も言っていましたけれども。この入湯税はあくまでも観光施設整備基金で一般会計からの手当てになると思うんです。ただ、副町長なり所長なりが温泉の現場に行き、働いている職員さんたちに、なるべくというか絶対一般会計から繰り入れないでやろうと、多分そういうふうなお話していると思うんですよ、頑張ろうって。そういうときに、売り上げがなかったら入湯税から一般会計から出しますよと言った場合、働いている人の士気どうなりますか。下がりにませんか。どうですか。

議長（岩佐信一君） 副町長。

副町長（齋藤 貞君） さっき、あえて言わなかったんですけども、元旦の日申し上げたのは3つ言いました。4つも5つも言うとなだれも聞かないものですから3つだけにしました。その3つ目に、ここで働くことに皆さん誇りを持ってくださいと言った。結局、施設にいらっしゃる方は日々の疲れの安らぎを求めに来るわけでございます。あるいはいやしを求めに来るわけですから、そういったサービスを提供することに喜びを感じてくださいということで従業員の方には第3点目としてお願いしました。第2点目は、まず先ほど申し上げました、いわゆる顧客満足といいますか、その点の一番はあいさつであると。あいさつにつきましては、あいさつするにはまず内部の者からあいさつしなければ、外の方にはあいさつできませんよということで申し上げました。この3つを実は申し上げました。したがって、我々のいわゆる「わたり温泉鳥の海」で現在働いている職員の方々は、決していい待遇ではないんですけども、それぞれに誇りを持って現在所長のもとで一生懸命やっているということも私はつぶさに感じております。その点をご心配しないで結構かと思っております。以上です。

議長（岩佐信一君） 高野孝一議員。

6 番（高野孝一君） 私が言っているのは、一生懸命利益を上げようと頑張っている人たちに、利益が上がらなかつたらほかからお金持っていくからいいんだよと言ったら、働く意欲がなくなるのではないかというふうなことを心配しているんです。当然、そういうふうなことをしてほしくないんですけども。さっき言った観光施設整備基金のことに触れます。これ、条例で明文化されておまして、これは観光施設の整備充実を図るとなっております。私の認識でありますと、「鳥の海温泉」の借入

金返済、これは整備充実には入らないというふうに理解します。これはあくまでも運営、「鳥の海」の運営で困った場合には入湯税は充当するというふうに理解しております、整備には当たらないというふうに思います。

そしてさらに、この積み立て基金を使い果たす、例えばですよ、整備基金を使い果たす、これは有限ではないですからね、なくなります。当然、普通の一般会計からも持ってくるようになりますので、やはり、そういうふうにさせないように、副町長、支配人も去年頑張るといって頑張った数字が見られません。今回頑張ると言って来年の今ごろのときにいい数字が出てくるかどうかちょっとわかりませんが、一般会計からの少なくとも繰り入れはしない。ましてや22年度借入金償還6,000万プラス積立金3,000万くらいの利益が上がるように頑張ってください。どうですか、意気込み。

議 長（岩佐信一君） 副町長。

副町長（齋藤 貞君） そのように頑張るようにしたいと思えますけれども、実は、この件については3人の議員さん方から「わたり温泉鳥の海」については本当に心配していただきまして大変ありがたく思っております。つきましては、ひとつ、産業経済委員会、地域建設委員会を中心に、ひとつ応援の方もひとつ営業の応援も切に私からお願いしたいと思います。よろしくをお願いします。

議 長（岩佐信一君） 高野孝一議員。

6 番（高野孝一君） では、次の質問にまいります。

エム・セテックへの工場造成地への売り渡しです。エム・セテック進出に伴い、平成20年9月の議会で商工費の中に企業誘致対策費を設けました。1,559万6,000円の補正をしております。内容は主に委託料で、造成地の測量、計画変更等で1,438万6,000円、そのほかに臨時職員賃金等でございます。さらに12月10日の補正で委託料8,106万4,000円を追加しております。3月11日の補正で工事請負費7億4,900万、決算ではトータルで1億7,180万になっております。その中で、繰越明許費がありますので一応歳出ということでの決算は3,051万1,712円となっております。21年度に新たに工業用地造成特別会計を設置しました。3月2日、さっき先般3月2日の補正で補正後で一般会計からの繰り入れるということで3,074万7,000円になっております。さらに、町債費として、これは無利子と有利子がありますけれども、2種類で13億4,764万8,000円借り入れているわけですね。まずこれの歳出といたし

まして工事請負費、公有財産購入費、それぞれ3億8,000万、約9億と。そのほかに補償補てん、借入金利子、これは687万9,000円になっておりますけれども、そのほかに職員給料、臨時職員等の経費がございまして、3月2日の補正後で歳出の合計額が13億4,764万8,000円で、20年度に歳出しているお金が3,000万ありますので、現在の時点で13億8,815万9,712円立てかえ、立てかえという言葉がいかどうか分かりませんが、立てかえている状況ですね。この金額が回収できるかどうか、大変心配になってきております。

それで、いろいろお聞きしますけれども、何でこんなことを心配しているかということなんですけれども、工事なんです、まず、最初工事。当初急いでくれと言っていた盛り土工事が1月2月の積雪でおくれる。さらに水道の工事等もおくれるということで、3月の引き渡しが4月になると。1カ月おくれる。これ、一番最初に会社側で急いでくれと言った割には1カ月おくれて、それに同意したというふうな話があります。そこはおかしいのではないかと。これ私、知っている方に経営者の方に聞いてみたら「おかしいな、高野さん」、逆に、これどんな原因かわかりますかと言ったら、「払う金がないんじゃないの」と言われました。それしか考えられないんですね。払う金がないからおくれてもいいですよ。それが一つ。それに対しては町長どうですか。

議長（岩佐信一君） 町長。

町長（齋藤邦男君） 一般会計からの繰入金については人件費と事務費のみとなっておりますのでございます。平成20年度の実績は人件費がゼロでございます。事務費が19万5,000円、そして平成21年度予算は人件費が1,189万4,000円、事務費が124万6,000円で、そして平成22年度予算は人件費が1,230万9,000円、事務費が17万2,000円で、合わせまして2,581万6,000円と見込んでおるところでございます。

また、平成22年度造成予定の22.6ヘクタールについても造成後の平成23年度以降に土地売買契約を締結し、それ以後土地代金を支払っていただくことで協議しております。合わせまして22億8,200万円。いずれにいたしましても、平成22年度予定の2期分の造成工事が完了後の平成23年度に繰入金の精算を行いたいと思っておりますのでございます。以上でございます。

議長（岩佐信一君） 高野孝一議員。

6番（高野孝一君） 大変な高額な金額を立てかえるわけですが、回収が、また戻

るようですけれども、ちょっと回収が心配なんですね。それで、これ今言った23年度ですか、回収。それはこちらの回収したいというふうな話なのか、あちらの方で間違いなく払いますと言っているのかお聞きします。

議長（岩佐信一君） 町長。

町長（齋藤邦男君） これについては、社長との協議の中で、まずもって第1期分の10ヘクタール分、これについては10ヘクタール当たり700万ということでございますので、7億円分についてお支払いをします。22年の4月か5月になろうかと思えます。その後の22.6ヘクタールについては、ご案内のとおり22年度の予算で造成工事を行うわけでございます。その造成工事終了後、会社の方から22.6ヘクタールの中で1ヘクタール、要するに1反歩当たり700万ということで設定しておりますので、15億8,000万について会社の方で支払うということで協議が調っておるところでございます。

議長（岩佐信一君） 高野孝一議員。

6番（高野孝一君） 中途半端な金額ではないですね。これ、口頭での約束ですか、それともちゃんと文書を取り交わして4月か5月にお金をいただく。そして2期工事に関してはいつもらう、23年度にもらうというふうな約束をしているわけですか。

議長（岩佐信一君） 町長。

町長（齋藤邦男君） 文書による契約はしておりませんが、口頭、それについても今後の工場に張りつく計画書を現在会社の方で1期分、2期分、3期分というような内容で計画を現在作成中でございます。これについては今月末か来月上旬ころまでにつくりたいと。それに基づきまして県と町と3者による協議をしてみたいという形をとっておるわけでございます。以上でございます。

議長（岩佐信一君） 高野孝一議員。

6番（高野孝一君） 一般的な取引を申し上げますと、やはり10何億、20何億の取引をする場合、まず口頭ではしません。契約書を取り交わして、全額もらわなくても、全額は工事終了後にいただくというふうな形になりますけれども、おおよその金額がわかるわけですから、3分の1なり50%なりはやはり契約金ということでもらうべきなんですね。どうしてそういうのをしないのかなというふうなのが、普通、民間からのレベルから考えると考えられないんですけれども、それは、こういうふうな町関係では当たり前の取引なんですか。

議長（岩佐信一君） 町長。

町長（齋藤邦男君） この契約の以前には、一昨年1月末に県知事、社長、そして町との三者協定による立地協定ということでの協定書を結んでおるわけでございます。あくまでも、この土地の取得、造成事業につきましてはオーダーメイドでお願いされたということでございまして、やはり、造成後におきまして売買契約をして契約を、まずもって仮契約をし、本契約に結びつけてまいりたいと思っておるところでございます。

議長（岩佐信一君） 高野孝一議員。

6番（高野孝一君） オーダーメイドであろうとオーダーメイドでなかろうと、今言った仮契約をして、その金額の3分の1なりもらうのが普通なんです、普通。それをもたらわないのが、今言ったように町と一般的な取引の常識なんですか、それは。

議長（岩佐信一君） 企画財政課長。

企画財政課長（佐藤仁志君） この契約の案件につきましては、町の顧問弁護士であります仙台の三島法律事務所に4回ほど足を運びまして、土地の売り渡しの契約に関してのいろいろな諸般のご指導をいただいているところでございます。そういうことから、弁護士の指導では、今後の2期の工事もございまして、総額に先ほど齋藤町長が答弁したとおり、22億8,200万の膨大な事業費でございます。そういうことから、当然、22年度で当初予算で造成費用を計上しておりますけれども、これらについても、議会の提案をする場合、土地の売り渡しの仮契約をする場合の、やはり前払い金というような用語では顧問弁護士からは言われませんでしたので、手付金ということで基本的には契約金額の10%程度が適当な額ではないかというふうなお話をいただいております。そういうことから、今回の1期分の7億円の売り払いの案件と、今後造成する2期分についても手付金という形で契約書に1割というふうな指導もいただいておりますので、そういうふうな文言を加えるということで、今契約書を作成しております。これについても、先ほど齋藤町長が答弁したとおり口頭での約束ということでお話ししたわけでございますが、これについては先ほど町長がお話ししたとおり、昨年1月に立地協定を結んだ際、村井知事と取り交わしておりますので、この口頭でのエム・セテックの松宮社長との打ち合わせの中でも、宮城県は産業立地課の齋藤課長も同席していただいたんですけれども、実際の担当の及川班長も同席していただいておりますし、当然、こちらの南ブロックの仙台

振興事務所の所長も立ち会った上で、お互いに紳士約束ということで協議を進めているところでございますので、そういうふうな信頼関係で、今、作業を順調に進めさせていただいているということでございます。以上でございます。

議長（岩佐信一君） 高野孝一議員。

6 番（高野孝一君） そこにいかなる人が同席しようと、やはり最後には証拠的なものが残りませんので、大変ちょっと心配な部分があります。それで、さっき、歳出でいろいろな経費を出していますけれども、最終的に回収できるもの、例えば企業誘致に携わった、かかわっている職員さんの給料とか臨時職員とかの給料もありますけれども、ちゃんとそれも、ここまではもらいます、ではこれはだめですよという話は相手側としていますか。

議長（岩佐信一君） 企画財政課長。

企画財政課長（佐藤仁志君） 企業立地の促進に関しましては、やはりこれは企業からもらう経費ではございませんので、町の最重要な事業ということで施策でやっているものですから、それについては協議はしておりません。当然、対策室を設けて会計を別にしておりますけれども、基本的にはそういうふうな考え方はございません。そのかわり、起債を借りております。今回の造成事業、そして土地の取得に関しては、県と国の方からの政府資金を借りておりますので、それらの利息については全額土地代金とは別にエム・セテック株式会社の方からいただくということで協議をやって、社長もその分は別枠で支払いますということで了解をさせていただいております。以上でございます。

議長（岩佐信一君） 高野孝一議員。

6 番（高野孝一君） 当然、町債はお返ししていただかないと困るわけですが、そのほかに20年度、21年度で一般会計から6,000万ぐらいですか、5,000万ぐらいかな、これは全額回収できないということですか。

議長（岩佐信一君） 企画財政課長。

企画財政課長（佐藤仁志君） はい。細かい詳細でございますので、最終的には今のところ見込額でございますが、順調に精算が滞りなく終われば一般会計の方に1億3,000万ほどの事業費の分を一般会計に精算で戻す考え方で、今進めております。以上でございます。

議長（岩佐信一君） 高野孝一議員。

6 番（高野孝一君） わかりました。ではちょっと、さっき私質問先走って行ってしまったんですけれども、ちょっといろいろ町民の方とお話すると、いろいろなエムセに関して、来るか来ないかというふうな話がありました。ちょっと繰り返しますけれども、最初急いでくれと言っていたのに、いろいろな気候的な条件とか設備的なもので1カ月おくられているというのに同意して「いいですよ」というふうなのが、これは逆に考えると、おくれることに都合がいいのではないかというふうに私は考えるんですけれども、町長はどう考えますか。

議 長（岩佐信一君） 町長。

町 長（齋藤邦男君） やはり、現在11月末から3月末までの間で造成工事を発注しておるわけでございますけれども、ことしは特に1月、2月、雨そしてきょうもこのような大雪が降ったということで、どうしてもやはり県道塩釜亘理線そのものについての渋滞しないようにということで、警察との協議の中で1日当たり15台でぜひお願いしたいと。それを1台で20回ほど運搬して1日当たり300台の経路になっておるわけでございます。それと同時に、ただいまお話しのとおり、この工期そのものについてはやむを得ないのではなからうかと思っております。しかし、会社としては、やはりこの土地については、ぜひ町の方で造成後についてはぜひお譲り願いたいということで考えておりますので、これについてはぜひ県ともいろいろと現在協議をしておりますけれども、ぜひここに工場を張りつけしていただきまして、亘理町の活性化はもちろんのこと、地域の活性化、さらには雇用対策についても大いにこの企業が来ることによってよくなるのではなからうかと思っておりますのでございます。

議 長（岩佐信一君） 高野孝一議員。

6 番（高野孝一君） 今のエコといいますか環境に優しい発電、これは太陽光パネルだけでなく、いろいろ風力とか、あとはプロパンガスから熱を発して給湯にするというふうなのが、今世界じゅうで注目されているんですよね。これがビジネスチャンスなんですよ、今。ビジネスチャンスにやはりおくらせてしまうともうけるタイミングを逃すというふうな時期であるにもかかわらず、おくれるに確かに交通関係もあると思いますけれども、出す方から言えば大変な投資をして出すわけですよ。1カ月のおくれが将来の経営に影響すると普通は考えるんですよね。考えた場合に、何とかしてくれ、何とか1カ月分を取り戻してくれというのが普通なんですけれども、

それを言わないで「そうですね、1カ月おくてもいいですよ」というのがちょっとわからないんですよ、社長の気持ちが。その辺、町長何とも思わなかったですか。

議長（岩佐信一君） 町長。

町長（齋藤邦男君） ということは、現在エム・セテックの会社そのものについては、本社は東京、そして工場といたしましては相馬工場、そして仙台工場、埼玉、そして高知県の須崎にあるわけでございますけれども、現在、相馬工場そのものについても全部終わったわけございませんので、それらについてもやはり取引関係で中国とか台湾とか、それとの取引の関係で、今のところ間に合っているのかなと思っておるわけでございますけれども、町といたしましては、早く工場を張りつけたいと思っておるところでございます。

議長（岩佐信一君） 高野孝一議員。

6番（高野孝一君） ちょっと理解できない態度なんですね、対応なんですね。

あと次ですけれども、エムセが来るときに東北電力の方から別枠で電線を引いてくるというふうな話受けました。しかし、1期工事の場合は現在で間に合うので、現在の設備で間に合うので要らないと。2期工事は電力の鉄塔を建てるという話があるんですけれども、その辺の話って進んでいるんですか。

議長（岩佐信一君） 企画財政課長。

企画財政課長（佐藤仁志君） 電力関係の事業関係でございますけれども、現在の1期工事の中では、現在の送電線で対応されている電力で間に合うように工場の方での建設内容を若干一部変更を検討しております。2期工事が終わりました32.6ヘクタールの全面積に、緑地面積は4割とりますのでそれ以外の部分に工場が建った場合には、特別受電ということで、当然岩沼の南長谷ですか、あそこから送電線を亘理町に工場団地に直接持ってくるということで、これについてはまだ正式には電力の方との交渉はスタートしておりません。今後、電力でも昨年私ら方にもそのお話に来たわけでございますけれども、きのうの方ではまだそこまでの具体的な送電線までの調整はされてないということでお話ございました。なかなか今回の送電線に関しましては、現在角田と柴田町に行っている東北リコーと角田にあるアイリスオーヤマの角田工場に対して送電が今のところ365日電力側ではとめられないというお話、なかなかそこら辺で電力さんが交渉をしているわけですがけれども難しいというふうな状況で、ちょっとこれについては時期がかなり遅い時期になるのかなということ

で、エムセではそういうことから、工場については緑地部分に太陽光のパネルを設置して環境に優しい電力の供給も視野に入れながら今後考えていくということで社長からお話は聞いております。以上でございます。

議長（岩佐信一君） 高野孝一議員。

6 番（高野孝一君） やはり、進出する企業が計画的に考えているのであれば、もうとっくに電柱の話等が東北電力に行っても本当おかしくないのかなというふうに私思います。あと、2月だったか1月だったかの話なんですけれども、今の相馬工場の中にも施設をまた建て増ししているんですよ。それが終わっての代金の未払いが発生したと。かつ21年の冬のボーナスが12月に支払われないで1カ月以上おくれたというふうな現状もあります。さらに、たしか1年前でしたか、坂元、仙台工場なんですけれども、その場所に議会で皆さん施設を視察に行ったときに、説明する職員さんが、将来五、六年後には製品は値崩れするだろうと。当然ですよ。いろいろな企業で物をつくれれば余りますので、これは値段で勝負するほかないですよ。値崩れすると。値崩れするのをわかっていて国内で生産することが理想なのかどうか。これはやはり経営者から見れば大変なことなんです。為替もありますよね。1ドル90円、88円、ここから輸出することによって1カ月大変な利益の損失になります。そういうふうなことがまず一つあります。

あと雇用。一応4月くらいに引き渡して、そこから工場を建設するだろうという予想がされますけれども、予定では4月に工場を建てれば12月に操業できるというふうな説明を受けたときに、1カ月おくれれば来年の1月に操業するというふうな考えができますけれども、ではそこで働く従業員の雇用は、町長はいつも話したときに地権者の方を優先的に採ってくださいと。なおかつ亘理高校の人たちを採ってくださいというふうな話をしていると言っていますけれども、それ話もう出ていますか、雇用の話。

議長（岩佐信一君） 町長。

町長（齋藤邦男君） まだそこまで進んでいないというのが現実でございます。ということは、まだ町の方での造成事業、その内容、さらには会社としての工場の計画等も現在設計中でございます。その後におきましてどういう雇用対策をするのか、これらについても最終的には会社の社長と私との協議になろうかと思っておりますけれども、今、高野議員が言われたとおり地権者、提供した方の子供さんとかお孫さんを優先、

さらには亘理高校の在校生というか生徒を最優先的に雇用していただけるよう要請をしてまいりたいと思っておるところでございます。

議長（岩佐信一君） 高野孝一議員。

6 番（高野孝一君） 工場が1月に操業したからといって、3月に高校卒業した人をすぐに使えるわけではないんですね。やはり、3カ月、半年研修しないと、その人がちゃんとした仕事をできないですし、使う方は金払いません。ですから、1月に操業するんだったら、もう9月とか5月くらいから人を集めて研修しないとだめなんですよ。ですから、その形がまだ見えてないんですか。

議長（岩佐信一君） 町長。

町長（齋藤邦男君） その場合については、新規採用についてはすぐ即戦力にならないということから、現在あります仙台工場あるいは相馬工場、高知県の須崎工場から、それらの働いておる従業員をこの亘理の会社に張りつけしながら新規採用については指導していただきながら操業をするという形をとっていただけたらと思っておるところでございます。

議長（岩佐信一君） 高野孝一議員。

6 番（高野孝一君） ですから、普通はもうことしの3月卒業する人たちを坂元工場なり相馬なり、四国はなかなか難しいですけども、せめて50人でも40人でも就職をさせて、そこで研修をさせて10カ月後の工場操業のときに使うと。もうそのときにはもうその方たちは素人ではございませんので、すぐ即戦力ということで働けるわけなんですよ。そういうふうなことをまだ全然その形が見えてきてないですよ。そんな話ないですよ。というか、その辺を今言ったような形を総合的に言うと、なかなかこのエムセさんというのは厳しい状況にあるのかなというふうに、私思います。先ほどの鳥の海温泉と今のエム・セテックの企業誘致に合わせて、約30億ですか、の投資をするわけですので、これでこけたら大変ですので、ぜひ石橋を1回じゃなくて100回くらいたたいて進ませてください。お願いいたします。

では、最後の質問です。

4年前になります。平成18年5月の町長選挙の前に、社団法人のあぶくま青年会議所主催の亘理公開討論会が中央公民館で開催されました。これにはコーディネーターということで東北大学の助教授河村和徳さんのもと、いろいろなジャンルのもとでお互いにお話しされたのは記憶にあると思いますね。合併とか社会保障、行財

政改革、自由討論、最後に総括ということで、町長は中央公民館に行った町民の皆様が次のようなお話をしました。お話ししたとおり復元します。パンフレット等に退職金の件ではございますけれども、渋谷さんの行財政改革として辞退をするという立派なお考えだと私も感心いたしております。方法論はいろいろあるかと思いますが、私も公職をやめた後に退職金を何らかの形で互理地元に還元していく方法を考えてみたいと思っています。その後、場内からどよめきがありました。そこでお聞きします。4年前にも卒業なされた議員さんが質問していますが、今回、それから4年たちました。具体的にどういうふうな形で町民に還元するのかお聞きします。

議 長（岩佐信一君） 町長。

町 長（齋藤邦男君） ただいまの退職金の還元については、ただいま高野議員が申されたところでございますけれども、もう一度復唱しながら申し上げたいと思います。退職金の還元方法については、私は平成18年5月14日にあぶくま青年会議所主催によるところの町政に関する公開討論会が中央公民館において行われました。ご質問の退職金について、今申されたとおり、その内容を申し上げます。その内容の方法については「方法論はいろいろありますが、私は公職を辞した後に退職金を形を変えて地元互理町のために還元していく方法を考えていきたい」と、そのように申し上げたところであります。これらの内容については議員各位もご承知のとおり、公職選挙法という法がございます。その法律は199条の2において公職の候補者または公職にある者は、選挙区内にある者個人だけでなく会社、団体、国、県、市町村等も含むということになっております。そこで寄附をしてはならないと規定されております。そのような法の趣旨にのっとりお話ししたわけでありますので、公職を辞し、すなわちやめてから考えたいと思っておるところでございます。

議 長（岩佐信一君） これをもって高野孝一議員の質問を終結いたします。

この際、暫時休憩をいたします。

再開は3時25分といたします。

午後3時15分 休憩

午後3時25分 再開

議 長（岩佐信一君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

一般質問を行います。

18番。島田金一議員、登壇。

〔18番 島田金一君 登壇〕

18番（島田金一君） 島田金一です。私は今年度行われます国民読書年と学校教育について、あともう一つは人口動向と互理町の今後、第4次総合発展計画の後期計画策定について質問いたします。

まず、国民読書年ですが、今年2010年は国民読書年です。国民読書年は2008年に衆参両院全会一致で決議されました。その背景には国民の読書離れ、活字離れ、パソコン、ゲーム機の普及による影響で言葉の力、会話力の疲弊といったことが日本の社会の抱える問題となっております。本町でも同僚議員からも以前質問がありましたが、2000年を子ども読書年、子ども読書活動推進法の教育の現場では、朝の10分間読書等の活動が推進されてきました。それらを踏まえて国民読書年の取り組みと、今後の学校教育について質問いたします。

1番、国民読書年として既に実施していること。これからの計画をどのように考えているかお聞きいたします。

議長（岩佐信一君） 町長。

町長（齋藤邦男君） この内容については教育委員会部局につきまして教育長に答弁をいたさせます。

議長（岩佐信一君） 教育長。

教育長（岩城敏夫君） それでは島田議員さんにお答え申し上げます。

町としまして国民読書年としての特別な取り組みは今のところ実施しておりませんが、各学校におきましては毎週1回ないし2回読書の時間を設定しておりますし、国語の時間や週1回学級活動というのがございます。年間35時間でございますが、その中に読書利用という領域がございまして、その中で読書利用の促進を図ると。あるいは積極的に読書活動を進めると。児童生徒への読書の習慣づけなどを、そういう機会を通して行っております。また、町民有志によるボランティアによります読み聞かせ教室が小学校において大体月2回か3回、読み聞かせ教室なども開いている学校もございます。そういう中で、読書の勧める啓発活動を行っている。あるいは読書に親しむと、そういう習慣づけを図っているところでございます。今後につきましては、議員さんもお承知のとおり新学習指導要領が平成23年度、小学校は全面実施されます。中学校は平成24年度から実施され、現在移行期間という

ことで、それに沿った時間数でやっているわけでございます。例えば、1年生から2年生が70時間ふえます。つまり、1週間に2時間ふえるんですね。それから3年生から6年生までは35時間。つまり1時間、年間大体35週とっておりますので1時間ふえます。中学校も1年から3年まで35時間。1時間ふえると。これは、いわゆる学力不足というか、そういうことで見直されたというか、そういうことで今移行期に入っているわけでございます。特に、目玉であります小学校5、6年生に外国語活動、つまり英語なんです、これが必修化されます。したがって、非常に授業時間数が厳しくなっている。確保が難しいという状況がございまして、放課後とかあるいは自宅での読書の回数をふやすということが求められていると。その方法としまして、一部で実施しておりますけれども読書コンクール、あるいはブックラリー等を拡大してまいりたいというふうに考えております。

なお、教育委員会の方でことしの2月、「学ぶ力、家庭学習から育ちます」というプリントを各家庭、それから子供に渡しております。その中で、家庭でも読書を勧めてくださいというふうなお願いをしているところでございます。なお、町立図書館におきましては、ことし1月から直木賞・芥川賞受賞作品コーナーを新設しておりますし、平成22年度、来年度ですけれども、新たな講座として「親子読み聞かせ講座」及び「悠々読書塾」の2講座を開設すると。それから今まで実施しておりました「おはなし会」については、読書週間に合わせて「特別おはなし会」として、より充実した催しにしてまいりたいと、かように考えているところでございます。以上でございます。

議長（岩佐信一君） 島田金一議員。

18番（島田金一君） 今、教育長からる説明ございました。新しい企画として、図書館、学校いろいろ考えているようですが、今、教育長が提示しました亘理町教育委員会と学校教育推進事業という部会と共同で、私も手元にありますが、各家庭にパンフレットが配布されました。これは学年ごともあります。そしてまた家庭での自主学習の内容とか、あと中学生に向けてはノートのとり方まで懇切丁寧に示しております。これは新教育長のやる気のあらわれではないかと期待を持っておりますので、よろしくその点は続けてもらいたいと思います。

次に進みます。

さて、活字を通して想像するなどの思考力が高まると言われておりますが、学校

では、今読書、黙読を10分以上というような読書力の中で活字離れとか、そういうふうな現状はどのようにとらえておりますか。

議長（岩佐信一君） 教育長。

教育長（岩城敏夫君） 現在、やはり本を読むということはあるんですが、その本の中身もマンガに行く、あるいはゲーム、そういうふうなものに偏っているということが現場の先生方からはよく聞かれていますし、私も現場にいたとき子供の読書傾向を見ますと、やはりなかなか学校の図書館あるいは町立図書館に行くという子が、好きな子はいるんですけれども多くは外で遊ぶ、元気で遊ぶという子供の方が多いように見受けられております。そういうことから、図書館へ足を運ぶ機会というものを、担任の先生を通してそういう啓発活動、そして本を読むという楽しさ、読んだ中身を見てストーリーの面白さなども味わわせると、そういう機会を多くとってくださいというふうなことはお話しした経緯がございます。

議長（岩佐信一君） 島田金一議員。

18番（島田金一君） 教育長がおっしゃったように、23年から新学習指導要領により言語活動の充実という項目が新しく示されております。これは、国語だけの問題だけでなく、全教科においても日本語が大事だということが国、文部科学省が気づいたと。どの教科の理解も日本語の基礎があってと思われるが、ある学者が「一に国語、二に国語、三、四がなくて五に算数」というふうに、私は全くそのとおりでありますが、その点の教育長の考えは。

議長（岩佐信一君） 教育長。

教育長（岩城敏夫君） やはり、学力をしっかりと定着させる基盤は、私はやはり国語力だというふうに思っています。つまり、読む、書く、聞く、話す、こういうことが昔から言っている読み書きそろばんですけれども、すべての学習の基礎は国語力、いわゆる語彙力が豊かでなければ、なかなか豊かな発想、考え方もできないというふうに思いますので、議員さんをご指摘のとおり、私もそう認識しております。

議長（岩佐信一君） 島田金一議員。

18番（島田金一君） 次に、2番に移ります。

読む、書くは基本で、聞く、話すができるようになります。それに計算が加わり生きる力の基本となっております。小学校で基本の読み、書き、聞く、計算で小学校低中学年で授業についていけない子供に対してどのような取り組みをなさってい

ますか、お聞きします。

議長（岩佐信一君） 教育長。

教育長（岩城敏夫君） それではお答え申し上げます。

各学校では、授業についていけないというか、いわゆる基礎学力がまだ十分に身につけていない子供、児童生徒に対しましては、基本的には個別指導による対応を行っております。内容を申し上げますと、低学年は朝の時間、あるいは学習時間でもそうなんですが中心に、そして高学年は主に放課後と。実は小学校、中学校にも少人数指導の加配の先生が県から学級数によって配置されているわけでございまして、例えば亘理小に2人、少人数指導の加配の先生が配置されております。その先生と担任とで、例えば習熟度別指導、そういうふうないわゆる上位群と下位群に分けてまして、上位群の子供は担任の先生、下位群の子供は少人数の先生に、いわゆる別の教室に入れるんですね。2つのグループに分けてまして、個に応じた指導を徹底していこうと、そういう指導をどの学校もやっているということでございます。

さらに、夏休みなんかを利用して、通称サマースクールなんて言っているんですが、4日から5日間ぐらいは自主的に勉強したい子、あるいは担任の先生が大体わかりますので、どの子がまだ学習が十分定着していないと。その子に呼びかけて、教えますから来てくださいというような形で、夏休みに少人数担当の指導の先生、担任もそうですけれども、そのほかに各小中学校に特別支援教育担当の教諭がいるわけですが、そういう先生、あるいは校長みずから、教頭みずからというふうには二、三人のグループにして個に応じた、やはり個別指導を行っているというふうには、どの学校も今現在やってますし、教育委員会としましても個に応じた指導と。これは新学習指導要領だけではなく、現学習指導要領もそうになっておりますし、県の方針もそうになっていますので、それに従った対応をどの学校もやっているということでございます。以上です。

議長（岩佐信一君） 島田金一議員。

18番（島田金一君） この対策にとってはるる行っておると。やはり児童のプライバシーの問題に触れることもある可能性があります、教育としてはこれは必要な行為ではないかと私は思っております。中には、児童が拒否すると、余り勉強したくないと、おれは遊んでおって一人前になるんだからと。もう小学校のころから考えている子供もいるやに聞きます。また、落ちつきがなく要注意の子供たちの存在などあ

りますが、そういった、なかなかこういう勉強の態勢に、家庭もそうなんでしょうけれども、とれない子供たちには、今言った指導だけでなく、もう一つ個別指導、家庭内指導も必要になってくると思いますが、その点どんな指導ですか。

議長（岩佐信一君） 教育長。

教育長（岩城敏夫君） お答え申し上げます。

実際、やはりそういう十分学力が定着しないと、やはり学習時間、勉強時間がおもしろくないんですね。やはり勉強したことが身について子供たちというのは喜び、満足感、充実感を得るわけでございますが、やはり、なかなか身につかないと、学習そのものがおもしろくないと。興味はもう外の風景、外での遊びとか、そういうふうに行ってしまうものですから、そういうふうにならないように、いかに子供たちの授業に対する集中力を高める授業内容、これが教師の一番の見せどころなんですね。それでもなかなかついてこないという場合は、私も経験しましたけれども取り出しという方法をとります。その子を別室に連れてきまして個別に基礎的な算数、九九がまだわからないんだと。これも私も週3回ほど、校長時代ですけれどもやりました。そういう学校も、今取り出し方法という方法もっております。

あと、先ほど言いましたように、少人数の先生がいますので、配置された学校ではそういう先生が個別に指導してくれると。そういうふうには、できるだけ学習に集中させ、そして確実に学力が身につけるような方策をどの学校もとっているというふうには私は認識しておりますし、多分やっているはずでございます。以上です。

議長（岩佐信一君） 島田金一議員。

18番（島田金一君） その対策も、各学校もうやっているという形で教育長がおっしゃっていますので、次、3番に入ります。

家庭での会話が単語の羅列で済んでいると言われております。聞いて理解して話す会話の楽しみ等の指導は、どのような活動を推進しているか。また、ラジオを聞いて、また新聞を利用しての創造力を高める取り組みはあるのかお聞きします。

議長（岩佐信一君） 教育長。

教育長（岩城敏夫君） それでは、第3点目のことについてお答え申し上げます。

会話の楽しみ等の指導はどうしているかということでございますが、実は、今現在の子供たちはコミュニケーション能力、あるいは表現力が以前よりも劣っているのではないかというふうに指摘されております。つまり、人と人との会話が十分に

成立しないので、ついついかつとなってしまうというふうに、そういう現象が見られると。これは教育界の現場の先生だけではなく、教育の評論家あるいは学者等からも指摘されているわけですが、そういう現状を踏まえて、各学校ではコミュニケーション能力とかあるいは表現力を増すために、国語の時間、これはもちろんでございます。そのほか全教科、領域すべてでござりますが、特にさまざまな機会をとらえてテーマ等を設け、特に学級活動、学級会ですが司会とか書記、あるいは発表者等を決めて話し合いをしたり、内容をまとめて発表する機会をつくるなど、そういうふうな方法。

あるいは朝の会、朝の会も私も担任時代実践しましたけれども、毎日交代して必ずきょうの目標、きょうやりたいことを必ず言わせると、そういう手法をとっていますけれども、今現在でもそういう手法をとっている先生方がいらっしゃいますね。日直と称して、日直になった場合は必ずきょうの目標、抱負、そういうものを必ず言わせる。そういうふうなこと、そういうふうな機会を設けて、個々にスピーチすると。つまりお話をするというふうな機会を多くしたり、あるいは始業式、終業式では、今現在では原稿を見ないで、ノー原稿で自分の、例えば3学期だったら3学期の反省、来年4月になれば4月、1学期の抱負、希望、願い、こういうものを発表してもらおう。そういうふうな機会を数多く設けるなど、いろいろ工夫して各学校では取り組んでいる。こういうのが現状でござります。

次に、ラジオ、新聞等を利用した取り組みですけれども、こちらも主にテレビを利用した放送教育を実施しております。特に多いのが理科とか道徳、こういうものがテレビを視聴させながら考えさせる。そういうのがあります。あるいは、今N I E、つまり新聞を使った教育、これも非常に現場に浸透しつつあります。現在、亘理小学校でもやっているはずであります。そういう新聞記事等を利用して、現在の環境問題あるいは貿易問題、そういうものについて考えさせる。特に中学校ではこういうものを大いに活用しているようでござります、社会科の勉強で。あるいはそういうものを学校生活の中で自分の思いを新聞に投稿すると。こういうのをやっているのは吉田中学校であります。吉中の方の廊下には、ずっと今まで河北新報に、声の欄に投稿した中学生の原稿がずっと展示されております。ああいうふうに、それぞれの学校でテレビあるいは新聞等を利用した教育活動を展開している。

さらに、新学習指導要領全面実施になりましたら、こういう情報教育といっても

いいのかもしれませんが、こういうものをさらなる充実を強化を図ってまいりたいと、あるいは指導していきたいと、こういうふうに考えております。以上です。

議長（岩佐信一君） この際、あらかじめ時間の延長を申し伝えておきます。

島田金一議員。

18番（島田金一君） 今、教育長からの話ありましたとおり、私も新聞を取り入れた教育、NIE、ニューズペーパー・イン・エデュケーションという形で新聞を取り入れた教育ということが県内でも河北新報を中心に各校で実施されておるということは聞いておりました。この研究会、今言ったように、もう積極的に中学校、吉中とか、あと互理小学校で取り入れていると。これは互理の中の全部の学校がもし参加できるという考えがあればまた結構だと思いますが、その点いかがでしょうか。

議長（岩佐信一君） 教育長。

教育長（岩城敏夫君） 互理小学校の5年生の担任、私が校長時代、NIE教育を推進しまして、5年生の担任にぜひこれをやっていったらどうかと。そうしたら積極的に取り組んでもらえたんですね。それで、県大会がたしか互理町悠里館でやってあります。研究発表会。私、退職してからのことで、詳しいことはちょっと知りませんが、そういうふうなことで、現在も継続して実践しているだろうというふうに思います。他校への、やはり教育効果というものを互理小、吉中あたりがどんどん発信していただきまして、この学校への波及も図ってまいりたいと、かように考えているところです。

議長（岩佐信一君） 島田金一議員。

18番（島田金一君） それでは、今各学校に普及することを願って次に入ります。

4番、学校の図書館の役割も大きいと思われます。人、本、設備で成り立っております。人が大事です。専任の司書教諭の配置は町内小中学校ではどのようになっていますか。質問します。

議長（岩佐信一君） 教育長。

教育長（岩城敏夫君） それではお答え申し上げます。

まず初めに、各学校の図書購入費として毎年総額約300万前後の予算を計上しております。さらに、各学校では町立図書館と連携いたしまして団体貸し出しにより各学校借り受けをするなどの方法も活用しながら学校図書の充実に向けているとこ

ろでございます。司書教諭の配置でございますけれども、このことについては基本的には12学級以上の学校に配置されております。司書教諭です。ちなみに町内では12学級というと亘理小学校、長瀬小学校、逢隈小学校、亘理中学。あとは12学級未満ということになりますね。町内では4校の学校に司書教諭が配置されている。ただ、中には司書教諭の資格を持っている先生方が結構いらっしゃるんですね。大学時代、あるいは通信教育で司書教諭の資格を取っていると。そういうことですが、専任されているものではなくて、司書教諭の資格を持った教諭が学校図書業務にも当たっているという実態でございます。先ほど言った4校以外には配置されていないということでございます。

また、学校によっては町内に小中学校に特別支援教育支援員が配置されております。亘理小と逢隈小に2人、その他の小中学校に1人ずつ、計12名配置されておりますが、特別支援教育だけでなく、ちょっとあいた時間、子供が帰ったりした場合は図書の業務などにも、対応などにも手伝っていただいております。そういうふうにしておりますが、町単独での司書等の配置は現在のところ行っていないというところでございます。以上です。

議長（岩佐信一君） 島田金一議員。

18番（島田金一君） 今、教育長から12学級以上の学校には司書教諭配置という形で4校において配置されているという形ですが、12学級に満たない学校が、あと中学校4校、小学校6校とすればトータルとすれば6校が配置されないというふうな形になります。それを、私の一つの考えでございますが、今町立図書館司書の方が数名専任でおります。その方を消毒期間とか、そういうふうに悠里館がクローズになるときに余り負担がかからない程度に、各学校を読書指導という形で巡回するか、またこの機会に新しく緊急雇用とか何かで、もし司書の方を雇い入れることがありましたら、その方を年に各校2回くらい図書のことで指導できるような環境をつくってもよろしいかなと思っておりますが、教育長、いかがでしょうか。

議長（岩佐信一君） 教育長。

教育長（岩城敏夫君） 食育の方法には、給食センターに県職員の栄養士が2人、県から配置されていると。その栄養士が各小中学校を回って食育の指導をやっていますね。そういうことを考えると、町立図書館にいらっしゃる司書の方に学校に来ていただいて、児童生徒に図書の指導というものを専門的な知識からやってもらえるという

のは大変うれしいことだなとは思っております。そういうことで、実現ができるかどうか、今後検討してまいりたいというふうに、前向きには考えてはいきたいというふうには思っております。

議長（岩佐信一君） 島田金一議員。

18番（島田金一君） これは予算づけの問題もあるでしょうから、町長の方からも一言お願いします。

議長（岩佐信一君） 町長。

町長（齋藤邦男君） ただいま教育長の方から図書館の司書の方を学校に前向きに検討するというごさいますので、そういう方向で町としても考えてみたいと思っております。以上でございます。

議長（岩佐信一君） 島田金一議員。

18番（島田金一君） それでは、次に進みます。

今、話題になっております各地区地区で土曜教室なるものが行われております。地域の教育力をかりて補習授業や趣味、文化等の教室を各地区公民館等で開設することが盛んになっております。その開設する考えはございますか。

議長（岩佐信一君） 教育長。

教育長（岩城敏夫君） それでは5番目の土曜教室についてのお答え申し上げます。

各学校では、地域との連携の観点から、従来より地域の方々のご協力をいただきながら、授業や各行事等でさまざまな取り組みを実施しているところでございますけれども、放課後や土曜日、日曜日など児童生徒が学校以外で活動しているものとしては、現在スポーツ関係ではスポーツ少年団の活動、地域住民の方が指導していただいているわけですね。野球などの球技、あるいは民間が経営している水泳教室等があります。そのほかにも習い事関係ではそろばん教室とか音楽教室、ピアノ教室、さらには塾などにも通っている児童生徒がおります。それぞれの家庭での事情や子供の興味があるもので過ごしている。これが現状の姿ではないかなというふうな感じで今見ているところでございます。

そのような中で、現在公民館等で実施しております生涯学習事業においては、主に成人向けが現在多いですね。成人向けの教室、あるいは講座等が多いのが現実の姿でありますので、質問にありました児童生徒の講座、補習授業あるいは趣味、文化等の教室について家庭からのご要望とか希望、子供の希望など、どの程度ある

のか、まず実態把握を、ニーズを十分こちらで認識して確認しながら今後検討してまいりたいと、このように考えているところでございます。以上です。

議長（岩佐信一君） 島田金一議員。

18番（島田金一君） 今、土曜教室、各地で行っております。本当に今までは公民館活動という青年、成人という形が多かったんですが、今、中央児童センターが出来ますが、それはそれなりの機能を発揮してもらいまして、地域にはそういうふうの一つとしてはおじいさんから将棋を教えてもらう、碁を教えてもらう、あといろいろな伝統の歴史の話の話を聞くとか、そういう子供向けの講座もあつたらいいかなど。そういう形で土曜教室というのを、今考えてみたらと言ったら、教育長も興味を持っているような答弁でございましたが、もう一度その点あたりを確認したいと思いません。

議長（岩佐信一君） 教育長。

教育長（岩城敏夫君） 現在、公民館で、先ほども申し上げましたとおり、成人向けが多いわけですが、児童生徒もいわゆる学習ニーズというか、そういう要求も持っていると思います。そういうふうなことを十分把握した上で、こちらも十分検討してまいりたいというふうに思っておりますし、土曜教室ではないんですが、来年度長瀬小学校のプレイルームに放課後学校というのが開設いたします。かつて亘理小学校で開設したんですけれども、地域住民の方々のボランティアで、その中で宿題なんかまで指導してもらっていたんですね。地域の方々が昔話はもちろんですが、昔遊びとか、そういうのもやってもらって非常に子供たち楽しみながら過ごしていたという経緯がございますので、公民館の方でも子供たちのニーズがというか要求希望があれば検討させていただきたいなと、こういうふうに思っております。

議長（岩佐信一君） 島田金一議員。

18番（島田金一君） それでは次に入らせていただきます。

6番、各地で小中一貫教育を東京都品川区のように既に実施している自治体もあります。本町でも実施の可能性があるのか視察研究して、小中高教育一貫検討委員会等を立ち上げる考えはございますか。

議長（岩佐信一君） 教育長。

教育長（岩城敏夫君） それではこの件に、小中一貫校についてのお答えを申し上げたいというふうに思います。

仙台市を含めた宮城県内の公立の小学校は、今年度438校、中学校が215校、計653校の公立学校。中高一貫校はこれ含まれておりません。県内で小中一貫教育を実施しているのは登米市立豊里小学校と登米市立豊里中学校だけと。この1校のみで小中合わせて2校になるんですが小中一貫ですので、校長先生はたった1人であり、教頭は2人いるんです。小学校用の教頭と中学校用の教頭と。豊里小学校と豊里中学校が小中一貫教育を実施したのは、登米市に合併する前でございます、旧豊里町内に小学校が1校しかなかった、豊里小学校。あと豊里中学校1校のみと。しかも小中が隣接していたというふうな立地条件のメリットを生かすと。生かしながら教育の効率化、あるいは小中の連携をさらに強化しながら学習効果の伸長を図るという考えで小中一貫教育に踏み切ったというふうに聞いております。小中一貫教育と言っていますけれども、学校名は今でも登米市立豊里小学校、登米市立豊里中学校となっている。ただ、9年間のスパンでカリキュラムなどが編成されていると、こういう状況なんですね。

島田議員さんもお承知のとおり、本町には小学校6校、中学校4校ありますが、それぞれの学校が歴史と伝統に根づいた輝かしい校風を持っており、保護者はもちろんですけれども、地域住民もおらほの学校という気持ちで暖かいまなざしで見守っていただいております。さらに、惜しみないご支援、ご協力もちょうだいしている。したがって、本町といたしましては今のところ小中一貫教育の手法は考えておりません。ただ、現在問題になっている、これは亙理町だけではありません、全国的になんですが、中1ギャップ、いわゆる小学校6年生から中1にいったときの格差というか、が見られるわけなんですね。やはり小学校は教科担任ではございません。1人の担任の先生が全部の教科を教える。中学校になれば、教科担任で担任はいるんですけれども、教科によって指導者がかわるわけです。その手法でちょっと戸惑いを持つんですね。そういうギャップを埋めるために、本町では小学校6校どこでもやっているんですけれども、当該の中学校を訪問しまして、6年生全員が、中学校の学習の様子、あるいは活動、部活の様子とか、そういうのを見学している。あるいは中学校の先生が直接6年生に授業をする、そういう機会を設けて実施、ここ三、四年から始まっております。今回も、校長会で私の方から「これは必ずやってくださいよ」とお願いはしてあります。もう既にどの学校も終わっているはずであります。また、小中のPTAが相互に連携し合いながら児童生徒の健全育

成にかかわる事業などもP T A小中学校連携しながら展開していると。これまでの経緯を踏まえながら、小中連携のさらなる充実強化を図ってまいりたい、かように思っているところでございます。以上です。

議長（岩佐信一君） 島田金一議員。

18番（島田金一君） 今、小中一貫教育、今連携の状態が進んでいるという話、教育長からお聞きしましたが、これはもう全国的に見ますと数は少ないです。37市町村、803校、これは去年の11月時点の学校でございます。あと研究指定校60校ありますが、これは今度の民主党の振り分けで来年あたりから廃止という形になると思いますが、今800校近くがもう実施していると。私がなぜこれを取り上げたかという、私の地元の荒浜小中学校、あと吉田中学校、長瀨小学校、長瀨小学校はまだ人数は多いんですが、将来、各学年1学級というふうな時代になる可能性は、荒浜はなっていますが、そういう場合、学校教員の配置、あとその運用の仕方、それから比べるともう準備しておいてもいいのかなと。人数が少なくなって各学級が1クラス、極端な例で言いますと高屋小学校が複式学級になる可能性もあるというふうな状態も聞いております。そういう場合に、今の学区制がダイナミックに変わろうとしております。そういう場合は、もし10点満点とすればメリットが10点、デメリットが8点であれば2点でもメリットがある方に移行するのが時代ではないかなと思っております。

ただし、いろいろな問題点は出てくると思いますが、研究機関を立ち上げるというふうなことはもうそろそろ準備なさってはよろしいのではないかと思います、その点、教育長いかが考えますか。

議長（岩佐信一君） 教育長。

教育長（岩城敏夫君） 小中一貫校と先ほど申し上げましたように、豊里小学校と豊里中学校。小中併設校というのはあるんです。小規模校が多いんですが、例えば小原小中学校がそうなんです、白石の。児童生徒が合わせて多分30人前後だと思います。そういうふうな小規模校の、ただしあそこも小中学校が隣接していたものですから、そういうふうな併設校と。併設校にも校長が1人なんです。あとご承知だと思っております、塩竈の浦戸ですね。浦戸小学校ですかね、あと浦戸二中がこれが併設で、そういうふうになっております。

そういう経緯もあるわけでございますが、現在のところ高屋小学校児童数80名を

超えておりますし、単独でも十分対応すると。県内で、例えば私がかつていた川崎町の本砂金小学校は、もう全校児童が20、私がいたとき24名でした。完全複式だったですけれども単独で、今現在児童数が十七、八名、十五、六名に減っております。七ヶ宿中学校、湯原小学校もそうですね。それでも単独としておらほの学校というふうな形で存続していますし、ただ、いずれは児童数が非常に減って学習効果が上がらないとなれば、そういうことも検討せざるを得ないだろうというふうに思いますが、現在のところ亘理町内の小中学校の児童数はそんなに減っておりません。この数で恐らくここ10年ぐらいは推移していくのではないかとこのように考えておりますので、検討委員会を直ちに立ち上げるということは今のところ考えておりませんが、近い将来はそういうこともあり得るだろうというふうに思っております。

議長（岩佐信一君） 島田金一議員。

18番（島田金一君） 今のところは考えていないと。近い将来はとありますが、本当、小学校、中学校の人数だけの問題ではなくて、今9年間を、教育長はご存じだと思いますが1年から4年、あと5年から中学1年、中学2年から3年というふうなことを前期4年、中期3年、後期2年という形で9年間を分けてやっているのが現状だそうです。もちろん、教育指導要領によってきちっとそれぞれの学年はちゃんとやっているという形ですが、1つは学級担任制が1年から4年、前期4年の方、あと次は教科担任制、あと中学校2年、3年は選択授業制というふうな形で大体オーソドックスな形だと思います。これは、新設校をつくるのではなくて、今ある小学校、中学校、実例を挙げましたが荒浜中学校も吉田中学校、長瀬小学校という場合には、大体1キロ未満で両校があります。それであれば、中学校の先生、小学校の先生の移動にそんなに時間はかからないし移動可能だと私は考えておりますが、そういうふうな新しい教育の試み、もう一度考えて、その時代が来たらという感じですが、もう一度お答えをお願いします。

議長（岩佐信一君） 教育長。

教育長（岩城敏夫君） 小中一貫教育の中で、児童生徒の発達年齢によってそういうふうに区切りをつけているというのが実態なわけでございます。確かに小学校1年生と6年生では、もう体、精神的な面も全然違うわけでございますね。そういうふうなことも考えて文科省の方でそういうふうな学年の区切りを考えたこともあった

んですが、今のところ、我々に来ている情報では、まだそういうことがまだ話し合いがなされているという情報が入っておりませんので、いずれそういうふうなことも出てくるだろうとは思いますが、現在、亶理町内では、あるいは県内でもまたそういうふうな動きがまだ見えてないというふうなことでございますので、県内でそういう機運がいろいろなところであれば、当然、それに対応していくということは当然必要になってまいりますので、今のところ、県内全体の推移を見守っているという状況でございます。以上です。

議長（岩佐信一君） 島田金一議員。

18番（島田金一君） それでは、いろいろありがとうございました。次に移ります。

2問目。人口動向と亶理町の今後、第4次総合発展計画の後期計画策定について、平成23年から27年までについて。

平成22年10月に国勢調査が、ことしですが行われます。本町において第4次総合発展計画後期計画策定の年度でもあります。平成18年から21年12月までの推計人口宮城県統計によって第4次総合発展計画について下記の質問をいたします。

1番、計画では平成22年度総人口3万7,410人、平成27年度総人口3万8,000人となって計画されております。実数はそれより減少して平成21年度12月で3万5,663人、平成22年度計画と比べて約2,000人の乖離がございます。平成27年度まで大きく変化のない限り、3万5,000程度で推移されると予想されますが、この人口動向を踏まえた計画づくりに今度の計画の留意点はどんなことが考えられるか、町長お答え願います。

議長（岩佐信一君） 町長。

町長（齋藤邦男君） お答えいたします。

島田議員さんのただいまのご質問に、繰り返しになりますけれども、本町の住民基本台帳登録者はただいまお話しのとおり、昨年12月末で現在3万5,663人となっております。そこで第4次亶理町総合発展計画のまちづくりの基本指標として、最終年度である平成27年度に総人口3万8,000人を目標として設定しておるところでございます。この数字は、計画策定時に昭和60年から平成12年の国勢調査結果を加味して住民基本台帳の過去の人口推移を分析し、5歳階級別人口の移動分析方法を用いて導き出した数値に、今後の計画に掲載された施策を推進すべく企業誘致や土地区画整理事業の推進等による人口増加並びに子育て支援や教育環境の

充実等により定住率の増加を図ることによって人口増加を見込んだものでございます。

しかしながら、ご質問にもありましたように計画人口と現在の人口との間には約2,000人の乖離があるところでございます。こうした中で、本町において考えられることは、やはりバブル経済の崩壊以降、右肩上がりの経済が次第に右肩下がりとなったこと。さらには一昨年来の秋からのリーマンショックあるいはドバイショック等など世界同時不況の影響で先が見えない状況にあるところでございます。今後は、人口増加を見据えた関連施策や各種事業展開が必要であるわけでございます。

そこで、平成22年度に策定する後期の基本計画において、企業誘致や土地区画整理事業の推進等による移住人口の促進、そして子育て支援や教育環境の充実等による定住促進を推進してまいりたいと考えておるところでございます。

議長（岩佐信一君） 島田金一議員。

18番（島田金一君） 今回の数字は町長のお考えと私の考えが合っていたということでございまして、今からこの動向を見て企業誘致による移動人口、あと教育環境とかそういう子育て環境を充実して定住環境というふうな二本立てでいくという形になっております。本当に今からこういうふうな亙理町、今まで右肩上がり、少なくともなりましたが伸びてきました。今人口が3万5,000で大体推移しております。これが多分続くのではないかなと思っておりますので、それを踏まえて2番に入ります。

計画により、年少人口（14歳以下）、生産年齢人口（15歳～64歳）の人口がこれから減少してまいります。また、老年人口（65歳以上）が増加することが推測されます。各年代の人口に対してどのような対策を考え、今後の計画に臨むお考えか質問いたします。

議長（岩佐信一君） 町長。

町長（齋藤邦男君） お答えいたします。

平成18年に策定した第4次亙理町総合発展計画前期の基本計画と、今後策定する後期基本計画を基本として、これらについてはやはり国、県と連携し各施策を実施推進してまいります。第4次総合発展計画の前期計画において、まずもって年少人口層には「子供が健やかに育つための環境づくり」のため、子育て支援サー

ビスの充実や保育サービスの充実、さらには児童の健全育成活動を推進しながら、さらには教育環境の整備を推進してまいりたいと思っております。

次の生産年齢人口層には、安全で利便性の高い快適環境のまちづくりのため、防災対策、そして住環境の整備を図りながら地域協働のまちづくりを推進し、地域の活性化の推進に当たってまいりたい。

そして第3点目の老年人口層には、やはり保健、医療、福祉の連携強化と保健福祉センターの建設など活動拠点の整備を図りながら、地域の福祉を推進し、また保健医療活動を充実するため町民主体の健康づくり体制を確立し、将来とも生涯現役を満了した健康づくり、さらには介護保険対象サービスの充実、高齢者の生きがい対策等高齢者福祉の充実を図りながら少子高齢化の人口動向に対し、これについては町民と力を合わせ豊かな地域づくりの推進が最も大事ではなかろうかと思っておるところでございます。

今後策定に当たりましては、後期基本計画の中で前期基本計画の実施状況、さらには達成度等も精査し、新たな施策等を検討しながら人口増加を図る施策を考えてみたいと思っておるところでございます。

議長（岩佐信一君） 島田金一議員。

18番（島田金一君） 今、各年齢層によっていろいろな対策が講じられるという形ですが、これは平成27年度予測の形ですが、それによりますと私の推計でございますが、これは住民基本台帳、これは日本人のみの県の統計でございますが、年少人口で大体4,500人、27年度予測です。あと生産年齢2万2,000人、老齢人口は1万人を超す1万500人と推定されます。その後、また5年後といいますが年少人口が4,000人を切ります。そして生産人口は2,000人弱となって、老齢人口1万2,000人近くにまたふえてまいります。そういう形ですんずん、亘理町また動態人口の方はよろしいんですが、こういうふうな流れが確定するのではないかと思っておりますので、その点、働く人の場所、あと若いお母さんたちが生産というか子供を産める場所、それを強固につくるべきではないかと思っておりますが、その点、町長のお答えをお願いします。

議長（岩佐信一君） 町長。

町長（齋藤邦男君） ただいまの県の数字を示していただいたわけでございますけれども、宮城県全体で平成18年12月と21年12月を比較いたしますと、宮城県全体でも1万

4,338人ほど減少になっておるといこととでございます。亙理町におきまして3万6,000を超えたのが2カ月あったわけとでございます。それは平成17年12月と平成18年1月が3万6,000人を超えたといこととで、この時点では期待をしておったわけとでございます。そういう中で3万6,000人の出生届者に記念品を贈って、これからさらに人口増を期待したわけとでございますけれども、いかんせん、日本全体での人口も減っておると。ちなみに、平成15年度当時の死亡者がふえておるといこととで、ちょっと調べたわけとでございます。平成15年には亙理町の死亡者が302名、16年度が332、そして17年度が325人、平成18年度が312人、19年度が330人、そして平成20年度が最も多く337人の死亡。そして出生率が少ないと同時に死亡した方々が多かったことによる減少率が多くなっておるといこととでございますので、先ほどの年少人口層あるいは生産年齢人口層、高齢人口層、それらについても島田議員さんからお示しの数字のとおりではございますけれども、やはり定住する、そして亙理町に来るとほっとするような明るい町というイメージをつくりながら移住人口の促進も図ってまいりたいと思っておるところとでございます。

議長（岩佐信一君） 島田金一議員。

18番（島田金一君） これから第4次総合発展計画の後期計画、また22年度には満足度調査、あと去年、21年度でしたが町民意識調査などが行われていくと思ひます。今私がとらえました人口動態調査とか県の発表とい統計から町の将来像が見えてくると思ひます。もっとこの町はいろいろな対策ができる地区だと思ひております。今、この町が一番弱い点は調査能力と分析能力だと私は思ひております。もう少しアンテナを広げて調査能力、人の力もかりてもいいと思ひます、そういう調査能力をもって次の将来を見据えるような計画、よく住民よりも半歩前を進むのが政治だといふうに言われておりますので、町長はそれはもう熟知して思ひますが、今からやはり統計とそういうふうな調査能力をもって、最後の判断は町長だと思ひます。その町長の判断で今から進んでいくと思ひますので、ぜひ調査能力とそういうふうな分析能力、ぜひ職員の方々並びに執行部の方々がつけて、私たちもつけたいと思ひますので、ぜひこれから一緒にやっていきたいと思ひます。以上で質問を終わります。

議長（岩佐信一君） これをもって島田金一議員の質問を終結いたします。

次に、3番。鞠子幸則、登壇。

〔3番 鞠子 幸則 君 登壇〕

3 番（鞠子幸則君） 3番、鞠子幸則です。

傍聴者の皆さん、執行部の皆さん、議員の皆さん、もう少しなのでよろしくお願
いいたします。

3つについて質問しますけれども、基本的には教育部局に関する質問なので教育
長よろしくお願いいたします。

まず第1点、教育の充実です。

地域住民、保護者、子供、学校教職員、社会教育職員の意見を聞き教育基本法第
17条第2項に基づき基本計画を策定してはどうかであります。答弁お願いいたし
ます。

議 長（岩佐信一君） 町長。

町 長（齋藤邦男君） 鞠子議員の質問、いずれも教育関係でございますので、いずれの項
目について教育長の方から答弁をいたさせます。

議 長（岩佐信一君） 教育長。

教育長（岩城敏夫君） それでは鞠子議員さんにお答え申し上げます。

新しい教育基本法、平成18年12月22日に成立し、その後施行されたわけござい
ますが、その中に教育振興基本計画作成という項目が新たに追加された。それ
に基づいての回答でございます。

当教育委員会におきましては、互理町教育基本方針及びその年度に策定する互理
町教育重点施策に従って学校教育と社会教育が連携して子供一人一人の確かな学
力、豊かな心、たくましい体の育成、さらには町民一人一人が自己実現を目指し
健康で生きがいに満ちた生涯学習社会を実現するため努力しているところでござ
います。しかし、町独自の教育基本計画はまだ策定されておられません。この件に
つきましては、現在宮城県におきましても平成22年4月1日から県の基本計画を
施行すべく進めて今現在おります。多分、この県議会で可決されるだろうという
ふうに思います。この内容を十分検討しながら、議員さんご提案のとおり関係機
関と協議しながら今後策定に向けて前向きに検討してまいりたい、こういうふう
に考えております。以上です。

議 長（岩佐信一君） 鞠子幸則議員。

3 番（鞠子幸則君） 教育基本法第17条は、教育振興基本計画を定めております。その第

2項は、地方公共団体は、前項というのはこれは教育振興基本計画、国が定める基本計画です。前項の計画を参酌し、その地域の実情に応じ当該地方公共団体における教育の振興のための施策に関する基本的な計画を策定するよう努めなければならないというふうに規定されております。ちなみに、参酌とは広辞苑では「照らし合わせて善をとり悪を捨てる」というのが参酌の意味です。この17条第2項からしますと、今後町で保護者の皆さん、子供たち、教職員の皆さん、社会教育職員の皆さんなどの意見を聞きながら関係機関と協議しながら策定する場合は、ただ単なる国の計画、県の計画も参考にしながらの丸写しでなくて、亘理の独自の基本計画を策定する必要があると思いますが、その点はいかがですか。

議長（岩佐信一君） 教育長。

教育長（岩城敏夫君） 県の方の基本計画が22年4月1日から施行されると思いますが、今議員さんご指摘のとおり、教育はその地域の実態に即してやる、これが基本でございます。したがって、亘理町の地域住民あるいは児童生徒、あるいは保護者、あるいは教育関係者、あるいは関係機関、そういうふうな方々と十分検討しながら策定に向ける、これが基本的な考え方でございます。いずれそういうふうな時期が来るとお思いますので、その辺は十分念頭に置きながら考えていきたい、こういうふうに思っております。

議長（岩佐信一君） 鞠子議員。

3番（鞠子幸則君） (2)に移ります。

2009年、昨年、平成21年5月1日現在の各小学校別の児童数、学級数、また各中学校別の生徒数、学級数はどうなっていますか、答弁お願いいたします。

議長（岩佐信一君） 教育長。

教育長（岩城敏夫君） 2009年5月1日現在の各小中学校別の児童数、学級数あるいは生徒数、学級数でございますが、特別支援児童生徒数と特別支援学級数も含めて、小学校では亘理小学校が710人で24学級、荒浜小学校が241人で11学級、吉田小学校が148人で6学級、長瀬小学校が262人で14学級、逢隈小学校が610人で21学級、高屋小学校が90人で7学級、合計として児童数が2,061人、83学級となっております。

中学校でございますが、亘理中学校が493人で16学級、荒浜中学校が139人で7学級、吉田中学校が115人で4学級、逢隈中学校が323人で10学級、合計として生徒数が1,070人で37学級となっております。合計児童生徒数が3,131人、こういうふ

うになっております。以上です。

議長（岩佐信一君） 鞠子幸則議員。

3 番（鞠子幸則君） 普通学級で具体的にお聞きしますけれども、小学校では亙理小学校 6 学年で119児童に対して 3 学級ですので39.6ですね、端数ありますけれども。荒浜小学校 3 年が39人 1 クラスですね。中学校では荒浜中学校 3 年が39、1 クラスで39人、吉田中学校 2 年40人、1 クラスですから40人ですね。3 年、40人、1 クラスですから40人と。この現状をどのように認識されておりますか。

議長（岩佐信一君） 教育長。

教育長（岩城敏夫君） この児童あるいは生徒数でございますが、このことについては定数表というのがございまして、40人学級というのが今現在それでやっているわけでございます。ただ、このことについては3 番目でちょっとお答え申し上げたいなと思っておりますが、宮城県ではその編成基準、これ法律で決まっていますが、ただ、児童数の学級数の基準は都道府県教育委員会で決めてもいいというふうになっております。したがって、40人を下回ってもそれは構いませんというふうな標準法にはあるわけでございます。それに基づいて宮城県では平成18年から、小学校 1 年生と 2 年生を35人学級というか、それから中学校は平成20年、中学校 1 年生だけですが、これも35人学級というふうにしております。

したがって、40人とか39人というのは1、2 年生でございませぬので、中学校 3 年生も 1 年生だったらもう 2 学級にはなるんですが、そういうふうな基準に従って学級の人数が編成されるというふうになっているわけでございます。以上です。

議長（岩佐信一君） 鞠子幸則議員。

3 番（鞠子幸則君） その点について、別な角度からお伺いたします。

民主党を中心とする 3 党連立鳩山政権、今年の総選挙のマニフェストから大幅に後退し、国民の期待も裏切って支持率も下落しておりますけれども、同時に国民の世論と運動で前向きの変化もあるんです。文部科学省は公立小学校の 1 学級を40人と定めた国の基準を見直しし、人数を減らす方針を固めた。少人数学級できめ細かな指導を行うため、早ければ2011年、来年ですね、2011年度から数年かけて完全実施すると。政府の方針、文科省、川端大臣を中心とする文科省の方針は40人学級を見直すと。これは、80年の45人から40人にした30年ぶりの大きな変化

なんですね。前向きの変化です。これを踏まえて、さっき私言いました亙理の40人学級の現状をどう認識されていますか。もう1点ちょっとお願いします。

議長（岩佐信一君） 教育長。

教育長（岩城敏夫君） 今、議員さんからご指摘のとおり、文科省では今そういうふうな40人学級の基準を見直すという動きが出ていることは事実でございます。現場としましては、早くそういうふうになってもらえなというのが切実な願いでございます。やはり、40人を1人の担任でというのはなかなか難しいと。そのために特別支援員なんかも町独自でやっているわけですので、そういうことは早目にそういう基準の見直ししてもらえれば、現場としてはありがたいというふうに思っております。以上です。

議長（岩佐信一君） 鞠子幸則議員。

3 番（鞠子幸則君） 3点目に移ります。

小学校、中学校で少人数学級にどう取り組むのか答弁をお願いいたします。

議長（岩佐信一君） 教育長。

教育長（岩城敏夫君） 先ほども関連いたしますけれども、お答え申し上げます。

公立小学校及び中学校の児童または生徒の数の基準は、公立義務教育諸学校の学級編成及び教職員定数の標準に関する法律で規定されており、これはご承知のとおりだと思います。現在、宮城県教育委員会では、この法律に基づいて小学校及び中学校では同学年の児童生徒で編成する1学級を40人としております。参考までに、例えばおわかりだと思いますが、41人だとした場合は20人の学級と21人の学級2つになれる、こういうことでございます。

同法の第3条（学級編成の標準）第2項に「ただし、都道府県の教育委員会は当該都道府県における児童または生徒の実態を考慮して特に必要があると認める場合については規定により定める数を下回る数を当該場合に係る1学級の児童または生徒の数の基準として定めることができる」と規定されておりますので、宮城県教育委員会では、先ほど言いましたように平成18年度より小学校1年生、2年生の基準を35人といたしましたし、さらに2年後の平成20年度からは中学校1学年のみでございますが35人としております。現在に至っていると。ちなみに、児童数の数が例えば36人のときは18人ずつの2学級をつくることができると。当然、それに県からの職員が配置される、こういうことになります。

本町では、本年度亘理町の1学年が該当しております。荒浜小の1年生と2年生、亘理中の1学年が該当しております。したがって、学級編成を行う際の児童生徒数の基準は都道府県教育委員会で定めており、市町村教育委員会にはその裁量権がないということをご承知願いたいというふうに思います。また、主として学級数の多い学校に少人数指導を可能にするため、指導方法工夫改善等加配教員が配置されております。町内の学校では亘理小に2人、2名の先生が配置されている。荒浜小学校に1人、長瀬小学校に1人、逢隈小学校に2人、亘理中学校、荒浜中、吉中、逢隈中、各中学校1人ずつ加配、少人数指導するための教員が配置されていると。

さらに本町では、特に特別支援教育支援員として12名を臨時職員として採用しまして、各小中学校に1名ないし2名、亘理小と逢隈小には現在2名配置しております、配置しながら特別支援学級の子供だけではなくて、先ほど出ました40人と大人数の学級の児童生徒に対しましても、担任とペアを組んで子供一人一人にきめ細かな指導を行いながら、学力の定着を目指しております。平成22年度、来年度でございますが、緊急雇用創出事業を活用しまして臨時に2人を雇用し、計14名を各学校に配置したいと考えております。亘理小に3名、逢隈小に3名、各ほかの学校には各1名ずつというふうに、この緊急雇用創出事業は1年限りでございますが、学校にとっては非常に指導がしやすくなるのではないかなど、きめ細かな指導ができるのではないかなどというふうに思っているところでございます。以上です。

議長（岩佐信一君） 鞠子幸則議員。

3番（鞠子幸則君） 少人数学級について、現在の制度上、市町村に権限も財政的な裁量権はないと。これ、私わかります。よく理解しています。それを踏まえて教育長と認識を一致したいと思います。少人数学級の重要性について認識を一致したいと思います。日本教育学会の学校学級の編成に関する研究委員会、研究代表は桑原敏明筑波大副学長、1999年の調査であります。学術的な調査であります。それによりますと、学習面で小学校ではつまづいている児童を見つけやすいのは20人以下の学級では96.3%、これに対して36人以上の学級では65.6%、30%下がっております。中学校では、数学について1人当たりの発言回数が少ないというのは、36人以上の学級では81.7%に対して15人以下の学級だと28.4%に減ります。子供

たちの生活面について見ますと、小学校では一人一人を生かせるのは20人以下の学級では72.5%に対して36人以上の学級になると27.3%に下がります。児童との会話が十分できるでも、同じく70.9%と35.3%と倍の違いがあります。中学校では、落ちつきのない生徒が多いと答えた教員は15人以下の学級では23.1%に対して、36人以上の学級では49.2%に上ります。さらに、保護者とのコミュニケーションでは小学校の調査ですが、保護者とのコミュニケーション不足だと思わないという教員の割合は20人以下の学級では65.7%、36人以上の学級では46.9%であります。これ、学術調査で少人数学級の優位性が明らかであります。私のことですが、高屋小学校は今でもそうですけれども20人以下ですね。私のときが18人でしたけれども、障害を持っていても先生方からきめ細かに教えられて何とかついていくことができました。そういう意味では、少人数学級の重要性について教育長の認識をお伺いいたします。

議長（岩佐信一君） 教育長。

教育長（岩城敏夫君） ただいま鞠子議員さんがおっしゃったとおりでございます、まさに少人数だと担任の先生が目の届くきめ細かな指導が徹底しやすいと。これはもうデータの的にも全くそのとおりでございます。私、かつて先ほども言いましたけれども、川崎の本砂金小学校とところに26名という児童数、町内の音楽祭というのがございますが、1年生から6年生まで全員出るんです。そうじゃないと6年生たった3人か4人しかいませんから、合唱が成立しないと。そうすると、1年生から6年生まで同じ歌を歌うわけです。そうすると、26名の中に校長、教頭、用務員さんまで含めて8名いますので、もう26人に8名で対応できる。こういうことでございますので、40人学級の場合、1人の担任が40人対応するわけです。少人数がいかに効率的に学習がなされ、そしてまた非常に学習効果も上がるのではないかと。余りにも低いときは、今度、切磋琢磨が逆に少なくなるときもあるんです。そういう危険性もありますけれども、20人前後というのが非常にすばらしい学級編成ではないかなと、私もそういうふうに認識しております。

そのために、宮城県ではできるだけ少人数指導に力を入れようということで35人学級を設定しておりますし、文科省でも今30人学級、35人学級を目指して検討に入ったということもございますので、早くそういうふうな基準になればというふうに私も思っているところでございます。以上です。

議長（岩佐信一君） 鞠子幸則議員。

3 番（鞠子幸則君） では2つ目に入ります。

図書館について2点お伺いいたします。

図書館について町民の教育と文化の発展に寄与するためにどう取り組んできたのか。また、今後どう取り組むのか答弁をお願いいたします。

議長（岩佐信一君） 教育長。

教育長（岩城敏夫君） それでは、図書館についてのことでございますが、お答え申し上げます。

図書館では、生涯学習基盤の整備充実を基本理念に図書館活動を通して、町民の生活、文化、教養の向上を図るべく情報化社会の中で多様化する学習需要に対処し、町民の要望にこたえ得る生涯学習の場として、より親しみやすく利用しやすい図書館運営に努めておるところでございます。平成6年の開館以来、利用しやすい運営と環境づくりとして、土曜日、日曜日の開館と開館時間を午後7時までとし、祝日につきましても5月5日のこどもの日と11月3日の文化の日を特別開館として利用していただいているところでございます。要望にこたえる資料の収集、そして提供においては図書や雑誌、CD等視聴覚資料購入費として平成21年度は約760万円ほどの予算措置をしており、厳しい財政状況にあっても亘理町は決して少ない金額ではないというふうに考えております。この予算の中で多くの新刊書やリクエストの本などを購入し提供しております。

さらに、開館時から事務職のほかに司書2名を配置して資料の収集、整理、保存、そして提供とリファレンスなど、利用者の要求に応ずるための専門的な職務を行っております。また、子供の読書推進を図るべく「おはなし会」や絵本のブックラリーの実施、図書館に興味を持っていただき利用に結びつくように「一日図書館員」や「子ども映画会」などの事業も行っているところでございます。そして高齢者の方々のためとして、大活字本、活字の大きい本ですね、を購入するなど読みやすい本の提供を積極的に進めているところであります。町民の生活、文化、教養の向上に寄与することは、より多くの方々に図書館を利用していただくことと考え取り組んでおります。さらに悠里館に足を運んでいただき図書館を身近に感じていただくべく映画会やフロアコンサートなども行っております。

さらに、今後におきましても情報、文化の発信地となるよう社会の動向や利用者

のニーズなどを的確に把握しながら鮮度の高い多彩な資料の提供に努めてまいりたいというふうに思っております。また、子供の読書はとても重要なことでもありますので、図書館内での読書推進の各種事業を展開してまいるとともに、学校とも連携しながら各学級による団体利用をさらに促進してまいりたい、このように考えているところでございます。以上です。

議長（岩佐信一君） 鞠子幸則議員。

3 番（鞠子幸則君） 今までの図書館の取り組みについて、数字の面から申し上げます。

入館者、平成16年、04年、17万4,841人。05年、16万5,964人。06年、14万4,105人。07年、16万8,354人。そして08年が16万89人。貸出利用者数、04年、6万808人。05年、5万8,834人。06年、5万9,449人。07年、5万8,394人。08年、5万7,988人。貸出冊数、04年、18万7,044冊。05年、18万2,960冊。06年、18万6,151冊。07年、18万7,022冊。08年、19万1,895冊ですね。貸出利用者数は若干減っておりますけれども、貸出冊数、本の貸出ですね、貸出冊数は年々増加しております。そういう意味では、町民の皆さんへの教育と文化の発展のために提供しているために図書館の職員の方々よく頑張っているということが数字でも裏づけられていると思います。

それを踏まえて、今後の取り組みについてお伺いいたします。

図書館法の第2条には「図書館とは、図書、記録その他必要な資料を収集、整理し保有して、一般公衆の利用に供し、その教養、調査研究、レクリエーション等々に資することを目的とする施設をいう」と、このように定められております。そして、第3条図書館奉仕ということで、「図書館は、図書館奉仕のため、土地の実情及び一般公衆の希望に沿い、さらに学校教育を援助し、及び家庭教育の向上に資することになるように留意し、おおむね次に掲げる事項を実施する」というふうなことで、読み上げませんけれども9項目のことが掲げております。社会教育の上でも、家庭教育の上でも、教育の発展の上でも図書館は教育機関として極めて重要な役割を持つということが図書館法の規定でも明確であります。今後、この原点を踏まえて取り組んでいく必要があると思っておりますけれども、その点はいかがですか。

議長（岩佐信一君） 教育長。

教育長（岩城敏夫君） お答え申し上げます。

まさに図書館は地域に浮かぶ文化センターというふうに思っております。したがって、今議員さんがおっしゃられましたとおり、地域住民の教養、あるいは研

究を深めるための、その資料の提供というような形でいろいろなことを図書館では今現在やっているわけでございます。したがって、利用者数なんかも貸出数もふえているというふうなことで、大変うれしい思い、これは職員の努力というふうに私はとらえております。今後も、さらなる充実を目指していきたいというふうに思っておりますし、家庭教育、社会教育、そしてまた学校教育、それを支える図書館でありたいというふうに思っておりますので、さらなる充実強化に努めてまいりたいというふうに思っております。以上です。

議長（岩佐信一君） 鞠子幸則議員。

3 番（鞠子幸則君） それを踏まえて(2)に移ります。

そういう図書館の重要な役割を踏まえますと、図書館の管理運営に指定管理者制度を導入するべきではないと私は考えますけれども、いかがですか。

議長（岩佐信一君） 教育長。

教育長（岩城敏夫君） 指定管理者制度導入の件でございますが、第4次亘理町総合発展計画におきまして、行政運営の改革の推進の一環といたしまして民間活力の活用による住民サービスの向上促進を図るべく、行政が行っております事務事業を民間業者等への業務委託や指定管理による委託の導入を進めるとしております。また、同時期に策定いたしました第4次亘理町行政改革大綱に基づく集中改革プランでは、公共施設運営の整理、合理化を検討すべき施設として図書館についても該当施設となり、指定管理の全面委託がいいのか一部業務のみ委託でいいのか、視察を行ったりしながら検討を重ねているところであり、まだ結論を見ていないのが現在でございます。

指定管理した図書館で直営に戻した図書館もあると聞いております。そういうことから、今後さらに業務委託や指定管理を実施している図書館を視察するなど情報を集めながら、図書館のあり方や利用しやすい図書館づくりを考え、検討を深めてまいりたいと、かように考えておるところでございます。なお、公の施設を指定管理する場合において、指定管理者の選定等を行う委員会として亘理町指定管理者選定委員会がありますので、その委員の方々からもご意見をいただきながら、今後進めてまいりたいと、このように考えているところでございます。以上です。

議長（岩佐信一君） 鞠子幸則議員。

3 番（鞠子幸則君） 何点か申し述べます。

平成20年、2008年の第169回国会で、図書館など社会教育施設への指定管理者への導入による弊害を認める附帯決議が両院の委員会、文教委員会で全会一致で採択されました。この附帯決議は社会教育法、図書館法、博物館法などの改正に伴う附帯決議であります。その附帯決議の内容は、国民の生涯にわたる学習活動を支援し学習需要の増加にこたえていくため、公民館、図書館及び博物館等の社会教育施設における人材確保及びそのあり方について検討するとともに、社会教育施設の利便性向上を図るため指定管理者制度の導入による弊害についても十分配慮して、適切な管理運営体制の構築を目指すことという附帯決議であります。

同じく2008年6月5日、総務省ですね、指定管理者制度の導入を進めてきた総務省が都道府県知事あてに寄せた通知ですね。平成20年度地方財政の運営について。その中で、8として指定管理者制度の運用、平成15年度に導入された指定管理者制度は、導入後5年を経過し新たな指定管理者の選定に入ろうとしている団体が多いと見込まれるところであると。運用に当たっては以下の事項に留意し、そのあり方について検証及び見直しを行われたい。アとして指定管理者の選定の際の基準。選定に当たっては公共サービスの水準の確保という観点が重要であること。イとして指定管理者の適切な評価を行うに当たっては、当該施設の対応に応じ公共サービスについて専門的な知見を有する外部有識者等の視点を導入することが重要であること。ウとして指定管理者との協定等々には施設の種別に応じた必要な体制に関する事項、リスク分担に関する事項、損害賠償責任保険等の加入に関する事項等々の具体的な事項をあらかじめ盛り込むことが望ましいことである。また、委託料については適切な積算に基づくものであるということが総務省の通知であります。

同じく、島根県県立図書館協議会は5月に今後の島根県県立図書館のあるべき姿について館長に意見書を提出しました。そこには、指定管理者制度について次のように述べられております。島根県の厳しい財政状況の中で県立図書館の効率的な効果的な管理運営が図られなければならないのは当然のことであるが、それは指定管理者制度を導入することには直結するものではあるまい。図書館サービスは無料の原則に基づいており、収益を生む公共サービスではない。収益を目的とする民間企業体を指定管理者制度にすることにはそもそも矛盾がある。また、図書館は教育機関であるから、他の公共施設と同じ視点で論ずることはできないと。これは島根県の図書館協議会の見解であります。ですから、指定管理者制度そのものは導入目的

は経費の削減であります。図書館は無料であります。どういうことになるかという
と、経費の削減のために人件費を削減する。そうしますと資格を持つ司書の方々を
採用しなかったり臨時職員を大量に採用したりしてサービスが低下すると。ですから、
図書館は普通の公共施設と違うんだというのがこの島根県の見解であります。
これを踏まえて、今後どのように検討されますか。

議長（岩佐信一君） 教育長。

教育長（岩城敏夫君） 先ほどもお話し申し上げましたけれども、第4次互理町行政改革大
綱に基づきまして図書館が該当施設になっているということでございますが、指定
管理での全面委託がいいのか、あるいは一部業務のみの委託でいいのか、あるいは
全くの直営でいいのか、今後、指定管理者選定委員会もございますので、いろい
ろな方々からのご意見をちょうだいしながらさらに検討してまいりたいというふう
に思っております。以上です。

議長（岩佐信一君） 鞠子幸則議員。

3 番（鞠子幸則君） 3つ目に移ります。

学校給食の充実について3点質問いたします。

まず第1点目。児童及び生徒の心身の健全な発展、児童及び生徒が食に関する正
しい理解と適切な判断力を養うためにどう取り組んできたのか、また今後どのよう
に取り組むのか答弁をお願いいたします。

議長（岩佐信一君） 教育長。

教育長（岩城敏夫君） それでは学校給食についてお答え申し上げます。

食事については、子供のころからの食生活、食習慣の教育が大切で、そのため学
校給食の持つ意味は非常に大きいというふうに思っております。学校給食を通じて、
これまで児童生徒に機会あるごとに食の啓発活動を実践してまいりました。まず、
各小中学校の希望に応じて給食センターの栄養職員が各学校で授業時間や給食時間
を利用して食育指導、健康教育の中なんですけれども、食育指導を担任と一緒に、
あるいは養護教諭と一緒に児童生徒に食育の大事さというものを行っております。
そしてまた児童生徒に対して食物の知識や食習慣の大切さ等を説明しながら、食へ
の意識向上に努めているところでございます。栄養士を県から2名、県職員が互理
町の給食センターに2名配置されておりますので、そのほかに町の栄養士さん3名
おりますので、その方々にご協力いただきながら各小中学校を回って児童生徒にや

っているわけでございます。

また、毎月各家庭に発行している給食だよりには、年間計画による指導テーマを盛り込んで作成しておりますし、それを各教室に献立名と使用食材名及びその働きを表示した予定献立表を配布掲示しております。さらには毎日給食の献立内容について、食物の知識やその献立の由来等を記載した給食一口メモ、これ給食センターから来るわけですが、給食の時間に各学校で放送で流しております。きょうの献立はこういうメニューですよ。食材はこうですよ、栄養はこうですよ、カロリーはこうですよというふうな、あるいは季節によったメニューだと、それにちなんだ由来なんかも一口メモに入っているわけですが、それを昼の放送で給食を食べている子供たち聞きながら給食を食べるというふうなことで、給食に対する関心を高める工夫などもしているところでございます。

それから、各小中学生からリクエスト献立を募集しております。その希望に沿ったメニューも年1回ですけれども、各小中学校年1回ですけれども、子供たちが希望したメニューを提供しているという、そういう工夫もしております。そのほかにも、小学校ですけれども遠足の一環としまして給食センター見学が3年生、4年生あるわけですが、その際は給食調理の現場を紹介し、あわせて調理器具等も説明して給食づくりへの理解にも努めております。今後は、現在の取り組みに加えて給食用食器がステンレス製からプラスチック樹脂製にかわったことにより、軽くて非常に持ちやすくなったこともありまして、はしの正しい持ち方、はしですね、やはり日本人ははしをきちっと持たなければならないと、私はそう思っております。そういうことで、正しい持ち方、基本的な食事のマナーなども指導していきたい。

来年度からは、今まで先割れスプーンもやっていたわけですが、米飯給食も多いのですが、はしだけにしたいというふうに考えております。どうしてもはしを忘れた場合は先割れスプーンも当然準備はしておりますけれども、はしでやっていきたいと。つまり鉛筆の持ち方もはしの持ち方も全く同じなのでございます。だから、はしをしっかりと持てば鉛筆もきちっと持てるわけですが、ところが、今の子供たちは鉛筆の持ち方、こういうふうな持ち方をします。こう持ちません。これはこういうふうにして食べているんですね、多分、恐らく。だからこういうふうなきちっと、はしをこういうふうな持てば、これを抜くと鉛筆を持てるわけです。そういうふうなことで、はしの持ち方を重要視した給食指導もあわせて行っている

と、こういうことでございます。以上です。

議長（岩佐信一君） 鞠子幸則議員。

3 番（鞠子幸則君） 今、教育長が答弁された中で給食だより、私も見せてもらいました。昨年の4月は学校給食の目的。5月は朝御飯食べていますか。6月は6月4日から10日は歯の衛生週間です。7月号は暑い夏を元気に過ごそう。そして8月がなくて9月が疲労を回復してくれる食べ物。10月が魚離れをなくそうということで、3月まで持っておりますけれども、単なる給食を提供するでなくて、食育を基本にして子供たちの全体的な生活を給食で支えるという取り組みを、私はセンター方式でも頑張っているということだと思います。それを踏まえて2と3の質問に移ります。

(2)学校給食により一層地元の食材を使ってはどうかであります。

議長（岩佐信一君） 教育長。

教育長（岩城敏夫君） それでは、学校給食の地元の食材についてお答え申し上げます。

平成20年度に宮城県内の学校給食に使用されている県内産野菜類の品目数の割合は27.3%でありました。それに対して本町学校給食センターでは、現在までみやぎ亘理農業協同組合より亘理町内産野菜類を購入しておりますが、限定された品目数のみの供給となっているため15.9%という結果となっております。県では「みやぎ食と農の県民条例基本計画」の中で、学校給食での地場産野菜類の使用割合を平成22年度までに33%まで引き上げる目標を掲げております。これを受けまして、給食センターでも購入方法等の検討を行い、この4月より株式会社ライフサポートわたりで実施している亘理郡内山地直売出荷利用事業を活用し、農協組合員がみずから栽培出荷している野菜類を給食センターでも購入できるよう、現在業者への見積書の提出を依頼しております。このことにより、多品目の野菜類の購入が可能となりますので、地場産野菜類の使用割合を一層高めることができると考えているところでございます。

また、これとは別に農林水産省で実施しております学校給食地場農畜産物利用拡大事業について、宮城県は財団法人宮城県学校給食会を事業実施主体として平成21年度から平成22年度まで2カ年間の基金事業を委託実施されております。本町では、この事業の活用を図るため担当課であります町の産業観光課と連携しながら、学校給食に導入する地場農畜産物の利用重量を増加させる計画を作成し、実施していき

たいというふうに考えているところです。以上です。

議長（岩佐信一君） 鞠子幸則議員。

3 番（鞠子幸則君） 亶理町の食育推進計画に基づいて、学校給食等における地場商品の利用の増加ということで、給食に利用する地場商品の品目を、平成19年の現在値と平成24年の目標値はどうなっていますか。

議長（岩佐信一君） 教育長。

教育長（岩城敏夫君） それでは、具体的な数値は課長の方から答弁させたいと思います。

議長（岩佐信一君） 学務課長。

学務課長（遠藤敏夫君） ただいま質問されました数値の件につきましては、本日、大変申しわけございませんが持参しておりませんのでお答えをひとつ、控えさせていただきたいと思います。後日提出したいと思います。以上でございます。

議長（岩佐信一君） 鞠子幸則議員。

3 番（鞠子幸則君） 平成19年の現状値と平成24年の目標値、数字、後で調べてもらえばいいんですけども、どういうふうな取り組みで地場産品を目標値に近づけるんですか。

議長（岩佐信一君） 教育長。

教育長（岩城敏夫君） 先ほどもお話ししましたように、この4月から株式会社ライフサポートわたりが実施しております亶理郡内の産地直売出荷利用事業、これを大いに活用しながら、亶理郡内で栽培出荷している主に野菜類になりますけれども、それらを大いに活用しながら給食のメニューの中に導入していきたいと。そして、目標値を上げていきたいというふうに、今のところは考えております。

議長（岩佐信一君） 鞠子幸則議員。

3 番（鞠子幸則君） 学校給食センターに地元の食材を多くふやすために、その目的のために食育推進会議はどのような役割を果たすんですか。

議長（岩佐信一君） 教育長。

教育長（岩城敏夫君） 今、議員さんから言われた食育推進会議というのは、今のところ学務課内では行っておりませんので、（「あるんです」の声あり）推進会議ですか。

（「推進会議はどのような役割を果たすんですか、学校給食における地場産品の」の声あり）学校運営推進委員会でないでしょうか。（「推進会議、食育推進会議」の声あり）失礼いたしました。

議長（岩佐信一君） 保健福祉課長。

保健福祉課長（佐藤 浄君） 食育推進会議につきましては、今年度会議を開きまして、その中では各保育所、それから給食センター等々での、その活動内容の情報交換というふうなことで位置づけしております、次回、共通の課題をもって新年度の、ばらばらそれぞれの施設でそれぞれに計画を練って実施しておりますものですから、その今申し上げましたとおり情報交換と、それから。1つでも構わないので共通の目的を持って実施していきたいというふうなことで、この前、会議を開いたところでございます。以上でございます。

議長（岩佐信一君） 鞠子幸則議員。

3 番（鞠子幸則君） 食育推進会議、この食育推進会議の目的は食育推進計画を策定すること。食育推進計画が策定されていますから、それに基づいて施策を講じるということですね。食育推進計画には、先ほど言いましたけれども学校給食センターでの地場産品の拡大を盛り込んでいると、そういうふうになりますと食育推進会議は学校給食における地場産品の拡大に役割を果たすというふうに認識していいですか。

議長（岩佐信一君） 保健福祉課長。

保健福祉課長（佐藤 浄君） 議員さんおっしゃるとおり、給食センターに限らず町内の保育施設も含めまして、そのように考えております。以上でございます。

議長（岩佐信一君） 鞠子幸則議員。

3 番（鞠子幸則君） 若干関連しますけれども、食育推進会議15人以内なんですね。今現在では14人だと思います。その中に生産流通関係ということでJAみやぎ亘理の方々が参加しているんですけども、漁協の参加がないんですね。亘理も地元からお魚とれます。それでは、今後漁協の方々の参加も検討する必要があると思いますけれども、若干ずれますけれども、答弁お願いいたします。

議長（岩佐信一君） 保健福祉課長。

保健福祉課長（佐藤 浄君） 次期の任期改正の場合について検討させていただきたいと思っております。というか、そのようにさせていただきたいと思っております。以上でございます。

議長（岩佐信一君） 鞠子幸則議員。

3 番（鞠子幸則君） それでは、(3)に移ります。

将来、学校給食に自校方式、自校方式を導入してはどうかであります。答弁お願いいたします。

議長（岩佐信一君） 教育長。

教育長（岩城敏夫君） それでは、学校給食の将来像についてでございますが、本町では学校給食調理形態といたしまして共同調理場、いわゆるセンター方式を採用しております。昭和48年9月から各学校への給食の配送を始め、ことしで36年が経過いたしました。また、調理配送業務については平成13年度より民間業者に委託し9年が経過しようとしているところでございます。

この業務委託によりまして、専門知識を持つ栄養士、調理師等が調理に携わることにより、衛生管理を充実させやすい環境になりました。また、大量に食材を購入できるので、食材購入価格が安価となり、結果的に1食当たりの購入単価も低く抑える結果となっております。それとともに、一施設で給食を調理するため施設の維持管理費及び人件費の軽減も図られているところでございます。

これらの実情から判断しますと、今後もセンター方式による調理形態を継続していくことが妥当ではないかというふうに考えているところでございます。今後の課題といたしましては、現在の給食センターの建物や施設も設置からかなりの年数が経過しておりますので、さらに大型調理機器類の更新時期も迫ってきております。また、衛生管理のためのスペースの確保も必要であります。全体的に手狭な状態になっておりますので、将来的には児童生徒が給食センターを見学した際、自分たちが食べる給食がどのようにしてつくられているのか、全体の作業を窓越しに見ることができるような施設が今のところ望ましいなと考えているところでございます。

第4次亘理町総合発展計画にあります新学校給食センターの建設により、よりよい学校給食の提供に向けた体制を整えることが重要であると、今のところ考えております。以上です。

議長（岩佐信一君） 鞠子幸則議員。

3 番（鞠子幸則君） 食育基本法には前文があります。普通法律には前文はないんですけども前文があります。21世紀における我が国の発展のためには、子供たちが健全な心と身体を養い、未来や国際社会に向かって羽ばたくことができるようにするとともに、すべての国民が心身の健康を理解し、生涯にわたって生き生きと暮らすことができるようにすることが最も大切であるということが述べられていて、その次に、子供たちが豊かな人間性をはぐくみ、生きる力を身につけていくためには、何よりも食育が重要である。今改めて食育を生きる上での基本であって、知育、食育

及び体育の基礎となるべきものと位置づけるとともに、さまざまな経験を通じて食に関する知識と、食を選択する力を習得し、健全な食生活を実践することができる人間を育てる食育を推進することが求められているというふうに述べられております。この食育基本法の、この目的を達成する上で、もちろんセンター方式が達成できないと言っているわけではありません。センター方式でも、先ほど言いましたけれども、頑張ればできます。と同時に、自校方式がより一層この目的を達成することができるのでないか、その認識はありますか。

議長（岩佐信一君） 教育長。

教育長（岩城敏夫君） 先ほどセンター方式でも議員さんからご指摘のとおり、食育に関して大変な成果が上がっているというようなことを言われました。私も全くそのとおりでありますし、基本的には自校方式であろうがセンター方式であろうが、やはり食育にかかわる問題としては同じだろうというふうに認識しております。特に、これからは学校教育においては、先ほど言われましたように知育、徳育、体育、そして食育と。知徳体のバランスというのがよく言われるわけですが、教育を進める上で、それに食育というふうなことがもちろん基本法にも明示されたわけでございますが、食育の重要性は私は非常に認識しておりますので、22年度、来年度の町の教育重点施策の中に食育を入れております。そしてこれを食育の重要性を町内の児童生徒に十分その教育を図ってまいりたいと、かように思っておりますので、先ほど言われました自校方式がどうかというふうな話ではなくて、私はセンター方式であろうが自校方式であろうが本質的には変わらないと。先ほどセンター方式のいい面を述べているわけでございますが、これを今後も継続していきたいと。将来的には給食センターも新しくつくるといふ計画がありますので、それに沿って食育をさらなる充実していきたいというふうに考えているところであります。以上です。

議長（岩佐信一君） 鞠子幸則議員。

3 番（鞠子幸則君） 流れとしては、自校方式からセンター方式が大きな流れという認識を恐らく持っていると思うんですね。センター方式がいいという認識を持っていると思うんです。同時に、全国的には例は少なくとも、群馬県の高崎市は、高崎市そのものは合併する前から自校方式なんです。町村がセンター方式なんですね。合併した後センター方式を自校方式に戻した自治体もあるということで、何か流れが全体がセンター方式になっているみたいですけども、自校方式に戻す自治体もある

ということを認識いただくとともに、先ほど言いましたけれども食育基本法に基づく国の食育推進基本計画には、食育を進めるために単独調理自校方式、それぞれの保育所や小中学校が自分の学校で調理することが望ましく、自校方式の価値を見直すべきだという趣旨のことが盛り込まれております。ですから、学校給食を考えたときに当然経費も考えますけれども、子供たちの将来のことを考えれば自校方式も一つの選択、主として視野に入れて検討するということが私、必要だと思うんですけれども、その点はいかがですか。

議長（岩佐信一君） 教育長。

教育長（岩城敏夫君） 自校方式のよさも十分認識しているところでございますが、本町といたしましてはセンター方式の歴史も非常に長くなって、やり方、ノウハウ等もきちっと構築されておりますので、この方式で今後も考えていきたいというふうにならざるを得ないところと考えております。以上です。

議長（岩佐信一君） 鞠子幸則議員。

3 番（鞠子幸則君） 私、小学校のときには自分でつくった野菜を持って行って調理してもらって食べたという懐かしい経験もあるので、自校方式を一概に否定しないで今後検討することを求めて終わります。

議長（岩佐信一君） これをもって鞠子幸則議員の質問を終結いたします。

以上で一般質問を終了いたします。

以上で本日の日程は全部終了いたしました。

本日はこれをもって散会いたします。

長い時間でしたけれども、ご苦労さんでございました。

午後 5時44分 散会

上記会議の経過は、事務局長 佐藤 正 司の記載したものであるが、その内容に相違ないことを証するため、ここに署名する。

亘理町議会議長 岩佐 信一

署名議員 高野 孝一

署名議員 宍戸 秀正